

平成30年3月定例会

浪江町議会会議録

平成30年3月 6日 開会

平成30年3月15日 閉会

浪江町議会

平成30年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
山崎博文君	14
渡邊泰彦君	28
馬場 績君	45
散会について	67
散会の宣告	67

第 2 号 (3月7日)

議事日程	69
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	73
開議の宣告	74
議事日程の報告	74
議案第15号から議案第52号の一括上程、説明	74
延会について	125
延会の宣告	125

第 3 号 (3月14日)

議事日程	1 2 7
出席議員	1 3 0
欠席議員	1 3 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 0
職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
開議の宣告	1 3 2
議事日程の報告	1 3 2
議案第15号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第16号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第17号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第18号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第19号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第20号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第21号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第22号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第23号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第24号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第25号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第26号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第27号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第28号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第29号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第30号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第31号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第32号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第33号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第34号の質疑、討論、採決	1 5 9
延会について	1 7 4
延会の宣告	1 7 4

第 4 号 (3月15日)

議事日程	1 7 5
出席議員	1 7 7
欠席議員	1 7 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 7
職務のため出席した者の職氏名	1 7 8
開議の宣告	1 7 9
議事日程の報告	1 7 9

議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 1 9
請願・陳情審査報告	2 2 0
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 0
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 2 6
町長あいさつ	2 2 6
閉会の宣告	2 2 7

浪江町告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月9日

浪江町長 馬場 有

1 日 時 平成30年3月6日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木榮勇君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年浪江町議会3月定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月6日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から7年が過ぎようとしております。3月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

また、報道機関からは撮影等の申し出があります。これを許可したいと思いますのでご了承ください。

会議の前に、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（清水佳宗君） 馬場績議員におかれましては、議員在職期間が27年以上となり、全国町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇の前にご移動ください。

馬場議員、前にお進みください。

○議長（紺野榮重君） 表彰状、福島県浪江町馬場績殿。あなたは町村議会議員として永年にわたり、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成30年2月8日。全国町村議会議長会会長 櫻井正人。代読。

[拍手]

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年浪江町議会3月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、14番、佐藤文子君、15番、吉田数博君、16番、馬場績君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は本日から15日までの10日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日までの10日間とします。
会期中の会議についてお諮りいたします。6日、7日、14日及び15日を本会議とし、8日から13日までは委員会等のため休会としたいと思っております。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。
-

◎行政報告

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。町長の発言を許可します。
町長。
[町長 馬場 有君登壇]
- 町長（馬場 有君） おはようございます。
議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。
平成30年浪江町議会3月定例会の開会にあたり、行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、昨年3月の一部の避難指示解除から、まもなく1年を迎えようとしております。

この1年、一層の生活環境整備を図るべく、災害公営住宅等住環境の整備をはじめ、デマンドタクシーの運行、浪江にじいろこども園やなみえ創成小中学校の整備等、町の再生に向けた様々な施策に積極的に取り組んでまいりました。

先日公表された住民意向調査では、帰還者も含め、「すぐに・いづれ帰る」と答えた割合が16.8%と前年度調査に比べ、わずかに減少したものの、「判断がつかない」と答えた割合は、31.6%と3.4%増え、「帰還しないと決めている」と答えた割合が49.5%と3.1%減少しており、少しずつではありますが、町の復興の進展により、「帰れるかもしれない」と思われている町民の方々が増えたものと感じております。

そうした町民の皆様のご思いに応えるべく編成を行いました、平成30年度当初予算について述べさせていただきます。

来たる平成30年度は復興計画第2次に掲げる「本格復興期」の2年目となる年であり、これまで進めてきた町内の生活環境の充実と町内での賑わいの回復に加え、持続可能なまちづくりを目指し、雇用の確保に向けた産業関連事業を重点に予算化をし、一般会計においては平成29年度当初比で22.9%増の、総額329億4500万円の大規模予算となりました。

予算規模が拡大する一方、歳入におきましては、避難指示解除区域の固定資産税について法定減免を超えて町独自に全額減免するなど、非常に厳しい状況の中、町民の生活再建に最大限配慮をいたしました。そのため、引き続き町税等の自主財源の確保が困難であることに加え、地方交付税等の一般財源が減少するなど、厳しい財政運営となりますが、福島再生加速化交付金や東日本大震災復興交付金等の復興財源を最大限活用しつつ、財政調整基金や復旧・復興基金等を取り崩し、財源の確保を図りました。

歳出におきましては、さらなる町内生活環境の充実を図るため、公設商業施設の整備を進める予算を計上いたしました。また、産業再生と雇用創出に向けた棚塩産業団地におけるロボットテストフィールドと水素製造拠点施設を、今夏から順次着工いたします。さらに、「北・南産業団地」、「交流・情報発信拠点」の造成工事にも着手いたします。

町の復興・創生の核となる、「請戸漁港の荷捌き施設等の整備」、「水産加工団地の整備」、「農業用施設の復旧」、「農地の保全と新たな農業形態の検討」など、第一次産業の再生も併せて進めてまい

ります。

町の復興・創生のため、不退転の決意をもって全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

はじめに、帰還困難区域の復興再生に関する取組について、ご報告いたします。

昨年12月に国の認定を受けた、「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、円滑かつ確実に実施していくため、国・県等関係機関と、「特定復興再生拠点整備推進会議」を設置いたしました。

今後、拠点区域の皆様のご協力をいただきながら、関係機関連携のもと、帰還困難区域の復興再生を目指し、除染・廃棄物処理とインフラ整備等が連携した効率的な整備を進めてまいります。

次に、健康関連施設整備の検討状況について、ご報告いたします。

町内へ帰還される皆様の生きがいづくりや健康管理に必要となる環境整備を進めるため、「健康関連施設整備検討委員会」による検討を行ってきましたが、この度、委員会から提言をいただきました。

今後この提言を踏まえ、健康関連施設や介護関連施設等の整備、スポーツイベント等の再開等について、検討・実施してまいります。

次に、浪江町内での事業活動について、ご報告いたします。

3月1日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規あわせて、85事業所となっております。昨年4月1日と比較して、34件の増となっております。また、再開には至っておりませんが事業再開等の相談件数は63件となっております。

次に、帰還促進・事業再開支援事業について、ご報告いたします。

町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資することを目的とし、7月1日から1月31日までプレミアム付商品券の販売を行いました。

今年度の販売実績としては、購入者は1809人、商品券販売額は9924万円、50%のプレミア率を含めた額は1億4886万円となっております。

この事業により地域経済の活性化も一定程度図られ、また町民、事業者双方から大変好評をいただいたこともあり、次年度も引き続き実施をしていきたいと考えております。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

昨年末から1月末まで町に明るさと賑わいを再生させるための

「浪江ライトアップ事業」の実施、また元旦には震災後初となる「あるけあるけ初日詣大会」が開催されました。元旦の早朝にもかかわらず、約70名の方々が約3kmの道のりを歩いて参加いただきました。また大平山会場には約250名の方々にお集まりいただき、みなさんと初日に復興への願いを込めました。

引き続き、町民が集い、町民同士・また町と町民の絆が深まるような町内イベントを企画・実施してまいりたいと思います。

次に、「いこいの村なみえ」の整備状況について、ご報告いたします。

一時帰宅をされる町民や事業再開のため準備をされる事業者の滞在施設、また町に来訪される町外の方々の宿泊場所として、いこいの村なみえの施設整備を行っております。

ログハウスタイプのコテージについては5棟20部屋、いこいの村の本館については8部屋の客室と浴室・サウナなどの改修工事を行っており、年度内には完成する予定で、今後、管理運用面の準備を進めてまいります。

次に、「まちづくり会社」の設立について、ご報告いたします。

官民協働のまちづくり、地域活動の活性化などを目的に、まちづくり会社「一般社団法人まちづくりなみえ」を1月22日に設立いたしました。

このまちづくり会社では、①町民雇用の実現のための、公共施設の清掃や草刈りを行う管理事業。

②地域コミュニティーの再生や地域活動を支援する、地域づくりコーディネーター事業。

③町民による震災伝承事業として、視察・語り部事業。

④交流人口拡大のための、観光ツアー事業。

⑤町内での交流の場の創出のためのイベント事業などを行います。

現在はこれら事業を進めるための人材確保や事務所準備など、来年度当初からスタートできるよう準備を進めております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

北・南産業団地整備については、基本設計、地権者へ事業説明が完了しており、現在は北産業団地の用地買収を進めながら、実施設計に着手しておりますので、今後は各種許認可を進めつつ、造成工事を計画的に行ってまいります。

また、早期に進出を希望される企業へ提供する用地として昨年度取得した浪江日本ブレーキ株式会社の既存建屋の解体工事や敷地整

備工事を進めており、今年度末の供用開始を予定しています。

さらには、大規模水素製造拠点及びロボットテストフィールドの誘致箇所として整備を進めている棚塩産業団地においても、イノベーション・コースト構想関連産業の誘致を目指し整備を進めております。

誘致活動については、1500件超の事業者へアンケート調査を行い、うち30件程度の訪問ヒアリング等を実施したところでありますので、今後はより立地可能性の高い事業者等へ重点的に誘致活動を展開してまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取組状況について、ご報告いたします。

東京五輪・パラリンピックに水素エネルギーを活用することを目指して、NEDO（ネド）が実施する大規模水素製造拠点の整備事業について、浪江町では、昨年12月にUR都市機構と拠点施設が立地する棚塩産業団地整備に係る業務委託契約を締結いたしました。

また、2月26日にUR都市機構が工事請負会社と契約を締結したところであり、4月15日には、起工式の開催を予定しております。今後は、早期に造成工事に着手し、7月の水素製造プラント建設着工までに事業用地を提供できるよう、計画的に事業を進めてまいります。

次に、町内での営農状況について、ご報告いたします。

第2次浪江町農業再生プログラムにおいて、風評の影響を受けにくい花き栽培の振興を進めてまいりました。このたび、町内で花き生産に取り組んでいるNPO法人Jinが、国内第2位の売り上げを誇る花き卸売業者のフラワーオークションジャパンから、「新規産地・高品質ナンバーワン」の優秀賞を受賞されました。

この成果は、農業者の皆様の努力の賜物であり、花の一大産地を目指す町にとっても、農業再生を大きく後押しするものであります。

水稲や野菜の生産も年々増加しており、引き続き、町内で立ちあがり、歩みだす農業者を積極的に支援してまいります。

次に、水産業の再生に向けた取り組みについて、ご報告いたします。

請戸漁港につきましては、新年の1月2日に7年ぶりとなる「出初式」が開催され、請戸漁港の再生に向け、輝かしい新年を迎えることができたところであります。

また、1月22日の臨時議会で承認されました、請戸漁港水産業共同利用施設について同日契約を締結し、着工いたしました。平成31年3月の竣工へ向けて整備していく予定であります。

次に、有害鳥獣の捕獲について、ご報告いたします。

本年度の有害鳥獣捕獲頭数は、1月末現在でイノシシ720頭、アライグマなど292頭であり、家屋や農地の被害軽減に向け、引き続き対策を講じているところであります。

これにより、平成29年3月の解除の時期と比べますと、昼間の目撃はかなり減少しており、今後も捕獲活動に努めてまいります。

次に、町営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

幾世橋住宅団地第2期工事分63戸については、まもなく完成する予定であり、現在入居手続きを進めており、今月中には入居ができる見通しとなっております。

また、幾世橋集合住宅につきましては、2月末現在で80戸中59戸が入居しております。

次に、住宅用太陽光発電設備導入補助について、ご報告いたします。

再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進する目的で、1月17日より募集を開始し、2月末現在で11件の申込みをいただいております。

次に、復興道路事業について、ご報告いたします。

復興道路事業のうち、一里檀大町線の橋梁下部工を発注し、工事に着手しました。他の路線につきましても早期完成に向け順次進めてまいります。

次に、防犯灯LED化事業について、ご報告いたします。

避難指示解除区域内の防犯灯1986基のうち1687基について1月末で交換が完了いたしました。残りの防犯灯につきましても、3月末までに交換を完了する予定であります。

次に、河川環境整備事業について、ご報告いたします。

町内の荒廃抑制及び火災予防を目的とした、避難指示解除区域内の請戸川及び高瀬川河川敷除草作業を1月末に完了いたしました。今後とも河川環境が維持できるよう関係機関と連携してまいります。

次に、医療費一部負担金等免除の継続について、ご報告いたします。

先般、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者に係る一部負担金等の免除の取扱いについて、平成30年度も財政支援策を継続するとして平成30年度政府予算案が閣議決定されました。

帰還困難区域の被保険者を除き、所得の判定及び未申告者への取扱いが加わりました。該当者には、一部負担金等の免除措置を平成

30年3月1日から平成30年7月31日まで延長することとし、2月下旬に「一部負担金等免除証明書」を発送いたしました。

次に、東電賠償請求の訪問支援事業について、ご報告いたします。

75歳以上の単身世帯など、高齢者996世帯を対象に、意向調査等により支援希望のありました452世帯に対し、平成27年度から請求支援を実施しております。

このうち、訪問を希望された世帯は、12月末現在189世帯で、これらの方々に対しては、訪問による請求支援を実施しております。

今後も引き続き、対象者への請求支援を継続し、未請求損害の解消に努めてまいります。

次に、応急仮設住宅について、ご報告いたします。

2月20日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数1800戸に対し、入居戸数227戸、入居者数382名、入居率12.6%となっております。

また、2月20日現在のみなし仮設住宅の再契約は、対象戸数1190戸に対し、契約戸数883戸で74.2%が終了しております。

次に、町外の復興公営住宅について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、2月1日現在で1591世帯、2789名の入居が決定し、1526世帯、2681名が入居を開始しております。

なお、1月定期募集は、募集戸数566戸に対し応募戸数147戸で、倍率は、0.26倍となりました。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

4月の開校・開園に向け、なみえ創成小・中学校の学校見学説明会を12月16、17日に、浪江にじいろこども園の仮入園説明会を2月16日に、それぞれ開催いたしました。

また1月7日、平成30年浪江町成人式を、新成人114名に出席をいただき、震災以来7年ぶりに町内で開催いたしました。

3月3日に、浪江町芸能祭を浪江町地域スポーツセンターで開催し、12の団体に参加いただき、それぞれの芸能を披露したほか、特別ゲストとして浪江町出身のピアニスト添田哲平さんと台湾出身のイザベラ・チェンさんをお招きしピアノとヴァイオリンによる二重奏をしていただきました。震災後初めての町内開催となった芸能祭には、多くの町民が県内外より訪れ、町の文化芸能を堪能しました。

地域の文化芸能の活動としまして、1月14日に、南津島郷土芸術保存会による福島県指定重要無形民俗文化財「津島の田植踊」の披露が福島県男女共生センターで行われました。

2月18日には、町指定無形民俗文化財「請戸の安波祭」が請戸地区で行われました。いずれも地域の熱意により、復活、伝承がなさ

れたものであり、町としても引き続き支援してまいります。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、町道認定案件1件、条例の新規制定案件が5件、一部改正案件が8件、廃止案件2件、契約等の締結及び変更案件が3件、平成29年度の補正予算案件が8件、平成30年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が二人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇山崎博文君

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君の質問を許可します。

12番、山崎博文君。

[12番 山崎博文君登壇]

○12番（山崎博文君） 12番、山崎博文です。

議長の許可を得ましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。昨年12月定例会の一般質問では用意した質問事項が多く、すべての質問を持ち時間内に行うことができず、通告書によって答弁の準備をされていた町長をはじめ所管課長には大変申し訳ありませんでした。その反省を踏まえ、今回は質問事項を絞り、簡潔に質問を行いたいと思います。なお、質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

さて、馬場町長に置かれましては、昨年の12月定例会中に体調を

崩され閉会后、入院加療を要されています。改めてお見舞い申し上げますとともに、今後、体調管理には十分にお気をつけいただきたいと思います。

それでは、まずはじめに、質問事項1. 新年度予算編成の基本的な考え方について、ご質問いたします。なお、この質問は前回の一般質問で行う予定でしたが、私の時間配分が間違っしまい、質問できなかつたものですから、今回ご質問いたします。

政府は震災発生後の5年間は復興集中期間と位置づけ、25兆5000億円を投じて被災地の復興にあたってきました。

平成28年度から位置づけられた、復興創生期間における国の復興予算は5年間で約6.5兆円と、実に復興集中期間と比較しますと、約4分の1に復興予算が減額されました。東日本大震災により被災した岩手・宮城両県は、「目に見える復興」は確実に進んでいるのではないかと考えられますが、浪江町を始めとする自然災害と原子力災害との複合災害の被災地では、復旧・復興はもちろん、町民支援などまだまだ課題が山積しています。特に当町は、自主財源確保が大変厳しい財政状況にあることは十分承知しています。そのような状況の中で予算編成は大変苦労されたことと思います。そこで、行政報告にはありましたが、町は新年度予算をどのような方針で編成されたのか基本的な考え方について、お伺いいたします。

また、自主財源確保が厳しい中で、財源確保に向けてどのように取り組む考えか、さらに、今年度の予算額を見ても、その額は補正を含めると500億円をゆうに超えるもので、予算額と決算額の比較とはなりますが、震災前の平成22年度決算額の94.6億円と比べ5倍以上になります。これだけの予算規模で事業執行を行うには、マンパワー不足は大きな課題となり、復興を加速させる上でも大きな影響を与えるものと思っております。そこで、マンパワー不足解消に向けて、どのように取り組む考えか、あわせてお伺いいたします。

次に、質問事項2. 町健康関連施設整備について、ご質問いたします。

復興計画第二次には「生きがいづくりや充実した健康管理により、いきいきとした生活ができる環境を創る」ことが掲げられております。それを実現するために、町では、健康関連施設について、昨年12月定例会で町民や有識者による町健康関連施設整備検討委員会を設置するとの答弁がありました。それを受け、委員会が12月22日に設置され、第1回を開催し、そして今年1月31日に第2回が開催されたと、過日開催の全員協議会で説明がありました。また説明では、復旧・整備が必要な施設として、ふれあいセンター運動場、介護関

連施設、図書館、公民館、キッズパーク、丈六公園、浪江小学校、中央公園などが挙げられました。さらに、財源や利用見込みにより今後判断する施設として、パークゴルフ場、プールなども挙げられました。全協では資料をもつての簡単な説明でしたので、ここで委員会の中では、どのような議論が展開され、どのような提言案になったのか、詳細について、お伺いいたします。

また、提言案は先月27日に町健康関連施設整備検討委員会より町に答申されました。この答申を受け、今後どう具現化していくのが求められます。そこで町は、どのように計画を立て、どのようなスケジュールで整備を進めていくのか、考えをお伺いいたします。

さらに、ここでも問題になってくるのが、施設整備のための財源だと思えます。町の自主財源だけでは到底、様々な健康関連施設の整備・維持管理ができないのは明々白々です。町としてこれら財源についてどう考えているのか、お伺いいたします。

次に、質問事項3. 行政区の運営について、ご質問いたします。

浪江町は震災時、政府からの情報が届かなかつたことにより、他の双葉郡の自治体よりも広範囲に町民が避難を余儀なくされました。また、請戸、棚塩を中心に沿岸部では、郡内の他町村よりも津波による被災が甚大でありました。そういう中で行政区の意義が問われているのではないかと感じております。震災後も49行政区の各区长さんは、それぞれ苦勞なさって活動を続けていらっしゃると思いますが、年月が経つにつれ活動などが難しくなっているのではないかと感じております。そこで、例えば事業実施の場所や内容、各行政区の予算の執行状況、参加する住民の推移など、震災後の各行政区の活動の実態について把握している範囲でお答えいただきたいと思えます。

昨年3月31日に、一部地域が避難指示解除となつてから今月末で丸1年となります。解除してから1カ月後の4月末で町内居住者は193名でしたが、今年1月末現在で490人と約300人増加しました。着実に増えているという印象ですが、まだまだ復興は道半ばです。区长さんから見れば、自分の区で誰が帰っているのかというのは非常に気になる場所でもありますし、同じ区の住民からも聞かれるのではないかと感じております。私は、個人情報かもしれませんが、帰町された方の情報については区长さんと共有する必要があると思えます。そこで、町は帰町者の居住情報について地元区长と共有できているのか、お伺いいたします。

現在の浪江における行政区長の役割を見てもみると、広範囲に散らばった区民との連絡、総会等の準備、町と区民との連絡調整、区

内の見回り等、本当に多岐にわたり、震災前より遥かに大変になっているのではないかと思います。これらを担う区長には、今ほど申し上げましたような負担を考慮して、報酬について検討が必要ではないかと思います。ここですみませんが、通告書で行政区長設置条例の第4条第2項の改正の必要性について記載しました。この第4条は報酬についての条文でして、第2項で平均割、面積割、世帯割の合計額とすることと記載してあります。ただ附則3において、当分の間、第4条第2項にかかわらず、報酬支給額は世帯割により算出した額、と平成24年3月に改正されていたことが、質問原稿作成中に分かりました。通告書の作成段階で条例をプリントした際、1枚目が附則2までだったものですから、2枚目の付則3までは目を通しておらず、私の早とちりでございまして、ここで、大変申し訳ありませんが、具体的に記載しました行政区設置条例の第4条第2項の改正の必要性については取り下げさせていただきたいと思いません。

いずれにしても、実態を見ると全国にそれぞれの区民が避難しているわけですから、世帯数だけでは当てはまらないのではないかと、思います。現在の区長の負担の状況を配慮して、区長の業務に報いるべきではないかと考えますが、町の考えを、お伺いいたします。

このように報酬の面で行政区長の負担に配慮する一方で考えなければならないのが、行政区の再編です。現在の490人、338世帯という居住実態、今後数年間の帰町者予測、津波被災行政区の実態、帰還困難区域の状況、これらを見て、果たしていつまでも49行政区のままでいいのかという問題が出てきます。一つの先例ですが、南相馬市鹿島区港行政区では、東日本大震災により行政区の区域が災害危険区域に指定されていることや、震災前37世帯あった世帯が36世帯の移転と1世帯の避難により、行政区存続が不可能となったとの理由により、行政区の再編が行われました。このように実態をきちんと捉えた行政区のあり方、再編、廃止など見直しについて考えるべきと思いますが、町の考えを、お伺いいたします。

そして、行政区の再編を考えていく場合、次に考えなければならないのが、地域単位のコミュニティーをどう再生していくのかという問題です。居住実態を捉えた上で、行政区長が担ってきたコミュニティーの形成、維持、町民の意見の吸い上げのような機能を持つ仕組みを新たにつくっていくべきではないでしょうか。そこで、町では地域コミュニティーの再生につながるためにどのような取組みを行うつもりなのか、お伺いいたします。

次に、質問事項4．仮設焼却炉の有効利用について、ご質問いたします。

棚塩に設置された仮設焼却施設は、津波がれき、被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物、住民の方々が片付けを行って廃棄されたごみ及び除染作業に伴い発生する可燃性廃棄物を焼却処理し減容化することを目的に設置され、平成27年7月から本格稼働しました。この間、今日まで減容化に大きく役立ったと思います。後にも触れますが、供用期間は当初から1年延長となり、今年度末と記憶しています。この記憶が間違いであればご指摘いただきたいと思います。そこで、焼却に係る検証が終了期間を前に必要ではないかと考えます。そこで、放射性物質放出や焼却作業などの安全性をどう総合的に分析されているのか、お伺いいたします。

最大1日300tの焼却能力と理解しています。津波がれきなど焼却処理が進んできて、今では焼却能力に余力があるのではないかと考えます。そこで、今年度の焼却実績を把握されていますか、把握されているなら焼却量についても、あわせてお伺いいたします。

今程も申し上げましたが、供用期間は今年度末と記憶しています。その上で、焼却に余力があるのであれば私は、せっかく設置してあるのですから、有効利用の継続を検討されてもいいのではないかと考えます。例えば、今年度実施した河川の草刈で発生した膨大な草の処分ですが、これは火力の関係や施設のキャパシティーの関係から北部衛生センターでは、とても短期間で処理できない量だと前回の12月定例会一般質問に対する答弁がありました。こういうものは早く、仮設焼却施設で処理していくべきだと思います。前回は、町で処理について環境省と協議を進めていくということでしたが、その後、どういう結果になって、スケジュールはどのようなのか、お伺いいたします。もし河川の草刈で発生した膨大な草の処分を仮設焼却炉において実施した場合、年度をまたぐことになるのではないかと考えます。また、被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物についても、解体申込数3214件に対し解体工事済数が1881件ですから、1000件以上の廃棄物処理をしなければなりません。当然、大前提に住民の理解があつてのことではありますが、環境省と供用期間の延長に向けて協議すべきと考えます。また延長に際しては、仮設焼却施設という位置づけですから、焼却炉の耐用年数も考慮しなければなりません。そこで、耐用年数は何年と捉えているのか、お伺いいたします。また、まだ利用可能であれば、有効利用を継続すべきと考えますが、有効利用について、お聞かせいただきたいと思います。

次に、最後の質問になります。質問事項5．特定復興再生拠点整

備計画認定に伴う町対応について、ご質問いたします。この点についても、冒頭申し上げました質問事項1同様、前回質問できなかったものですから、ご質問させていただきます。

県は昨年11月20日に、新生ふくしま復興推進本部会議で、町の復興再生拠点整備計画案に同意しました。これを受け、翌月の22日に国から認定を受けました。県の同意以前からマスコミ報道などにより、整備計画案について地域住民から説明会の開催を求める声が、多く私のところに届いています。過日開催の全員協議会で、「住民説明会の開催の有無について」質問したところ、「これから開催される行政区の総会などの際に時間をお借りして説明を行いたい」とのお答えでした。5月にも復興拠点整備に向けた除染とインフラ整備を着工するとの報道もあります。そこで改めて確認の質問となりますが、着工前に説明会を開催されるか、お伺いいたします。

居住制限区域、避難指示解除準備区域の両区域は、解除前後において、家屋解体の申請や帰町者に対する帰町準備のためのリフォームやハウスクリーニング、引越しなどの各種補助制度が設けられました。今後拠点整備が進む中、エリア内でも同様の制度が当然必要と考えます。町では昨年12月15日、関係機関に対し、「浪江町の策定した、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載される内容、趣旨が実現できるよう、必要な予算措置をすること」などの要望を行われていることは承知していますが、今から、これら具体的補助制度に伴う財源確保等について国と協議すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。なお、答弁によっては再質問・再々質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 新年度予算編成の基本的な考え方についての質問にお答えをいたします。

予算編成にあたりましては、毎年度、政策課題を確認し、住民福祉の向上を図るため、「予算編成方針」を定め、適切な予算編成に努めておるところであります。

平成30年度の予算編成方針としては、①「浪江町復興計画【第二次】」の着実な推進、②避難指示一部解除後の新たな課題への対応、③「復興・創生期間」内での事業実施と財源の有効活用等を基本としております。

特に、新年度は、これまで進めてきた町内での生活環境の充実に加え、町内での賑わいの回復と、持続可能なまちづくりを目指し、

雇用の確保に向けた産業関連事業を重点的に予算化いたしました。

さらに、町外に避難している町民の方々の生活再建、生活支援に対しても引き続き予算化したところであります。

なお、財源のほぼすべてを国に依存している厳しい財政状況の中でありますので、財政運営の基本である「費用対効果」に留意をしながら、各課、各事業を組み立て、浪江町の復旧・復興を最大限進めるよう、全力で取り組んでまいります。

なお、新年度の具体的な事業については、議案として提出しておりますので、慎重なるご審議をいただきたいと存じます。

ほかの質問については、担当課長がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、(2) 財源確保に向けてどのように取り組むのかのご質問にお答えいたします。

震災後の当町の財源構成につきましては、そのほとんどが、国からの財政支援に依存しております。

当町の復旧・復興には、まだ相当の期間と財源が必要であることは明白であり、それに対する国の財政支援の継続は必要不可欠であります。議員お質しのとおり、国が定めた「復興・創生期間」は、期間・財源とも限りがあり、期間終了後の国の対応について、明らかにされておられません。

当町の復興に必要な財源の確保は、町の存続に係わる最も困難な課題の一つであり、引き続き、町内での事業再開支援や産業基盤の整備を進め、雇用の確保と税収増に努めると共に、国に対し、「復興・創生期間」後の財政支援の継続を強く求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） (3) マンパワーの不足解消に向けてどのように取り組むのかというご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、平成29年度の予算規模は、補正予算を含めると500億円を超えており、震災前との単純な予算規模での比較ということで言いますと、その事業執行に当たる職員のマンパワー不足は、復興事業の加速という視点からも現在の大きな課題であると認識しております。

1月1日現在において、特別職と臨時的任用職員を除き226名の職員により事業執行に当たっているところであります。このうち正規職員158名で、復興創生期間の復興事業を支える任期付職員、再任用職員、各派遣職員等の任期の定めのある職員が68名となっております。

任期付・再任用の職員、また派遣職員等の人数については、現在の人数を最低の必要人数と捉えまして、不足人員については、あらゆる手法を活用し、積極的な人員確保に努めてまいります。

また、正規職員の確保には、現在の町の現状から、人口規模、予算規模等からの適正人員の把握が非常に難しいものとなっておりますが、当町の事務組織を支える正規職員の採用に当たっては、町の財政負担が伴うことを踏まえ、長期的な視点での事務組織の維持について考慮しつつ、正規採用職員の確保に努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは2. 健康関連施設整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1) 検討委員会でのどのような議論がなされたのかのご質問にお答えいたします。

健康関連施設整備検討委員会につきましては、昨年12月22日と本年1月31日の2回開催いたしております。

委員会では、検討テーマである「健康」について、単に運動に関する活動や施設の検討をするのではなく、生活を豊かにすることで、心も体も健康にするという視点が重要であるとの意見が出され、「心身健康な人たちであふれるまちづくり」という基本コンセプトが整理されました。

これらに基づき「個人の状況に応じた身体的健康の確保」「個人の時間や趣味を自由に楽しむことのできる心身の健康の確保」「人や町とのつながりによる心身の健康の確保」といった三つの柱について、それぞれどのような活動・施設が必要か議論され、ふれあいセンターなみえ周辺での運動施設、介護関連施設整備や浪江小学校の有効活用等、2月27日に町に提言されたところでございます。

続いて、今後の計画とスケジュール、さらには施設整備維持管理の財源についてのご質問にお答えいたします。

委員会からの提言では、復旧・整備が必要な施設として、ふれあいセンターなみえ運動場や介護関連施設等、複数の施設が提案されております。

施設整備に当たっては、整備の必要性や整備方針、整備スケジュール、さらには整備財源の確保等、多方面からの検討が必要となります。

特に、整備財源につきましては、自主財源の確保が困難な中、「復興・創生期間」内の復興財源の活用を中心に考えております。

また、整備後の維持管理についても、過度の財政負担とならないよう、省エネに配慮した施設や、複合施設として整備するなど、経

費節減に努める必要があると考えております。

これらを踏まえ、「復興・創生期間」内での事業実施に向け、施設担当課としての整備計画の整理や、復興庁との財源協議等、早急に取り組むことといたしております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、3. 行政区の運営について、(1) 震災後の行政区の活動状況や各事業の参加者の推移についてというご質問にお答えいたします。

各行政区の活動状況について、平成28年度の行政区活動補助金の申請実績等によりお答えいたします。

本事業を申請している行政区は、49のうち30の行政区となっております。活動内容はそれぞれ異なりますが、総会を年1回、役員会を年3回程度開催することや、町内の地区保全活動を年1回実施されております。

総会や役員会を実施している行政区においては、総会1回開催あたり平均30人程度、役員会1回開催あたり平均10人程度が参加されているようです。

町内の地区保全活動などを実施している行政区においては、1回あたりの実施で平均10人程度が参加されていると聞いております。

続きまして、(2) 居住情報は地元区長と共有できているかというご質問と、(3) 今後の行政区のあり方、地域コミュニティーの再生についてというご質問にお答えします。

行政区長との町内居住者情報の共有は、個人情報保護法及び条例の制約などから、現段階ではできていない状況でございます。また、議員お質しのとおり、我々も町内に居住する住民のコミュニティーの再生と行政区の再編は、大きな課題であると認識しております。

この課題を解消するため、来年度予算案にも計上させていただいておりますが、町内のコミュニティー再生支援事業に着手をいたします。

この事業は、町内に地域コーディネーターを配置し、町内に居住する町民同士をつなぎ、住民自治機能を再構築することを最大の目標として実施するものでございます。

同時に、既存49行政区の今後のあり方について、町民の皆様や行政区長の皆様との懇談による住民主体での取り組みを支援し、今後の方向性を見出すことを目的に実施いたします。

ご質問にあった居住者情報の共有と行政区のあり方とあわせた区長報酬につきましても、本事業を通じて解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 4. 仮設焼却炉の有効利用について、(1) 仮設焼却施設の安全性について総合的に分析されているかというご質問にお答えいたします。

放射性物質の管理につきましては、施設内及び敷地境界線等でモニタリングが実施してされております。空間線量、地下水、雨水排水、排ガス、焼却灰及び煤塵（原灰）の測定結果は基準値以下となっております。

なお、焼却作業員の労務管理につきましても、法令に基づき適正に対応していることを確認しております。

(2) 今年度の焼却実績を把握しているかということでございますが、焼却炉の年間の処理能力は7万5000tとなっております。平成29年度の焼却実績は、平成29年12月末現在で約3万1000tを焼却しております。稼働からの焼却の総量でございますが、約16万6000tとなっております。

(3) 仮設焼却炉が、耐用年数が何年かということと、利用可能であれば今後の有効利用についてということでございますが、河川の草刈から発生した草につきましては、1月から仮設焼却炉で焼却処分をしております。

設置している仮設焼却炉につきましては、一般廃棄物処理施設と同等の機能となっております。適切に点検、整備することにより長期的に安定稼働することが可能な施設となっております。

有効利用につきましては、議員お質しのとおり、今後も家屋解体等により廃棄物が見込まれますことから、施設の延長、有効利用をすべきであり、環境省と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、5. 特定復興再生拠点整備計画認定に伴う町対応について、ご質問にお答えいたします。

まず、(1) 拠点エリア対象者への説明会開催についてにお答えいたします。

特定復興再生拠点の整備につきましては、現在、避難指示解除や営農再開等の前提となります「除染」の着工準備を進めているところでございます。

そのため、拠点整備の全体計画や除染への協力をいただくため、拠点区域の皆様への説明会を、行政区の総会などの機会にあわせ、開催することとしているところでございます。

(2) 家屋解体や補助制度についてのご質問にお答えいたします。議員お質しの「家屋」の解体につきましては、宅地の除染と併せ、

実施することとしております。

また、町内への引越しや自宅のリフォーム・清掃補助につきましては、避難指示が解除された区域において、現在も行っておりますが、財源につきましては、引越し補助を除き、国の補助制度がなく、町単独事業として実施しております。

今後も、引き続き事業を実施していくため、国と財源協議を行うなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それでは、再質問いたします。

まず、新年度予算編成の基本的な考え方については、理解できました。後日、新年度予算案が提案されますから、具体的な説明もありますので、予算審議の中で議論をしたいと思っております。

それでは、2点ほど再質問いたします。

1点目ですが、町健康関連施設整備について、お伺いいたします。施設整備までの対応です。これから整備するとして、当然2年から3年は最低でもかかるものと推察いたします。そうなると町民サイドでは健康関連施設が整備されるまでの間、町は何もしないのかということになるわけです。既に帰町した町民がおりますし、今後帰町する町民もおられます。これら町民の方々の健康づくりや生きがいづくりについて施設ができるまでの間、町は何かしていかなければならないと思っております。

そこで、施設整備ができるまでの間、町ではどのように生涯学習などに取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、2点目ですが、仮設焼却炉の有効利用について、お伺いいたします。答弁では、安全性は総合的に評価していると、また焼却能力は十分にありますと、そして耐用年数は長期的に安定可能な施設と考えているということで、供用期間も延長し有効利用したいというような答弁だったと私は理解しました。

そこで、有効利用策の提案をしたいと思っております。イノシシ等の焼却処分です。処分には二つあると思っておりますが、まずは既に捕獲したもので埋設しているものの処分、もう一つは今捕獲しているものの処分です。埋設しているものについては、現在富岡町での実証や北部衛生センターでの段階的処分が進められてきていると理解しております。当町の平成28年度イノシシの捕獲数実績では659頭、捕獲されたイノシシの多くは公共施設などの敷地内に埋設されています。埋設地が不足しているということもお聞きしております。環境衛生上も問題ではないかと思っております。

そこで、これらを仮設焼却施設で積極的に焼却処分してもらうよ

う国に求めていくべきと思いますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、これから捕獲するイノシシについて埋設ではなく、効率よく焼却施設で処分していくことも重要だと思います。先日仮設焼却施設内において堆肥やおがくずを使ってイノシシを発酵分解した後、重機で破碎するという焼却前に必要な解体作業の負担を軽減するための実証試験が公開されました。武部環境政務官は視察後、「2月末まで実証試験を進め早期に成果をまとめる、今後どのように進めるかは地元と相談していきたい」との報道がありました。

そこで、次年度以降実証試験からしっかりと事業化し、仮設焼却施設において焼却処分を実施していくことも求めるべきと思いますが、町の考えをお伺いたします。

以上2点再質問いたします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） それでは、私からは仮設焼却施設に関する質問についてお答えをいたします。

まず、既に埋却しているイノシシについての焼却処分についてであります。議員が先ほどお質したとおり、埋却家畜もありますし、イノシシについては北部衛生センターでの処分が、始まっておりますが、他のごみと一緒に燃やす必要もありまして、火力が少なく中々加速度的には進んでいかない状況でありますので、このままでは埋却場所も不足することとなります。そのため仮設焼却施設での焼却について町としても要請をしておりました。そのことから、環境省では河川の草刈で出た草の焼却も考慮して、一般廃棄物の許可申請を行って1月には許可がおりたと伺っているところであります。これによりまして、埋却イノシシについても焼却処分が可能となったものと町として認識をしておりますので、着実に焼却が進むよう環境省に要請しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

もう一つ、続きまして、今後捕獲するイノシシについての処分についてであります。これを加速するために、現在富岡町で菌類を使って捕獲イノシシを縮小させる取り組みを行っておりますが、それと並行して先日環境省がおがくずや堆肥を使用してイノシシを乾燥縮小させる実証を行い、私も見学させていただいたところであります。1週間程度で体重も半分以下になるということであり、有用だと感じたところです。今後町による事業化の必要性も認識したところでありますので、本格的な施設の設置場所、環境対策、整備や運営の財源などについて実証試験の結果や国の動向をしっかりと見極

めながらイノシシの処分が加速するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、健康関連施設の再質問についてお答えいたします。

現在、町内では町内スポーツセンター内のアリーナ、あるいはトレーニングルーム、地域に開放されております権現堂集会所等におきまして健康づくりやサークル活動なども自主的に行えているようではございます。

町といたしましても、提言のありました健康関連施設の整備を進めるとともに、町づくり補助金を活用した各活動の支援、あるいは生涯学習事業の実施、スポーツイベントの再開、これらを通じまして町民の健康づくり、生きがいづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それでは、再々質問をいたしたいと思えます。

今期定例会中の会期中に全員協議会もあるようです。仮設焼却炉の延長についてということだそうですから、ここは一般質問の場ですから、もう一度再々質問ということで行いたいと思えます。

仮設焼却炉の有効利用についてでございます。前回行った12月定例会の教育行政に関する一般質問の際、小中学校のプール事業においてはプールが整備されるまでは南相馬市のプールをお借りしてはどうかと、また部活動においては野球等の団体競技に参加したいという生徒がいるのであれば、小高中学校の部活動に参加させていただくというのも一つの手ではないかと、教育の広域連携についてお尋ねしました。ここでも広域連携についての町の考えについてお伺いしたいのですが、その前段として双葉郡内7カ町村仮設焼却施設の設置状況と、今後の利用についてどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

その上で、町内の河川の草刈で発生した膨大な草やイノシシ等の処分を仮設焼却炉で行ってもまだ余力がある場合、これらの処分に苦慮する町村があるならば町は広域処理の受入れを考えても良いのではないかとこのように考えます。

双葉町、大熊町の間接貯蔵施設の受入れや富岡町の指定廃棄物最終処分場及び檜葉町の搬入路の受入れなど郡内の自治体が郡や県全体の復興を考え英断しています。馬場町長は、双葉地方町村会長も務めていらしたわけですから、双葉郡の全体の復興を考え環境省と協議し、広域処理も考えて良いのではないかとと思えますが、町長の

考えをお伺いし、再々質問いたします。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前10時09分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時11分）

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 仮設焼却施設の広域処理についての再々質問についてお答えいたします。

現在、郡内の仮設焼却施設の状況は、檜葉町、富岡町、大熊町、葛尾村で稼働をしております。その中で、富岡町では県の防災林事業の進展に伴い、運用の延長ができなくなっており、双葉町でも県の防災林事業の関係で埋設処理している家畜の処分が必要だと伺っております。そのため、これらについて浪江町の仮設焼却施設での処理をしたいと環境省から町にも現在依頼がきている状況であります。

議員お質しのとおり中間貯蔵施設、あるいは指定廃棄物の最終処分など郡内の他の自治体が英断を下して浪江町としても除染廃棄物等を搬入してもらっていただいております。

また、富岡町でも引き続き家屋解体ごみの処理が必要であり、浪江町、あるいは富岡町といった北・南の郡の拠点の復興を進めることが双葉郡全体の再生につながっていくものと考えております。

さらに、防災林事業の速やかな推進が安全・安心につながるなどから総合的に判断をしまして、私としては広域処理について前向きに判断をしていきたいと考えております。

今後、環境省には搬入するまでの経路、安全性など町にしっかりと丁寧の説明してもらった上で、受入れについて私が判断していきたいと考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、12番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時30分まで休憩します。

（午前10時13分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時30分）

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

8番、渡邊泰彦君。

[8番 渡邊泰彦君登壇]

○8番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告に従って一問一答方式でお願いします。昨日夜も寝れないくらい緊張しているので、ちょっと質問が曲がるかも分かりませんが、通告の質問だけ答えてください。

それでは、今回は3点についてご質問させていただきます。

まず1. 被災事業者の事業再開の状況について、2. 最新版の浪江住民意向調査について、3. 一般社団法人まちづくりなみえについて、この3点についてお答えください。

まず1. 被災事業者の事業再開の状況についてですが、先月経産省の来年度の補助メニューという説明会に参加してきました。その中で、約40項目くらいの助成金制度の説明を受けてきたんですが、その中で予算を大きく割いているのが、一つ目は、中心市街地の活性化事業の助成、二つ目は、地域ブランドの再生事業、そして三つ目としてものづくり、要するに新商品開発に対する助成というのがほとんどこの予算を大きく占めております。現在、浪江町の事業再開に向けてどのような役場と事業者のプロデュースができるのかと考えたときに、採択を受けるときに浪江町の今の状況で言えば該当しないんです、補助金の。

それはどういうことかという、例えば中心街活性化事業の助成金を申請しようとしても浪江町そのものにまだ中心街がないです。それを活性化しようがないんです。というのは、浪江町に必要なのは浪江町の中心街をつくる助成金、その前段階のものなんですけど、ここの助成金が欠けている。例えば、地域ブランドの再生にあっても、地域ブランドがあってそれがちょっと停滞していて、それを海外に販路を求めるとか、全国に広めるとかという助成金なので、その地域ブランドそのものがまだ浪江町で再生されていないというものに関しては、書類の内容全部見ると採択の該当にならないんです。そうなってくると、今現状浪江町でおかれている事業再開に何が一番良いのかという、今まで使っておりましたグループ補助助成金、そしてもう一つが事業再開等支援事業の補助金、さらには事業復興型雇用創出支援事業、この三つだけなんです。

これは、さすがに原子力被災地用の助成金に変化してきているので、この採択は非常に受けやすいという現状で、来年度の経産省の

助成金に関しても新たに浪江町で使えるものはないのかなということをお聞きしました。

それを踏まえて、(1) 福島相双復興官民合同チーム、これ被災者事業に対しての個別訪問を今しておりますが、これが平成30年2月の時点で1000社を超えています。大変な足を使ってこまめに事業再開を勧めるように、約1000社という相当な数だと思うんです。その中で、さっき言いました事業再開等支援事業の助成金が採択された事業者数もかなりの数になっております。現在約780社が採択を受けております。この官民合同チームの活動について町はどのような感じで今考えているのかということをお尋ねするとともに、また今後この活動に関してどのような問題点があるのかということをお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

官民合同チームには、事業者訪問に基づいた再開支援のほか、専門家の派遣、町との情報共有など、積極的に取り組んでもらっていると評価しております。

いわゆる「事業再開等支援補助金」につきましても、これまで40を超える事業者が補助採択を受け再開に至っております。それら申請手続きにおきましても官民合同チームによる支援をいただいているところであり、今後予定されております第5次公募にも多くの事業所が申請すると聞いております。

町といたしましては、今後の課題として、多様化する事業者の課題に対しまして丁寧に対応をいただくための体制強化を求めています。

そのことから、官民合同チームでは、来年度から浪江町内に拠点を設け活動すると聞いており、事業再開の加速に向け一層の協力・連携をしてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長からご説明あったとおり、町と官民合同チームが一体となって効果を上げているということは既成の事実であります。ただ、現在の官民合同チームの動き方なんです、浪江町の場合は産業振興課が中心となって官民合同チームとタッグを組んでいるわけですが、ほかの双葉郡の7カ町村を見ると、商工会と官民合同チームが一体になっているんです。町はその補助をしているだけなんです。浪江町の場合は、商工会と官民合同チームが一体になっていないんです。そのフォローを町がしているということなんです。これは、決して悪いことではないと思うんですが、良く

考えてみると町の産業振興課が本当にこの課題だけで人数を割けるのかと、今後どうなのかということを考えれば、ちょっと話曲がりますけど、例えば今浪江町で水素のエネルギーの製造拠点を今やります。北を向けば、相馬市ではジャペックスが中心となってLNGの基地の建設を今しております。南では、檜葉町ではリチウムイオン電池の工場、要するに次世代のエネルギーの戦いになるんです。水素が良いのか、LNGが良いのか、またはリチウムイオンが良いのか、この辺は産業振興課としては責任をもって水素を発展させていくという任務が出てくるんです。その中で、商工会は地元業者の一番身近なところでありまして、そこと官民合同チームが組んで事業者を回って事業再開にもっていくという方法に切り替えていかないと何でもかんでも産業振興課でやるようになるんです。そうなってくると、どれもこれもできなくなってくるので、ここで提案なんですけど、浪江町商工会と浪江町の産業振興課がきっちりと話し合いをして官民合同チーム三者で体制をもう一回再構築して、要するに今のスタイルを商工会の方に担ってもらおう。それで、産業振興課はまた新しいものを始めていくということにならないと、今後将来を考えると非常に中々事業再開もうまくいかなくなるだろうし、次世代エネルギーの戦いにも負けていくような気がするんですけど、その辺町の考えをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

官民合同チームと町と商工会の連携でありますけど、従来も例えば事業再開等支援補助金等の申請、それから下打ち合わせについては、お互いに情報を共有しながら進めてまいりました。

議員お質しのとおり、今後も連携強化につきましては今まで従来にもまして進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） そうではなくて、私が言いたいのは、今やっている町のかかわり方というのは非常にほかの市町村から見ても優秀だと私は思っているんです。それだけ浪江町で今効果が出ているという実績ももちろんあります。

私が言いたいのは、現在商工会が二本松市に事務所があるんですけど、4月以降は浪江町に来るんです。向こうの事務所を閉めるんです。商工会の本来の仕事というのは、事業者の経営相談、または申告等の青色申告なんかもあるんですけど、本来の仕事がそれなんです。その本来の仕事が今浪江町商工会はできていない、できていないというよりもできないんです、事業者の再開率が悪いので。今

のほかの市町村の商工会の本当の仕事というのは、震災前の仕事ではなくて事業者を事業再開させるというのが、商工会の最大の任務になってきているんです。そこで、一番事業者と近いのが町ではなくて商工会なんです。ですから、そこは連携をとるのではなくて、もちろん連携も必要なんですけど、連携をとるのではなくては商工会にきっちり事業をやらせるように町は指導していくべきだと思うんですけど、課長もう一回答弁お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再々質問にお答えいたします。

商工会との連携につきましては、今年は春には二本松市から権現堂に商工会の本部機能を移転すると聞いておりますので、さらに町産業振興課と連携が密になると予想されますので、議員お質しのとおり連携を密にして商工会と町行政、車の両輪で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ですよ。商工会の本来の役割というのを考えていただいて、商工会は町の補助金をもっているんで、ある程度町からお願いできると思うんです。本来の仕事をしていただいて、一日も早い事業再開を後押しできるようなスタイルをとっていただきたいと思います。

（2）も全く同じことなんですけど、人材マッチング、要するに人材確保の支援事業として、現在実績とすると双葉郡で327名の事業者が事業復興型雇用創出支援事業の助成を受けています。被災の求職者も増加している状況で、その方々を受け入れると。被災している方々を被災事業者が受入れをしているということで、327名の実績が出ています。これもほかの都道府県から見れば、大変な数なんです。

ましてや原発で中々今まで7年間も戻れなかった、6年も戻れなかった、5年も戻れなかったという市町村の中で、これだけの実績をつくるというのは福島相双復興官民合同チームの実績としてはものすごく評価されているようであります。

その中で、事業復興型雇用創出支援事業の助成金の雇入費と住宅支援費と二つに分かれているんですけど、その辺のことを町はどのように評価しているのか。また、この支援事業の課題があればお聞かせ願います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

人材確保支援事業につきましては、官民合同チームによるチラシ

作成・配布、ホームページによる周知などを行っておりますが、働き手の確保につきましては町内のみならず相双管内共通の課題となっており、確保に苦慮している状況にあります。今後はこれら活動の継続とあわせて、町として合同就職面接会なども企画していきたいと考えております。

また、雇入費と住宅支援費については、昨年までに100件を超える事業者を活用いただいておりますが、課題としては避難先で再開した事業者が町内に帰還操業する場合において、あらためての申請ができないことがございます。

町内での事業再開促進のためにも柔軟な対応をするよう求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長最後に答弁したとおり、多分そこが最大の課題なんです。ちょっと説明させていただきますと、震災後避難しました。避難先で事業再開をしました。そこで、前の従業員を呼んで事業再開をしたと。ところが、今度は浪江町でまた継続したいと、要するに避難先のものを閉めて浪江町に戻ってくると、そのときに従業員をそのまま連れて行くといった場合に、この事業復興型雇用創出支援事業は採択されないんです。改めて新しく雇わないとだめなんです、浪江町で別な人を、それも被災している人を。今、町の中で事業再開をするということで大きな課題は、人材不足と従業員不足なんです。従業員がいないということで、中々町に戻れないと。新たに雇うときにそれだけ人がいれば良いんですが、特殊な業種とかハードなものという中々人が集まってこない。今言ったように、この事業復興型雇用創出支援事業3年間で225万円、1人、それにプラス住宅支援費が出るわけです。そうなってくると避難先で事業再開した方が自分のふるさとでもう一回やるといった場合に、これだけの後押しをやれば背中を押されるんです。今の従業員を全員連れていこうと、それに全部支援していただこうと、当然避難先で順調にいった、浪江町に帰ってきたらそのまま順調にいくかというそうでない。2年か3年ぐらいは、どうしても足踏みするというのが、業界の現状です。

そこで、こういったものを町とすればきっちりと経産省に言って認めてもらう。原子力被災地の特性というか、特徴と言ったらまた語弊がありますが、現状なんです。その辺、課長もう一回気構えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えします。

先ほどもご答弁しましたが、事業再開促進のためにも町内で改めて雇用する場合は、事業復興型雇用創出支援事業が該当できるような形で国、県等に支援を求めてまいりたいと考えているところであり、柔軟な対応をして求めてくださいという形で、引き続き求めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 1番目も2番目もあれなんですけど、2番目は今本当にそのシステムを構築するということが必要ですし、制度を新たにつくるわけではないんです。制度をちょっと曲げてもらえれば使える制度なんです。その辺をきっちり今後早急にやるということをお願いします。

そこで（3）の質問に入るんですが、浪江町の事業者の中で、地元で事業再開をしている業者が約4%、これ官民合同チームのデータです、避難先で事業再開している事業者は約34%、要するに合計約40%近い業者がもう事業再開していると。私から言えば、ものすごい数だなと私自身思っているんですが、その34%の事業者の中で、浪江町へ帰還して事業再開を希望している、避難先で事業を再開したんですが浪江町に戻ってやりたいという方が34%の中の10%がそう感じているんです、早く戻りたいと。大体数にすると35社から40社ぐらいです。

こういったデータを見て、町はどのような施策を考えているのか。また、事業者への支援をどんな方法を考えているのかというのをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、町内で事業再開をする事業者に対しまして、電気料や上下水道料などの光熱費補助をしており、来年度も継続支援をしたいと考えております。

また、各種再開支援制度等の柔軟な対応を関係機関へ求めてまいります。

さらには、プレミアム付商品券事業による購買促進、集客効果を高めるイベント事業の実施による、町内での消費喚起を促す取り組みを実施してまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、いろんなインセンティブの話をしていただきました。その中で、プレミアム商品券の売上が先ほど町長から発表ありましたが、該当業者、要するにそれを使える業者で割り算すると1社約300万

円くらいなんです。300万円ぐらいの売上げが上がっているんです、そのプレミアム商品券で。来年度も継続すると、今、町長の行政報告の中でありましたので、これは大きな効率になります。もちろんそういったインセンティブに関しても当然のことながら町はこれからいろんな施策はうっていくんだと思います。

その中で、私が今言っているのは、浪江町に事業再開を希望している約35社から40社に対して当然官民合同チームが個別に訪問しながら今色々な折衝をしている最中であります。その中で、町の最大限の目標というか、最終目標というのは何かというと、いつも私の中に頭にあるのは、浪江町の帰還人口を増やすと。いろんな施策がありますけど、それは何のためなのかというと、最終的には2030年に5000人の町をつくるということが最終的な目標になるかと思うんです。その中で、突然人口がどうっと増えるなんてことはあり得ないので、今。こういったことが、事業再開業者、例えば35社浪江町に戻ったとすれば、1社に5人ついたって相当な人数になってくるんです。そういう施策を細かくやっついていかないと2030年の5000人なんて夢物語になってしまうんです。

ですので、避難先で事業再開している34%の業者の10%にきちんとアタックをかけて、果たしてどうやったら浪江町に戻りやすくなるのか、戻っていただけるのかというのは、これからの1年間の施策で非常に大切だと思うんです。

その中で、前段で質問した、もちろん事業再開のための事業再開等支援事業の助成金3000万円上限の2250万円の補助、さらには事業復興型雇用創出支援事業3年間で225万円、それに対してもう一つ住宅支援費とするとアパートの家賃の補助とか、そういったものをきっちりやっついていかないと柔軟な対応を求めますと言って今まで柔軟な対応なんかしたことないんです。やってください、必ずやっつと、そのぐらいの気構えでいかないと制度は変わっていかないんです。産業振興課非常に忙しいというのは私分かっているんですけども、その中で狙い撃ちするところはきちんとやっついていかないと中々浪江町の最大の目標に向かっていくためには、大変難しいのかと私は思っておりますので、課長、その辺今の3点を柔軟な対応ではなくて、きちんと話し合いをしてこっちの状況を説明して制度を曲げてもらうというふうにしていただきたいと思うんですけど、くどいんですけどもう一度回答お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） お答えいたします。

この色々な各種支援制度については、浪江町の実態にあったよう

に改善を求めていくような方法を今後もとり続けていきたいと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 次に、2. 最新版の浪江住民意向調査についてお尋ね申し上げます。

（1）平成30年2月公表の浪江町住民意識調査において、先ほど町長の行政報告でお言葉をいただいているんですが、現状3.3%が帰還人口としてあると、490人くらいになるかと思うんですが、帰還したい町民が13.5%、避難指示解除前のアンケートだと、その時はまだ戻っていなかったので「帰還する」「すぐに帰還したい」という帰還するというパーセンテージで言えば17.5%、今回の調査では16.8%と、ほぼ横ばい状態になっているわけです。避難指示解除前と避難指示解除後が横ばい状態になっている。また、帰還人口が毎月、毎月ちょっとずつ増えているというのが今現状あります。その辺、最新の意向調査を見て、横ばいだったという結果を見て、それと今町が毎月増えているということを踏まえて、二つ今質問に答えてください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 昨年12月に実施をいたしました「住民意向調査」においては、既に帰還している方が3.3%、帰還したいとお答えになった方が13.5%となっておりまして、前回避難指示解除前の調査と、ほぼ変わらない結果となっております。

一方、帰還しないと決めている方が3.1%減少しており、まだ判断がつかない方が3.4%増加しているという調査結果も示されております。

町への帰還状況については、就労、あるいは就学等、様々な事情もあり、住民意向調査で示された帰還意向ほど、帰還が進んでいないものの、少しずつではあります、議員お質しのとおり、帰還人口は増加しております。

今後とも、住民意向調査で示された、帰還にあたって必要となる、買物環境の整備、あるいは医療・介護・防犯対策等の充実に努めて、町に戻っても大丈夫だという環境づくりを一日も早く成就したいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、町長のお答えがすべてなのかなと思っております。

（1）から（2）の質問に戻りたいんですが、どういうのが浪江町の一番参考になるのかな、先進例になるのかなと考えたら、檜葉

町が出てきました、インターネットで検索したら。檜葉町は、平成27年9月に避難指示解除になって、今から2年半前です。現在、震災前7100人の町民のうち解除後2年半経過した現在、2300人が帰還人口として登録されておりまして、全体の31%なんです。震災前を100%とするとその31%が今帰還人口としてカウントされているんです。檜葉町の住民意向調査を見ると、避難指示解除前が檜葉町の方々が帰還の意思を示した方が全体の50%だったんです、これデータ残っています。そのデータから考えていくと、今2年半経って31%、ここで20%のもちろん開きがあるんですけど、避難指示解除2年半しか経っていないと言えはしかなんですけど、私からすれば2年半も経ってデータの50%ではなくて31%しか戻っていないというのが現実なのかなと思っています。

浪江町も今町長からお答えがあった16.8%、震災前17.5%、今から後1年半、もう避難解除1年になるので、後1年半後にこの檜葉町のデータを見ていくと、20%から30%ぐらいはパーセンテージが減るのかなと思っています。そうすると、大体1割程度になってしまうのかなという心配があるんです。そうなってくると、浪江町の時間だと良いところ2000人かなと、2年半後に戻っているのが2000人かなという私は印象を持っているんですけど。その辺、今私の言ったことで何かお答えができるものがあれば、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

檜葉町での例も見るともなく、当町におきましても住民意向調査で示された帰還意向ほど町内への帰還が進んでいない状況であり、さらなる帰還環境の整備を急ぐ必要があると考えております。

そのため、町内帰還を促進するにあたり、医療、介護、買い物等の環境整備、それとあわせて安心して帰還していただける環境づくりが必要だと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 檜葉町も2年半前に解除になったときに、私はまだ議員になって間もない頃だと思うんですけど、檜葉町に視察研修に行ったときに、避難指示解除後すぐだったんですけど、どのくらいの方戻っていますかねと言ったら3%とお答えいただいたんです。200人までいかなかったんです、確かあのとき、一番最初は。浪江町の場合も大体同様な数字できているので、その十何%ではなくてもうちちょっと人が戻ってくる可能性もあるのかとは思っております。

ただ、今言ったように町は今後帰還人口をどんどん積み上げてい

かないといけない状況でありまして、先ほど事業再開事業者に対するインセンティブの話は課長からいただいたんですが、戻った方々にインセンティブをもっと作っていかないと中々難しいのかと思います。

昨年度もいろんな優遇措置を出していただきました。例えば、プレミアム商品券にしろ、固定資産税にしろ、いろんなものが免除になったり、特典があったりしているんですけど、例えば上下水道の中で、上水道と下水道が優遇措置ある、さらには今度プレミアム商品券がある、あとは生活するためのこういったものが必要かというのはもう1年間やってみて分かると思うんです。まず、買い物環境が中々進まないとか、いろんなことがあると思うんです。ただ、私が思うには、買い物環境を良くすれば良いのかと、富岡町の例をとってもらえば、富岡町は「さくらモール」というものすごい大きなスーパーがあります。そのところで、富岡町は何人帰還人口があるかといったら400人なんです。浪江町よりももちろん少ないんですけど、富岡町はそもそも人口が少ないので、パーセンテージにすると同じようになるかと思うんですけど、ちょっとそこで立ち止まって考えてもらいたいのは、スーパーができれば人が戻ってくるんだということではちょっと違ってくる。先ほど町長からお話があったお年寄りが戻ってくる、年配の方が戻ってくるということなんです。年配の方はスーパーがあれば、そこに歩いて買いに行くかといったら、それは絶対ないんです。車で行くようになると。要するに、今のデマンドタクシーがあると、そういったもので動くようになるんです。そうなってくると、浪江町にもしないとしても、例えば南相馬市に行くとか、そういった方法でやっているのが今現状なんです。

社会福祉ということではないんですが福祉、要するにいろんなフォローができる、介護福祉課とかそういったことになってくると思うんですが、そういうハードではなくて、ソフトな環境整備も必要だと思っんです。その辺、浪江町の住民意識調査のデータに基づいていろんなことを考えていくのが町の役目だと思っはいるんですが、ハード面だけではなくてソフトな部分も少し考えていただきたいと思っいます。お答えはいりません。

次に、これが今回のちょっと時間をかけてお話ししたいところなんです。3. 一般社団法人まちづくりなみえについて、ご質問申し上げます。

一般社団法人にした意味合いというのを、私は考えてはいたんですが、NPO法人と比べて制約がかなり一般社団法人は少なくなる。

もう一方、公益社団法人というのがもちろんあるんですが、公益社団法人というのはもう50%以上が公益の事業でないと中々認可が下りないと。今考えて、まちづくり会社を一般社団法人にしたのは、大正解だなと私は今思っています。

その中で、(1)まちづくり会社が成功する二つのポイントとして、多様な発想で事業のアイデアを出し、それぞれを実行して継続していく。

二つ目は、まちづくりとして必要な事業に対して、収益の範囲内で事業を組み立てて、個々の事業を赤字にしないというのが、まちづくり会社が成功するポイントだと偉い学者が言っていました。

そのポイントを、今回町はどのように考えているのかをお答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、様々なアイデアの中から事業を生み出し、採算性を考慮した事業計画を立てる必要があると考えております。

今般設立となりましたまちづくり会社は、短期的には行政では手が届かない公共性の高い事業の受け皿として活動いただくことを設立目的としておりますが、中・長期的にはこれだけにとどまらない収益を生む事業についても積極的に展開してもらうことが重要だと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、まちづくりが成功するポイントというふうに私だらだらと今話をしたとこだったんですが、要は公益社団法人、NPO法人と違って、一般社団法人にした意味なんです。これは、もちろん非営利団体なわけですが、収益を上げていけない、もうけてはいけないということではないんです。株主配当ができないだけなので、非営利団体なので、だからもうかったものを株主に配当することはできないんですが、当然収益は上げて良いわけなんです。

それで、全国のまちづくりの会社を見ると、収益の上がっていないところというのは、短命なんです。なくなってしまうんです、まちづくり会社が。どういうところがずっと続いているのかというと、きっちり収益を上げて、例えば理事とかそういった方にきちんと給料払って、要するに利益を上げているとことというのが、ずっと残っているんです。

こういうまちづくり会社というのは、1年、2年ではうまくいかないとか、中々軌道に乗らないというのは当然現状あるわけですね

ど、これはなくなるものではないんです。ずっと永遠に続いていって、まちづくり会社がこの浪江町の復興を先導するような形になるはずなんです。

だから、あえて私は1個目の質問で成功するポイントはどこですかという話をしたので、だからキーポイントとしてどういうことを考えているのかということをもう一回お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） まちづくり会社の事業目的でありますのは、一般社団法人として設立しましたという形であります。

事業内容は、先ほどから言います、公益は問わない、ただし収益は生み出すという形でありますので、ただ浪江町の状況といたしましては、最初は行政でできない部分を補完していきまして、ある程度の時期になりましたら、本来の一般社団法人の活動、目的ある収益事業も取り組みながら進んでいくというのが本来のこのまちづくり会社の理想的な会社運営だと考えでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 課長のお答えが正解なんだろうと思いますが、町で基金として3010万円積立てています。後で出てきますけど、3010万円の基金で果たして赤字にならないで1年間運営できるのかという疑問も私今実はあるんです。

それはどういうことかということ、当然理事がいて、理事長、幹事というんですけど、そのほかに事務局がいて職員がいると。理事の方は無報酬なんだか、それとも給料とるのか分からないんですけど、人件費を考えただけでも、それとまた事務所も賃貸になると思うので、最初からもう収益事業を上げないと赤字になってしまうのかと思うんです。さっき言ったように、赤字になったところは短命なんです、まちづくり会社というのは。

ポイントはどうなんですかと、先ほどからくどのような質問をして大変申し訳ないと思うんですけど、例えば理事を見ると4名の方が理事なんですけど、大変優秀な方だと思って私は感心して見ています。この方々がきちりまちづくりの考え方を踏まえて、きちりとした報酬を払えばそれなりのリターンができる人材だと私は思っているんです。

ですので、私はまちづくりが成功するポイントは何かというと、理事の方々にきちり収益事業をつくっていただく頭になってもらいたい。当然、町からも仕事がまちづくり会社にくるわけなんです、町の事業を委託されると思うんです。それを、ただ、はいきました、やりました、何か赤字ですと、といえは第三セクターと全く同じに

なってしまうんです。そこで、どういうものが必要かという、理事がきちんと収益を上げられるようなスタイルを当初からとっていないと、ずっと赤字になっていってなくなってしまおうというのが、もう目に見える、そこなんです、課長。だから、そのところを、きっちり今後まちづくり会社を運営するにあたって、きっちり話していただきたいと思うんですが、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） お答えいたします。

まちづくり会社の各種事業につきましては、すべて収益を考慮してそれぞれの事業赤字にならないような予算組みをする考えでおります。それにつきましては、理事会を開催しましてそれぞれ理事の皆様はその事業内容、採算性も当然ご説明しながら進めてまいると。現在も既に5回ほど開催しておりますが、そのような中で収益のある、赤字にならない、あとと言った出資金3010万円を取り崩さないというか、ここまで取り崩さないような形で今後会社運営をしていきたいと理事会では報告されている状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 2番目の質問に、1番目の答えと2番目一緒にしますので、まず（2）まちづくり会社が、失敗する共通点、さっきは成功するポイント、今度は失敗するポイントなんです、もう何から何まで解決する・しようという「万能計画」というのが一番危ないんです。

2番目は、浪江町の地元の合意とか、いろんな制度制約に縛られてしまって、今浪江町で何が必要なのか、どういうものがまちづくり会社で必要なのかというマーケットを無視してしまう。

三つ目は、計画も外注、発注も役所からもらう、資金調達だけが全くない。

この三つがまちづくり会社として中々成功しないと。要するに片手間でまちづくり会社をやるところということが起きますということなんです。今、この切羽詰まった浪江町の状況で、まちづくり会社というのはどれほど重要な役目なのかというのは、多分皆さんご存知だと思っんです。ここの担うものは、本当に大変なものを担うわけなんです。

そこで、改めてお尋ねしますが、まちづくり会社の将来の展開として、初めて今度立ち上げる初動期・それから何年か後にくる発展期・そのまた何年か後にくる成熟期、要するにその三段階の計画について大体どんな構想があるかどうかお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

初動期においては、町からの受託事業がメイン事業となりますが、初動期間から、発展期・成熟期の事業展開を見据えた事業準備、人材教育を行っていき、収益性のある事業へスムーズに展開していくことが重要であると考えております。

議員お質しのように、役所まかせにならず、自らの企画により事業展開が図られるよう、町としてもまちづくり会社への支援や連携した取り組みを初動期から進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

初動期・発展期・成熟期と今お話、私がちょっと言葉つくってしまったんですけど、まちづくり会社というのは日本全国で当然のことながらやっていることでありまして、何を言いたいかということ、最終的にはどういった形の会社にしなければいけないかというのがまずあって、それに向かってプロセスをずっと進んでいくということだと思っております。

初動期というのは、立ち上げたときは、今課長からお答えいただいたとおり、町の発注事業、当然のことながら住民からのニーズというものを拾い上げるほどまだ浪江町には人がいないので、その辺はそういう形になるのはしょうがないと思うんですけど、今後例えば今3月にいこいの村なみえが完成します。いこいの村なみえが完成して、コテージもでき、そこに町民が宿泊するという今計画であることは私も重々承知なんですけど、例えばあそこの運営をまちづくり会社が担って、例えばそこにいろんな全国から合宿の生徒を呼んであそこのコテージを埋めさせる、中のスポーツ設備も少しきれいにしながらそういったことを運営して行って、いこいの村なみえを何とか黒字運営にまちづくり会社でもっていく。さらには、今計画している、もう始まっているんですけど、道の駅なみえ、これも当然のことながらまちづくり会社が引き受けて、そこの企画運営そのものから始まって、それが何年後に採算ベースにのっかってくるのか、どのくらいの交流人口が増えてくるのか、そういったことまで今からやらないとだめなんです。そうすることによって、全体のまちづくりがレベルアップするんです。

さらには、一番大きな問題は、中心市街地をどうするかということなんです。今全く解体状況でどうにもならないというところで、そこをやっぱりまちづくり会社が初動期において、どういったスタイルでどういったまちをつくっていくのかということは今からやっていかないといけないんです。それが初動期であって、発展期にはそ

こを発展させなければいけない、そんなふうに私は思っているんです。その辺、町の考え方お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） お答えいたします。

このまちづくり会社の設立は、一般社団法人という法人組織でありますので、最終的には公益性は問われないという目的がございます。

ですから、収益を生み出す事業は、定款に記載されている事業はすべてできるということでありますので、町のそういう収益事業を編み出す、不足している部分をどんどん委託として事業として展開していくということが想定されるのではないかと考えています。

色々な最終的な道の駅の運営とか、色々今構想の段階である部分在那里で運営されていくという、あくまでも収益を上げた中で事業展開をしていくという形で考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 浪江町というのは、震災前も今も同じなんですけど、山があって、海があって、町があって、何でもオールマイティにそろっているのが浪江町だと私は認識しております。今、言ったように山ではないんですけど、いこいの村があり、それでマリパークはちょっと今ないんですけど、いこいの村があり、今度新たに道の駅ができる、さらには今漁港をつくって水産業の一大拠点を今つくろうとしております。そこを、今浪江町の復興でどういうふうな復興をしているのか、どういうプロセスになっているのか、どういう道順になっているのかというのは、常にまちづくり会社というのは頭に入れていかないといけないんです。

今、一番遅れているのが中心街の形成なんです。だから、要するにまちの復興計画で実現されているものをどんどん吸収しながら、どんどんどんどん進んでいかないと、これから考えるものを後回し、後回しというふうにしていかないと中々うまくいかないのかと。それで、将来を見据えるものもまた必要だと、非常に難しいのがまちづくり会社なんです。それに、町はきちんとやるということで施策を立てたので、ここはきっちりやっていただかないといけないと思うんです。

そのために、(3)まちづくり会社の職員についてお尋ねします。

1番目と2番目と分けて書いたんですが、いろんなまちづくり会社日本全国にあると、特に東北6県の中にはかなりたくさんあるということが私データで分かりました。その中で、平成21年度から、これ震災前なんですけど、総務省が推進している中で「地域おこし協

力隊」というのが全国で今現在3978人、約4000人近く活動していただいています。その中で、どのくらいのパーセンテージでこの方々が実績を出しているかという、わりかしパーセンテージが実は低いんです。低いんですが、この方々がそういうまちづくり会社に入ったおかげで、周りの社員が同じ方向を向くようになったというデータもあるんです。成功するか、成功しないかはその地域によって当然環境も変わってくるし、いろんな事業も変わってくるのでそれはしょうがないと思うんですが、こういった方々を日本全国で成功している方の例がたくさんあります。そういった方を浪江町に新規職員としてお迎えするとか、2番目に内閣府で今やっているというか、助成をつけているんですが、プロフェッショナル人材戦略拠点事業というのがありまして、要は首都圏で働いている方が、そういうプロフェッショナルの方が地方のまちづくり会社に職員として採用されて、地方創生の中で都市部のものを地方にもってきて、そこでノウハウをつけて、その地域の創生に貢献しているという方がキーマンとしていろんなところで招き入れて、それも相当成功しているんです。

ですので、結局何が言いたいかというと、正社員、要するに新規採用正社員のところ、例えばやる気があるだとか、何か燃えているだとか、そんな理由で雇ってしまうと、中々まちづくり会社の運営そのものがその職員が担うわけですので、そこは給料が高くてプロフェッショナルを呼んで、確実に利益を上げていただく、実績を上げていただくという方法をとっていただきたいと思うんですけど、その辺町の考えをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

来年度からのまちづくり会社の職員体制は、町からの派遣職員2名のほか、総合職2名、事務職1名を社員として採用し、計5名体制でスタートすることとしております。

先月3名の職員を募集したところ、10名のエントリーをいただき、2月11日の面接により総合職2名が内定したと報告を受けております。

今後は、残りの事務職1名のほか、事業展開によって増員する場合など、様々なスキームを使いながら有能な人材の確保に努めてもらいたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 時間がないので、ちょっと絞ります。

要は、確かに今事務職が何名、何名と今課長から説明はあったん

ですが、私が言いたいのはきちっと全国を調査して、こういった例えば地域町おこしをやりたい方、都心部のプロフェッショナルな人材という方は、地方にきたがっているんです、自分の実績をつくりたがっているんです。そういう方々というのは、いろんところで実績をつくっているんです。そこを良く調べていただいて、最初の質問から言っているんですけど、浪江町というのはほかの町とはちよつと今現状違うんです、特殊なんです、避難指示解除されたばかりで町民の人口も少ない、その中でまちづくり会社が収益を出すためにはどうしたら良いかなんて誰も分からないです、今は。

ですので、そういう実績のある方を、例えば給料どのくらい払っているか良く分からないですが、例えば月50万円払うとか、60万円払うだとか、給料は高いけれどもそれに見合う収益を上げられる方なんです、その実績のある方は。そういった方も2人なら2人雇っておいて、そのほかに何人か雇うのはもちろん構わないと思うんですけど、課長、ここは重要なんです。ただいるだけだったら、いないほうが良いんです。

だから、そこはまちづくり会社というのは、さっきから言いますが、浪江町の復興のためには相当重要なポイントになるかと思うんです。そののところもう一回、4分しかないので、そのところ人材を今度どんなふうに考えていただけるか、お答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 質問にお答えいたします。

まちづくり会社の職員の応募というか、採用につきましては、全国というか、ホームページで全国的に応募しまして、その方々から募集がありまして、優秀な人材を面接したという形でございます。

今後とも、色々な職員の採用がございます。それについても全国各地にいろんなネットワークをもちまして、そういういろんな全国のそういう地域づくりとか、あとそういう会社経営にたけている方、従来採用された方もそうなんです、そのような方を採用したんですけど、今後も引き続き募集活動をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、8番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時28分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。

◇馬場 績君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

間もなく、原発事故から8年目を迎えます。4月からは、なみえ創成小・中学校が開校されます。一方、今なお県内に1万4369人、県外に6279人が避難を余儀なくされております。3月1日、ふたば未来学園高第1回卒業式が行われました。卒業生代表は「一人一人の復興がいつ果たされるかは不透明。それぞれが心から復興を感じることができるその日まで一步一步、歩いていきます」と答辞を読まれました。新たな道への決意とともに「一人一人の復興」を問いかけた卒業生の言葉に私は深い感銘を覚えました。それと重なるのが発表された浪江町の住民意向調査や福島大学未来支援センターが実施した第2回目の双葉郡住民実態調査結果であります。それに触れながら、現状認識と今後の町民の生活支援について質問をいたします。

まず復興庁が発表した今回の浪江町住民意向調査は避難解除後、初めてのものであります。すでに帰還3.3%、帰還したい13.5%、合わせて16%で前回よりマイナス0.7%です。判断がつかない31.6%で前回比3.4%。戻らないと決めていると答えた人は49.5%で前回の52.6%より3.1%減少しています。様々な分析があると思えますけれども、全体としてみるならば「戻りたいけど戻れない、戻らない」と思っている町民が8割を超えているというのが町民の意向であるということではないでしょうか。現実には帰還困難区域を除き避難解除されて間もなく1年になります。1月末の帰還の実態は490人とどまっており、その背景になにがあるのか、調査結果は今後について大きな示唆を与えるものであると考えます。

帰還した町民、帰還できない町民、帰還しない町民、「どこにいても浪江町民」、即ち、帰還政策がすべてではないという町の基本方針に基づく今後の支援継続と施策が求められる所以であります。

そこでお尋ねをいたします。現状認識であります。町は避難解除1年後の帰還人口をどのように予測していたのか。今回の住民意向調査結果をどう受け止め、生活機能の条件整備の具体的方策をどう進めていくのかお答えください。

次は福島大学うつくしまふくしま未来支援センターによる第2回

の双葉郡7町村住民実態調査結果がこのほど公表されました。調査結果から見えてきた特徴は何か。私は2点あると思います。

一つは、仕事、生業をどう再建していくのか。まさに悩みの渦中にあるということです。仕事、生業再建の問題でも、派遣社員やパート、アルバイトなど震災前非正規だった人の6割が現在も無職だということです。さらに農業、建設業、製造業、小売業、サービス業など自営業だった人が、震災後どれだけ再開したのかについては調査結果が公表されておられません。建設業などを除いては再開が困難な状態にあることは、先ほど渡邊議員の質問でも明らかにされました。

二つは、今後の生活不安が大きいということです。

今後の生活の経済的不安についての設問では、とても不安だと答えた人が33.8%、ある程度不安を感じているが40.5%、合わせて7割以上に上っています。あまり不安を感じていない12.1%、全く不安を感じていない1.9%です。避難解除区域では精神的賠償は1年延長したものの、今年の3月で打ち切りが通告されております。帰還困難区域に至っては除染なども一切手つかず状態で帰還の見通しもありません。ふるさと喪失慰謝料700万円ですべて帳消しにされようとしております。誰もが自立したいし、ふるさとの生活を取り戻したいのです。原発事故の国・東電の過失責任は各地の裁判で断罪されていることはご承知の通りです。しかし、生活再建ができず、損害が継続しているのに、国・東電は原陪審の中間指針を盾に、7年でその過失責任に終期を持ちこもうとすることなど断じて認めるわけにはいきません。

そこで質問いたします。今指摘した2点に沿って町民に寄り添う生活再建・生活支援をどう進めていくのか、その具体策をお示しいただきたいということでもあります。

以上の取り組みの充実が求められていることに異論はないと思います。

しかしながら、県外復興支援員からのお話によれば、1月25日に東京で行われた推進会議で「復興支援の事業縮小のため全国7カ所の全拠点廃止、全支援員の契約更新はしない」との通告を浪江町から受けたとのことでもあります。

国が定めた復興期間も終わっていないのに、一体どういうことなのでしょう。私のところに届いたことが事実なのかどうか。事実とすれば全拠点廃止の理由、今後、県外避難者への支援事業はどうするおつもりなのか。避難町民の訪問活動と県外復興支援員事業の継続を今後どうされるのか、しかとお答えをいただきたい。

仮設住宅退去問題についてであります。私は12月定例会一般質問で、県の仮設住宅と借上げ住宅の供与期間1年延長と、それに見合う家賃賠償継続を求めました。同時に仮設住宅閉鎖や集約、さらに現段階で新たに起きている問題は強制立ち退きともいえる一部仮設住宅入居者に対する退去手続きの通告であります。供与期間延長とは著しく乖離している町の対応については理解が苦しむものであります。まず期間延長に対する町の考えをお示してください。その上で、退去手続きの通告の発出件数と入居者の意見をどう受け止め、町はどう対応されたか。入居者がいるのに浄化槽や集会所の電気・水道など共用施設設備の使用停止などあまりにも権力的、一方的な措置であり、現に慎むべき人権問題であるという認識があるのかお答えくださいと質問しました。

清水課長の答弁は、県は期間延長を発表しました。一方で供与期間終了前においても県と市町村で協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討しますと今回の措置を正当化する答弁をなされました。

さらに退去通告は259件出したこと、電気・水道などの共用施設の使用停止は入居者の同意を得た上で使用停止していると答弁されました。岳下住民センターの入居者によれば「郵便で立ち退き通知は来たけれども、同意確認はありませんでした」と私に話しております。いま再びある仮設住宅で同じようなことが起きております。明け渡しを求める地元市町村との関係もあるのかもしれない。しかし、子供の通学のことや、住宅工事の進捗により12月まで退去せよとか、目の前の3月末明け渡しせよなどの通告は、立ち退き強要と受け止められかねません。町はなぜそれほど性急になるのでしょうか。

基本は、1年延長という県の方針を生かした柔軟な対応が求められているのにそうしていないということにあると思います。その上でポストに入れていくだけ、丁寧な説明もないという入居者の話のようにそうであってはならないと思います。話し合うべきであります。今後どうされるのかお答えください。

災害公営住宅と福島再生賃貸住宅の家賃軽減の問題であります。1月末現在、災害公営住宅の町民入居状況は県営住宅に1461戸、本宮市、桑折町など市町村営に122戸、幾世橋住宅に85戸、福島再生賃貸住宅に61戸で現在の入居決定戸数は計1729戸であります。行政報告でも違う数字ですけれども行われました。そこで入居者の平均年齢と平均収入、最低所得分類の割合と支払い家賃の平均はどうなっているのかお答えください。

宮城県民医連の2017年災害公営住宅入居者調査結果によれば、生

活不安の上位項目は健康が24%、将来の家賃支払いが21%、収入が15%となっており、福島県ではもっと深刻な実態にあると考えられます。家賃の減免措置については、私は昨年6月定例会で質問しております。災害公営住宅では特別家賃低減制度、再生賃貸住宅では月収基準による減額制度があり、町独自の減免制度については財源等もあり検討します、県にも減免制度の要望を検討しますと答弁されました。災害公営住宅の場合、収入超過者が入居4年目から、特別低減対象者は6年目から家賃が上がるようになっております。6年目以降の家賃減免継続について、あるいは収入超過者に対する町独自の負担軽減の対応についてどのように検討しているのかお答えをいただきたいと思っております。そして家賃軽減の財源はまさに特別な事情の元に避難しており、災害公営住宅に入居していることを考えれば、国・東電に求めることは当然であると考えます。町長に答弁を求めます。

除染の問題でありますけれども、除染後の排水不良の問題で相談を受けました。3～4.0 μ Sv/hの高線量のため、削土10cmの川添字上高塚地区の水田除染は昨年4月頃に完了したということですが、除染後、排水不良となった現地に案内され、現場を見てきました。水田は池状態となり、草刈りも耕耘もできないために谷地草が繁茂し、イノシシが幅2mの深堀の土側溝を壊し、県営特別排水事業で整備された以前の水田の姿はありませんでした。常時排水されていた暗渠排水管からは今は一滴も排水されておられません。

除染後の排水不良水田の原因と実態をどのように把握されているのか、今後の対策をどのように進めるのか。お答えください。

汚染土壌再生利用実証事業の問題であります。昨年12月、環境省環境再生・資源循環局が二本松市原セ地区内で除染土壌を路床材再生利用実証事業として道路舗装工事に利用するとのお知らせを回覧で配布し、市民に大きな衝撃を与え、新聞やテレビでも報道されておりますが、今は、その白紙撤回を求める市民運動が起きております。

この問題を私が一般質問で取り上げる理由は三つです。

一つは、汚染土はすべて中間貯蔵施設に運び、30年以内には県外で最終処分するというのが国の約束であること。

二つは、8000ベクレル以下であっても各地で再生利用の名目で公共事業などに利用拡大の恐れがあり、そうなれば市民生活に安全は担保されないこと。

三つは、原発被害の福島県が半永久的に放射能のごみを背負うことになるということでもあります。

いずれにしても復興の重大な妨げになることは避けられないでしょう。浪江町では汚染土再生利用の計画が環境省から持ち掛けてきているのかいないか。また汚染土再生利用計画に対する町の見解をお示してください。

除染の実態と除染目標見直しの問題です。その4工区も含め除染の進捗状況と、宅地・農地・道路など除染後1 mSv超/年の件数と再除染の実態についてお答えください。

さらに一部報道によれば、中川環境相は1月19日、閣議後の記者会見で除染の長期目標である年間追加被ばく線量毎時0.23 μ Svについて見直しするか検討するとの考えを示しました。

さらに3月3日の福島民報によれば、国の放射線審議会は3月2日、事実上安全基準として浸透している空間線量毎時0.23 μ Sv事故による被ばく線量年間1 mSvを示す基準として妥当か否か議論を始めたとあります。

要するに、年間1 mSv・毎時0.23 μ Svを見直すということでもあります。学者・専門家の間で様々な議論があるでしょう。しかし、私たちの元々の生活の現場は毎時0.03~0.04 μ Sv/hであり、それが生物学的、遺伝子レベルであることは明らかであります。原発事故によって環境が汚染され、空間線量が高くなり、年間1 mSv・毎時0.23 μ Svという放射能汚染ごみを処理するための基準を定めた放射性物質汚染対処特別措置法が民主党政権下の2011年8月に成立したことはご承知の通りであります。事故前のレベルに近ければ近いほど良いに越したことは言うまでもありません。政府が基準の見直し、即ち基準の引き上げを検討するなどということは言語道断であります。見直し発言の撤回と、年間1 mSv以下を除染の方針として堅持し、環境省にその実施を求めるか、お答えください。

復興祈念公園と請戸小学校の震災遺構の問題であります。ここに絵本になった請戸小学校物語があります。先生と子供たちが大平山にみんなで走って避難したこと。車いすを使って避難したひろき君も無事だったこと、100名近い子供たちが全員無事だったことなど、地獄を見たであろう子供たちの3.11がリアルに描かれております。学校も残っております。体育館も残っております。体育館の脇には仏像が2体置いてありました。校舎の片隅には生きようとする3本の若い桜が土の中から芽生えておりました。自然の力は不滅だと思いました。今年は花が見られるかもしれません。保護者や地区の方々にとってはつらい思いが詰まった場所かも知れません。津波で児童・教職員84人が犠牲になった石巻市立大川小は閉校になりましたが、市民との様々な話し合いの結果、旧校舎は震災遺構として市が

保存することが決まりました。私は請戸小学校を震災遺構として残せないか、ここでも度々議論をしてまいりました。1000年に一度といわれる東日本大震災の大津波で、一人の児童・教職員の犠牲者も出さなかったことなど、残すだけの歴史的意味があると思います。壁や天井の一部に劣化はあるものの躯体は堅固なものです。出来れば復興祈念公園事業の一環として残すことを真剣に検討すべきと考えます。

そこで質問をいたします。復興祈念事業の現状と震災以降の認識と今後の取り組みの現状についてお答えください。

帰還困難区域の復興拠点整備の問題であります。帰還困難区域の復興拠点整備が原発事故8年目にしてようやく動き出す気配が見えてきました。室原、末森、津島3地区の整備計画661haの工事入札が公示されました。

2月13日の全員協議会で企画財政課から拠点整備推進会議が設置され、拠点整備については、町のみならず複数の事業者が計画に基づき多様な事業を推進していくという報告がありました。その目的には、関係者が連携し、計画を推進するために推進会議を設置したとあります。

そこでお尋ねします。町のみならず複数の事業者が計画に基づき多様な事業を推進していくとはどういうことなのでしょうか。具体的に教えてください。拠点整備事業そのものが初めてのことであり、しかも面積的には地区のごく一部でありながら、事業はインフラ整備や交流施設など今後の地域再生、すなわち今後の地区全体にかかわる事業であります。

したがって、多様な事業計画を検討する推進会議には住民代表も参加させ、計画案について説明会を開催し、住民参加型、住民合意を図るべきであります。対応についてお答えください。

地区ごとの全体計画についてであります。浪江町の帰還困難区域の全体は1万8000ha、その53%、9550haの面積を抱える津島地区住民からは拠点整備計画の面積がわずか153ha、1.6%でしかないことに大きな不満が出されたことは町長をはじめご承知の通りであります。私は12月議会でこう質問しました。大熊町は政府が認定した860haから、さらに面積の拡充を求めることが明らかになりました。必要なのは早急な見直しであります。町長は拠点計画面積拡大など住民が要望する必要な見直しについてどう取り組む方針なのかと答弁を求めました。

安倍課長は今後第2、第3ステージと、速やかな拡大を図ってまいりますと答弁されました。先ほども触れましたが津島地区の全体

面積は9550ha、その82%が山林です。しかし民有地も含め里山は生活圏です。わずか1.6%、第1ステージの153haはあまりに計画が少なすぎるではありませんか。2月25日、飯舘村の帰還困難区域である長泥行政区では100haの復興拠点整備計画について環境省も出席し、それが承認されたということでもあります。

ちなみに津島地区には八つの行政区があります。町長も出席した昨年11月1日の津島地区説明会では、第3ステージが終わるまでにはあと20年もかかる。出席者の大半は生きていないと計画の前倒しの強い要望が出されました。12月議会で私の質問に今後第2、第3ステージと、速やかな拡大を図ってまいりますと安倍課長が答弁された通り、第2、第3ステージの整備計画を作成し、事業促進を図るべきではないでしょうか。事業促進のタイムスケジュールをお示し下さい。政府のそれとは違うものです。荒れた土地をふるさとの形に戻してほしいと願うのは誰もが同じです。あれから7年、生活を大きく変えられた人々の声を心から受け止めてほしいと思います。どうぞ心に響く答弁をいただきたいと思います。

原発ゼロと再生エネルギー推進についてです。つい最近、全国世論調査会の調査結果が発表されました。原発の今後について、今すぐゼロにする11.4%、段階的に減らし、将来的にゼロと答えた人が63.6%、合わせて75%が原発ゼロを求めているという結果です。

四国電力伊方原発3号機は広島高裁で運転差し止め仮処分が出されており、現在稼働中の原発は3基のみ、今年はことのほか、日本列島が猛烈寒波に襲われましたが原発がなくても電気は足りております。

ところが東電の川村会長は今年1月5日、福島民報のインタビューでこの先、20年というオーダーで使えそうなのは柏崎刈羽原発と福島第二原発ということになると答えました。一番効果的な風評対策は一刻も早く福島第一、第二原発をなくすことだと記者に聞かれたときの答えであります。県議会も浪江町議会も県内すべての議会が県内全基廃炉を決議していることについて、あからさまな挑戦であります。背景には福島第二原発廃炉について、それは事業者が判断することと逃げている安倍政権の原発再稼働の姿勢にあるといわなければなりません。真っ向から県民世論を無視した川村会長の発言で有り、その撤回、それに対する抗議を行うべきであります。東電川村会長インタビューに対する町長の見解を問うものであります。

今年の1月10日、小泉、細川元首相らの原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）がいわゆる原発ゼロ基本法案を発表しました。

この法案は福島教訓を踏まえ、運転中の原発は直ちに停止する、停止中の原発は今後一切再稼働させない、2050年までに全電力を自然エネルギーで賄うようにするというものです。これこそが福島を繰り返さない現実的な提案であると思います。350億円を投じ、年間維持費数十億円もかかる福島第一原発汚染水凍土壁対策の低減効果は一日当たり95tで、効果は計画の4分の1と発表されました。第一原発事故処理には廃炉費用約8兆円、除染に4兆円、賠償など21.5兆円を要するといわれておりますが、あくまでも中間見込みです。これからどれだけかかるかは全く不透明、それが原発事故であり、核物質の恐怖であります。無この民を苦しませ、地域社会を崩壊させ、将来世代に残る原発の負の遺産は、人類の恐怖であるといっても過言ではないでしょう。あれから7年、福島原発事故の直接の被害者である浪江町町長として、原発とどう向き合い、原発ゼロ・自然エネルギー基本法案をどう受け止めたか、それに対する見解をお示しください。では浪江町でどうするのが問われていると思います。いま政府では今後のエネルギー基本計画を検討中です。つい最近2016年度の県内再生エネルギー導入が28.2%と発表されました。2011年度の約4倍です。ご承知の通り福島県は2040年までに再生エネ100%を目標に計画を作り、様々な支援に力を入れております。政府の基本計画には2030年の再生可能エネルギーの割合を22から24%にするという目標であり、対して原発比率は20から22%です。40年廃炉という問題もあり、この数値を達成するには再稼働や新增設がなければ不可能な計画であることはこの間議論されているところであります。原発依存に変わりなしということになります。浪江町で原発からどう脱却するのか、原発被災地の課題として私は一つの提案をしたいと思います。

町の再生エネルギー基本計画を作り、福岡県みやま市のように町が主導して地産地消に取り組み、地域経済を振興させることであります。今だからこそやらなければならない課題であります。

答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 原発ゼロと再生エネルギー推進についての①東電川村会長インタビューに対する見解を問うというご質問にお答えいたします。

3.11の原発事故の原因究明と検証も未だされていない状況、そして福島第一原発事故炉の廃炉作業の困難さ、相次ぐトラブル等を目にすると、福島第二原発についても、当然、再稼働は考えられず、廃炉とすることが福島県民すべての願いであると考えております。

福島第二原発の廃炉については、議員お質しの通り、福島県をはじめ、県町村会、議長会、そして当町議会も要望しており、私自身も、昨年11月14日に東京電力の小早川社長に直接要望をいたしました。東京電力川村会長のインタビューによりますと、福島第二原発の廃炉の判断について、従来の説明を繰り返すのみであり、廃炉の検討が進んでいるのか疑問を抱くものであります。

今後も県や関係市町村・関係機関等と一体となり、あらゆる機会をとらえて、東京電力に強く福島第二原発の廃炉を求めていく考えであります。

次に原自連が発表した原発ゼロ・自然エネルギー基本法案に対する見解を問うというご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、原自連が提出を目指している原発ゼロ・自然エネルギー基本法案は、国内の原発を直ちに全て停止し、今後稼働させず、自然エネルギーを推進する法案であります。

当町としては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、福島第二原発の廃炉を強く要望しており、まずは、県内全基廃炉を求めてく考えであります。県外の原発については、それぞれの地域の方々のご意見を最も尊重されるべきであると考え、発言は控えさせていただきますが、私たちが経験した原子力災害特有の悲惨さ、過酷さを踏まえ、長期広域避難を余儀なくされている町民、そしてそのようにふるさとを追われている現実を直視するということが原発の是非について判断する材料になると私は考えております。

以上、私からの答弁は2点でございます。他の質問については、担当課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 1番の原発事故避難7年、町の復興と今後の生活支援の方針と施策について。

①住民意向調査をどう受け止めたのか。支援継続の方針と施策を問うのご質問にお答えいたします。

8番議員に町長が先ほどもお答えいたしました、昨年12月に実施した住民意向調査において、すでに帰還している方が3.3%、帰還したいとお答えになった方が13.5%となっており、前回避難指示解除前の調査とほぼ変わらない結果となっております。

また、帰還に当たって、不安なことや不足していると感じる項目についてもほぼ同じ結果であると認識しております。今後とも、住民意向調査で示された、帰還に当たって必要となる、買物環境の整備や医療・介護・防犯対策などの充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ②番の福島大学の双葉郡住民調査と生活再建の具体策を問うというご質問にお答えいたします。

去る2月27日に被災者の生活の根幹である住まい、就労、健康的な暮らしという三つの課題を中心に、避難指示区域等における被災者の生活再建課題連絡会議の現地会議が開催されました。

その中で、当町も福島大学が行なった双葉郡住民実態調査等に見られる先行きの不安な状況にある町民の立場を十分に踏まえて課題を述べました。

今後は、内閣府を中心とした国の関係府省庁会議で、今回各市町村が共有した課題を整理し、具体的な生活再建支援策が示されることとなります。町民に寄り添った生活支援制度が構築されるよう努力をまいります。

次に③避難町民の訪問活動と県外復興支援員の事業継続についてのご質問にお答えいたします。

復興支援員事業につきましては、これまでは、県外に避難をしている町民の絆づくり、訪問活動などの支援を七つの拠点で行ってまいりました。拠点が分散することによる反省点を踏まえながら、新年度からは意志の統一も図れ、より効率的な支援が可能となるような準備を進めます。また訪問活動についても支援が本当に必要な方を主体として継続してまいります。現在各拠点にはその対象者のリストアップを依頼しております。今後は、県内に避難を継続する町民の支援にも力点を置きながら、県内外で復興支援員事業を継続していく予定でございます。

次に（2）仮設住宅退去問題について。仮設住宅・借上げ住宅供与期間延長と町の仮設住宅退去期限通知について問うというご質問にお答えいたします。

昨年の8月28日に県は、応急仮設住宅の供与期間延長を発表しましたが、一方で建設型仮設住宅については、空き住戸による防犯防火の問題や維持管理の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していくとの意向を示しております。

町としても、この県の意向や、立地自治体の皆様の意向、市民の皆様のご不便を勘案しながら、入居世帯が極少数となり、安全確保が懸念される仮設住宅につきましては、閉鎖を決定しておりますが、様々な事情によって、町が示す閉鎖期日までに退去が困難な方に対しては、まずは入居延長の手続きを促しております。退去あり

きの姿勢ではないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、質問1の（3）災害公営住宅と福島再生賃貸住宅の家賃軽減についての①入居者の平均年齢と平均収入、支払家賃の実態を問うについてお答えいたします。

まず本宮市営公営住宅の平均年齢は58歳、平均所得は42万円、平均家賃が約1万6500円、最低所得分類の割合が58%であります。桑折町営公営住宅の平均年齢が58歳、平均所得が64万円、平均家賃が1万3600円、最低所得分類割合が65%であります。続いて県の公営住宅の入居者の平均年齢は55歳で、平均家賃は1万9100円です。最低所得分類割合は56%であります。平均所得につきましては、統計を取っていないということで回答はいただけませんでした。

次に町内の災害公営住宅等についてですが、幾世橋住宅団地は平均年齢が72歳、平均所得が70万円、平均家賃は2万1000円、最低所得分類割合が64%。幾世橋集合住宅は平均年齢が57歳、平均所得が60万円、平均家賃は1万3200円、最低所得分類割合が80%となっております。

続きまして、6年目以降、災害公営住宅の家賃軽減継続を問うにお答えいたします。

6年目以降の家賃の減額ですが、県や先行して災害公営住宅の整備をした市町村を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、③軽減の財源は国・東電に負担を求めるかを問うについてお答えいたします。

軽減の財源についてですが、家賃減額と同じく、県や先行して災害公営住宅の整備をした市町村を参考にしながら、検討をしてみたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 2除染の問題についての（1）除染後の排水不良水田についての①原因と今後の対策を問うのご質問にお答えします。

除染後の農地については、川添南地区をはじめとした排水不良箇所や均平が保たれていない、石礫の混入といった所があることを町としても認識しております。

また、これらの諸問題は、当町だけではなく、除染をした他の市町村でも共通の問題であります。

町としましては、環境省や農水省にこれらの課題にしっかり取り組むよう要請しており、県も環境省に強く要請しているところです。

今後も関係機関と協議のうえ、しっかりと解決に向け取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） （2）環境省による汚染土壌の再利用問題について、①町での計画と再生利用に対する見解を問うについてお答えします。

現時点におきましては、環境省から汚染土壌再生利用の申し入れもございませんし、浪江町の町内事業での計画もございません。

（3）除染の実態と除染目標見直しについてでございますが、除染の実態ということですが、約97.8%でございます。残りの部分につきましては、未同意者と解体が終わってから除染するという方が残っております。あと1ミリ以上の件数でございますが、宅地については7万1388地点中5万4450地点。農地については1万9146地点中1万5682地点。道路が3万7849地点中2万9591地点となっております。

続いて、除染後の結果でございますが、除染後の空間線量というものは地形等により影響されますし、また面積等により影響されますので、一例を挙げますと、酒田地区におきまして、平均の空間線量が1.55 μ Svがフォローアップ除染後0.7 μ Svに低減しております。

続きまして、②環境大臣の0.23 μ Svの見直し発言についてでございますが、今回の0.23 μ Svの見直しにつきましては、中川環境相ではなく、原子力規制委員会更田委員長が1月17日の会見で発言したのになっております。

いずれにいたしましても、町としましては年間追加被ばく線量1mSvを堅持するように引き続き求めていくものでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、3復興祈念公園と請戸小学校の震災遺構について、その中の①復興祈念公園事業の現状を問うの質問にお答えいたします。

県営公園であります復興祈念公園の整備につきましては、昨年6月に県が都市計画決定し、7月に国が基本構想を策定したところでございます。

現在は国において、有識者委員会などで専門家の意見を聞きながら、基本計画策定に向けて取りまとめを行っているところであります。

その後、基本設計に着手する予定となっており、町としても、引き続き、国・県と連絡を密にしていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○**教育次長（大原教知君）** 請戸小学校の震災遺構についてのご質問にお答えいたします。

震災遺構については、震災による被害の大きさ・脅威や教訓を後世に伝え、将来の防災・減災につなげていくためのものであると認識しております。

議員お質しの請戸小学校の震災遺構としての整備については、復興庁・県・町で実施した住民意向調査において、震災遺構として望ましい施設としての回答が多くありました。

請戸小学校に係る取り組みについては、各教室の黒板をはじめとした物品の収集保全、3Dデータの取得、外周フェンスの設置等を実施してまいりました。

今後の取り組みでございますが、平成30年度被害状況等の把握のための詳細な建物調査・保存活用方法といった調査検討を地元の方のご意見を聞きながら復興交付金を活用し進めてまいります。

○**議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

○**企画財政課長（安部 靖君）** それでは、4帰還困難区域の復興拠点整備についてにお答えいたします。

まずは（1）拠点整備推進協議会についての①複数の事業者が多様な事業を推進するとは何かのご質問にお答えいたします。

計画における複数の事業者とは、除染・解体を担当する環境省をはじめ、事業財源の調整を行う復興庁、その他内閣府、農林水産省、経済産業省などの国の機関、さらには国県道・河川管理などを担当する福島県土木部、営農再開・圃場整備等の調整にかかわる相双農林事務所、双葉農業普及所などの関係機関を考えております。拠点整備は、町事業のみで完結しないことから、各事業主体が連携し、拠点整備に取り組んでまいります。

②住民説明と合意について問うのご質問にお答えいたします。

拠点整備を進めるにあたり、国県町等の各事業主体間の連携はもとより、対象となる住民の方々のご理解とご協力が必要であります。今後、除染・解体をはじめ、事業計画の策定や実施に当たりましては、その都度、対象となる住民の方々に説明と意見をいただく機会を設けてまいります。

次に（2）地区ごとの全体計画について、①第2・第3ステージの計画作成と事業促進の取り組みを問うのご質問にお答えいたします。

改正福島特措法におきましては、帰還困難区域内の拠点整備に関する計画策定について定められておりましたが、当町では、あくまで帰還困難区域全域の復興・再生を目標としており、拠点計画とは

別に、帰還困難区域全域を対象とする浪江町帰還困難区域復興再生計画を策定したところでございます。この計画において、第1ステージで整備される区域を核とし、その周辺に整備範囲を拡大していくため、帰還意向、線量の状況、拠点における主たる活動、関連インフラの整備状況などを勘案し、その範囲を5年ごとに検討・決定するとしております。

今後、第2・第3ステージと速やかに事業が実施できるよう第1ステージ整備の進捗に合わせて整備計画の協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 5の原発ゼロと再生エネルギー推進についての③町の再生エネルギー推進の計画を問うのご質問にお答えします。

町の再生可能エネルギーの推進については、昨年度策定されました浪江町復興計画第二次において、エネルギーの地産地消の仕組みづくりの方向性が示されたところであり、今年度はその実現に向けてより具体的な個別計画である再生可能エネルギー推進計画の策定を進めてまいりました。

その中では、浪江町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや適地調査等を行い、ゾーニングやエネルギー自給率の目標値の設定及びその実現に向けた施策について検討を行ったところでございます。

次年度以降は同計画に基づき、再生可能エネルギー導入拡大のための施策等を他の施策等との整合を図りながら計画的に展開してまいります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、再質問します。

冒頭、町長から答弁がありました。東電川村会長の発言に対して、撤回を求めるべきだし、抗議もすべきだと町はどうするんだと聞いたけれども、去年11月14日に全基廃炉について直接東電会長に要望したという答弁で、今回の川村会長発言に対する抗議撤回については触れておりません。どうされますか、お答えをください。

それから、原発ゼロに関して、県内全基廃炉は県民の共通の要求だけれども、県外についてはそれぞれの地域で考えることだということで、内堀県知事がたびたび県議会でも答弁している中身と同じです。やっぱり原発ゼロと言うからには、原発の直接被害者である浪江町が発信する、その責任があると私は思います。それぞれの地域で考えてくれということではなくて、被災自治体としてどういう

態度をとるかということが全国は注目しているということです。

それから、質問項目の大きな5番目に関連して、町としては第2期の復興計画に基づいて目標値、それから実現のための施策について検討したと。新年度は事業をどう展開するか、具体的に計画を進めていきたいということですがけれども、目標、あるいは実現のための施策を検討したということだから、そのことについてどういう数値でどういう中身なのかお答えください。

質問の順番で主要な問題について、再質問したいと思います。

まず住民意向調査については、数字をなぞっただけで、アンケート調査結果からうかがわれる町民の様々な問題について掘り下げた検討と答弁はなかったと、残念だということをお願いしたいと思います。

これは復興庁の住民の意向調査です。ただ数字の結果だけを答弁されただけで、ではこの結果を受けて町はどうするというについては、支援策等については、今後、具体的に構築していきたいということで、これからなんですか。私はこの質問を様々な形で聞いている人がいると思うんだけど、具体的にどうするかはこれからだということについては、あまりにも距離を置いた考えではないかと思います。全く具体的なものについて検討していないのかお答えをください。

それから、福島大学の問題で言えば、生活に不安だと応えている人が合わせて約7割だということは申し上げたとおりです。個別具体的な話は時間の関係でできませんけれども、昨日も実は会ってきたばかりです。浪江町で働いていた人が二本松で仕事を求めようと思ったら仕事に就けない。一方では賠償金が打ち切られる。正直、生活保護を受けるしかない。そういう深刻な話ですよ。だからもっと町のアンケートあるいは福島大学の調査結果から行政として何が求められるかということ具体的に考えていく必要があるんじゃないかと思います。改めてどういう考えなのかお答えください。それを前提にしてというか、問題は福大とか、あるいはいろんなところで調査結果を発表します。町が独自に実態調査をすべきだと。そうされますか。独自に調査しないと実感が湧かないんじゃないか。8年目だから遅いってば遅いんだけど、やらないよりはいい。新年度にそういう計画はされるかお答えください。

問題は1番目の③、県外の復興支援事業。課長答弁では支援事業を効率的に展開したいというお話でした。具体的に現在7箇所ある県外の復興支援センターを廃止するのか廃止しないのか。どうするのか、県外支援はどのような形で行われるのか。必要に応じて続けて

いきたい。これでは聞いている人は分からないですよ。実は、ここに県外復興支援員からメールを2回に渡ってもらっているんですよ。正直ここで読んでこういうことをやっているんですかということを知りたいんだけど、正直露骨になるからそれは差し控えます。差し控えるけれども、県外の支援事業を廃止するということになれば、3.11時点での支援対象事業が4600人だと、浪江町で出している現状と課題について出ていますよ。その人たちをどうするんですか。もうあとは自己責任だということで町はその人たちから遠く遠く離れるんですか。今までやってきたことの反省はされたんですか。事業の縮小についてどういう根拠に基づいて縮小するのか。孤立孤独の問題が最大の心配です。

ここに2月25日のNHKのニュースのコピーがあります。早稲田大学人間科学学術院、辻内教授等の研究グループが県外に避難した5000人を対象に調査をしたと。去年の10月から調査をして363人から回答を得たと。それによりますと20.2%に当たる73人が鬱病が疑われるレベルの強いストレスを感じている。この人たちを誰がどういうサポートをするんですか。効率的な支援とはどういうことですか。自己責任だということですか。現実を踏まえて県外復興支援事業の在り方についてお答えいただきたい。これは政策判断だから町長。体調悪いところ恐縮なんだけれども、重大な問題だから現状を踏まえた上で、拡充しろとは言わないけれども、最低限現状維持ですよ。先ほどの課長答弁ではどうなるのか。全く抽象的な答弁だから分からない。私が質問通告したらば、浪江町のホームページで私の質問通告を見て、このことをぜひやってくれとそういう声も私のところに届いてきているんですよ。今まで浪江町が被災自治体の中で国や東電にはっきりものを言って、県外にも復興支援センターを造って、それ相応の支援を続けてきたわけでしょ。それを廃止する、まず今後どうするのか政策判断として町長、それから具体的にどうなるのか、担当課長、お答えください。

以下の問題については再々質問でやります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 川村会長インタビューに対する見解を問うの再質問にお答えをいたします。

議員お質しのとおり、当然、廃炉を求めていくべきだと考えております。なお、小早川社長が出席している会議、あるいは東京電力での色々な要望等に行ってまいりましたけれども、川村会長がなくて、直接廃炉についてお話しできなかったことは残念でありますので、また会う機会があれば直接第二原発の廃炉について当然求め

ていきたいと考えております。

それから、原発ゼロ自然エネルギー基本法案に対する見解を問うの再質問でありますけれども、これは色々と私も講演会に招待を受けて、全国各地で講演をいたしてまいりました。その中で印象的なものは私の話は原発の事故当時からの話から始まっていくんですけども、その話で相当過酷な、そして辛い途端の苦しみを味わったねというようなことが聴講者の皆さんからそういう感想をいただきます。そういう中で私が印象に残った総括をしたある市長さんの話です。馬場町長さんが話したこの原発事故の冷酷さと言いますか、その辛さ、それを皆さんは受け入れる考えはありますかと総括をしてくれたんですね。その覚悟はありますかということ。要するに、友達とも別れ、そしてふるさとを追われ、いろんなもので全てが台無しになってしまったというような状況をもし万が一東京電力のあの原発事故があるところで起きた時にそういう覚悟を持ちましたかというような総括をしてくれたんです。これは私の言いたかったことなんです。そういう意味からいたしましても原発の是非については、その話の中で浸透したと私は考えております。

そういう意味で講演を頼まれた時には、いつも私はそういう冷酷さと言いますか、この辛さ、そういう話をして、原発事故が起きた時にはこういうひどい仕打ちがあるよということを言ってきているつもりです。今後もまたそういう機会があれば、そういうことで対外に発信してまいりたいと考えております。

それから、住民意向調査の具体的な生活再建、生活支援ですね、それをどう求めていくかということでもありますけれども、これは今年度の予算におきましても、継続事業として絆再生支援事業ということでタブレット端末を活用した町民の絆の再生支援、あるいはふるさと絆維持のために避難先自治体及び各種支援団体と連携をしながら協力をして、避難生活支援事業、そういうものも継続してやっていくということでもあります。さらには生活支援、生活再建のために国民健康保険事業、介護保険事業の無料化、そういうものも政府等々要望しまして継続をしてきております。

さらには、住宅支援事業、これも避難先での住宅を確保するためには、そういう支援事業が必要だということで継続をしてまいりました。

さらには、町の心の復興事業、これはやはりコミュニティーの形成が必要だということで、やはり町内外に避難している方々との心の復興事業、こういうことの継続事業も続けております。

それから、子育て支援事業におきましても、保育料の助成事業と

か子育て世帯の不安、悩み、そういうものを解消するために親子の精神面、あるいは育児生活全体を支援してきております。さらには幼稚園の就園の奨励事業、こういうものの負担軽減のために行ってまいりました。こういう生活再建、生活支援を今後も継続してまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと存じます。

それから、県外復興支援事業の継続を今後どうするのかということでもあります。色々県外で協力していただきました復興支援の皆さん、大変なご協力をいただきながら私どもの町民の心のよりどころになっていただきまして、色々事業を展開させていただきました。そういう事業がそろそろ避難している方々のお話を聞きますと、住民票を移したり、あるいはもう個別事業訪問はいいからもう来ないでくれとかというようなお話もたくさん出てまいりました。そういう事業の中で残すべきところを残し、そしてできるだけ復興ができるような支援は、先ほど申し上げた具体的な事業を通じながら絆を深めていきたいと考えております。そういうことで今回7箇所ほど閉鎖するということになりましたけれども、まだまだ町民の絆、これは深めていかななくてはならないと考えておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと存じます。

以下の答弁につきましては、担当課長が答弁いたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再生可能エネルギーの導入目標値の再質問でございますが、導入目標はエネルギー自給率を2020年度に40%、2027年度に54%を目指しております。これは電力の需要予測から換算すると、2020年度に18.9Gwh。2027年度に76.4Gwhとなります。

それから具体的な施策でございますが、まず住民や民間事業者に対する積極的な情報発信。2番目として再エネ導入にかかわる助成制度や優遇措置の検討実施。3番目として再エネの経済価値の地域循環の仕組みの強化。4番目として再エネを介した他自治体との連携強化の仕組みづくり、これは地産地消などを前提とした地産外消の仕組みなども含みまして、来年から取り組んでまいるという形でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍靖君） それでは、住民意向調査の質問にお答えしたいと思います。

まず今回の調査結果について、帰還が進んでいないという理由について、やはりどうしても帰町に対する不安や不便さを感じるということがあるということで、先ほども答弁しましたが、買い物環境

の整備、医療介護、防犯体制の充実に努めてまいるといふことで、例えば買い物環境であれば、まち・なみ・まるしえだけでは不足しているということが明らかでございますので、スーパー等の誘致等も今誠意取り組んでいるところでございます。

さらには介護につきましては、社会福祉協議会やJ i nといったところに委託事業を行っておりますが、先ほど行われた健康関連施設検討委員会においても介護関連施設の整備といった提案もいただきましたことから、ふれあいセンターなみえ周辺に整備を計画していくということを進めるところでございます。

そういった意味で帰還環境の整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

さらにその町独自の調査も必要だということでございます。その点につきましては、毎年行っております住民意向調査、この中に質問項目も検討できるのではないかと考えております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 復興支援員事業6年間続けてまいりましたけれども、浪江町民の実に3分の1は県外でございますが、3分の2は県内にいらっしゃいます。県内にいらっしゃる方への支援が手薄ではないかという反省も踏まえまして、やはり支援員の数を県外から県内にもシフトすべきであると思われまふ。県外の拠点数につきましては、7拠点一旦廃止ではあります、新たに何点か設ける予定であります、ただ予算の承認も受けていない現状で、細かく何地点残るといふことはまだ決定されておられません。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 多岐にわたっていますけれども整理しながら再々質問やっていきたいと思ひます。

まず、住民意向調査について、暮らしの問題も含めて町独自で調査したいといふ答弁をしたといふことは、私は一歩前進だと。ぜひこれは新年度に実施してください。これは本会議での答弁だから実施するといふ町の意思を確認したいと思ひます。

それから、県外復興支援については、要するに町長は様々な支援の施策を続けてきたと、これからもやっていくと言ったけれども、県外の支援については、最後、課長が答弁されたように県外の支援センターをどうするか、現在検討中だと、未定だと。打ち切りだけが決まって新年度の方針について白紙なんですか。七つの事業を全て残せば一番いいと思ひます。ここにきて拡充といふのは無理だから、せめて県外支援事業は継続すべきだと。その上に立って今後どうするかといふことを判断すべきだといふことを再三言っているわけ。

県外にも必要だと思いうけれどもどうするかは未定だと。なんら具体的な答弁になっていない。正直、町長が言ったようにもう来ないでくれと言う人もいると。それはそういう町民がいるとすれば、遠慮すればいいだけの話であって、それを理由に県外復興支援事業を廃止するというのは、いささか邪道だと思います。県外について未定だというんだけれども、いつまで方針を示すのか。基本的には残すという立場で検討するのか。これも町長だね、政策判断だから、お答えください。

それから、住宅の退去問題については、一つは仮設の問題です。正直12月まで出て行けという文書を置いてかれたと。全然話し合いには来ないと。そしたら3月までだと言われたと。町がそういう態度ならば我々もということで、ポストに入れていった文書を二本松の事務所に置いてきたと言っていました。原発避難の町と町民との間でそういうことがあっていいんですか。話を聞いたらいいいんじゃないですか。様々な事情があるんだから。それで人が足りなかったらば、生活支援はこういうわけで大変なんだから生活支援課の体制を強化してくれと。町長に要望すればいいんですよ。あるいは議会に言ってください。やっていることはそれではだめですよ。だから今後話し合いをするということで臨んでいただきたい。どうするかお答えください。

それから、家賃の軽減についてなんですけど、他の自治体でどうしているか、それを参考に検討すると。ゼロ回答ではないということについては、期待を繋ぐことができると思います。何故必要かということについて具体例を話しました。先ほど福大のアンケート調査でも生活不安が7割だと、あるいは宮城県の民医連で生活不安の中身について、健康や収入や様々な問題があるということを行いました。それは繰り返しません。実はこれ、2月23日付けである復興住宅に入っている人に新年度の改定家賃の通知が来たんですよ。新年度の認定収入額が月額9万7000円です。これで家賃がいくらになるか2万400円になるんですよ。この人の月収はいくらか9万7000円です。9万7000円の月収で家賃2万400円ということは21%ですよ。土方に行って働いているんだその人。去年は救急車で運ばれたんだ。でも生活しなくちゃならない、家にじっとしているわけにはいかない。働いているんですよ。その人に新年度の家賃の通知が来た。去年の倍額なんです。さっき課長が各住宅毎の平均年齢と平均収入と平均家賃話されましたけど、低収入な人ほど、家賃の負担が大変になっていく。低廉制度もだんだん元に戻っていく。6年目からは当たり前の家賃に戻っていく。そういうことなん

ですよ。いわきではそうした増加分について、市で負担軽減措置をとっているというのがいわき市の実態なんです。県内の事例も調べて、本当に話を聞いていて悔しいとか悲しいとかどうしようもないですよ。私はできることを議会でこれが実態なんだから、町独自に家賃軽減策を講ずるべきだということを議会で質問します。ぜひ頼みます。こういうことですよ。ぜひ課長、他の市町村の具体例も参考にして復興住宅から犠牲者がでないように町として最大限の支援をするという立場で臨んでほしい。課長としては中々きつかもしれないけれども、再度腹をくくった答弁をお願いしたいとお願いします。

それから、たくさんあるんだけど、除染後の排水不良で産業課長が答弁されましたけれども、県にも環境省にも要望している。今日は写真を持ってこなかったけれども大変な状況なんだな。まず、除染担当課、住民課、除染との関係についてこういう問題が起きたという情報があったかどうか、そういう状況について把握されているかどうか。線量が高いから10cm削土したと言われた。おまけに地盤が柔いわけだ。耕盤が沈んじゃったんだよ。今機械は入れない、池になっているんですよ。除染事業が大きな原因だと思うんだけど、水田の復元ということであれば、産業振興課にもかかわることだから、ぜひ連携をとってやってもらいたいけれども、彼は今何を求めているかというのと、せめて草を刈りたい、うなりたい。できることは土側溝を深く掘ってもらって、排水すれば何とか草刈りできるんじゃないか。ロータリーを深く埋めなければ耕耘できるんじゃないかと言っているんですよ。産業振興課長、最後の答弁になるかもしれない。せめてそういう現場の混乱に応えるようなそういう措置をとってほしい。私は114号通ってくるんだけど、山木屋では除染した後、土側溝が潰れているところ、今改めて天端張って再工事やっていますよ。どういう事業でやっているかまでは調べてないけれどもできるんです。そこは除染と産業振興課と連携をとってやってもらいたい。それぞれの課長の答弁をお願いします。

それから、除染の目標については、ここに新聞持ってきてあるけれども、見直し発言をしているんです。見直し発言に対してとんでもないと、撤回を求めるべきだというのが私の質問です。そのことに対して答弁がありません。もし課長レベルで答弁できないとすれば、町長お答えください。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 私から県外復興支援員事業に関して、説明不足もあるようですので補足させていただきます。今回の県外復興支

援事業の関係につきましては、今年度直営でやってきた事業であります。町で雇い入れて支援員を配置してやってきたその事業を今度は事業者に委託をするという形で事業展開することになったものですから、町の支援員を一旦解雇するとなっております。

ですから、県外の支援制度を全部なくすということではないんです。説明不足で申し訳ありません。これは予算にも上がっているんですけれども、課長が申し上げたように復興支援員については、県内の住民対象ということでこれまで取り組んできましたけれども、そこに県内においても支援員を置いてやるという体制を組んでもらうということで、事業者とも対応しているということでございますので、復興支援員制度事業そのものを全部やめてしまうということではありませんので、その誤解だけは解いてください。説明不足で申し訳ありません。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 6年目以降の家賃の軽減についての再質問についてお答えいたします。

6年目以降の家賃の軽減については、議員お質しのとおり、生活される方の実態、これを踏まえながら県や先行して住宅を整備した市町村を参考にしながら検討していくべき課題であると認識しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 除染後の排水不良水田の再々質問についてお答えします。

この排水不良水田については、農業者から度々お話がある都度、町で現場を確認して対応しているところでございます。今回の川添地内の圃場につきましても現地確認を11月17日に農林水産省生産局、それから県の農林水産部農業振興課、それから相双農林事務所等で現地確認をしておるところでございます。

これにつきましては、環境省や農水省にこれらの問題にしっかり取り組むよう要請しておりまして、県も環境省に強く要請しているところです。今後も関係機関と協議の上、しっかりと解決に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 除染から見た農地の問題でございますが、除染後、場所によりましては、田んぼから石が出てきたとか、除染後、上土が風とかに飛ばされて側溝とか、用水路、排水路等に入って水が流れなくなったという事例は何件かお聞きしまして、即座に環境省の除染の担当に連絡してすぐ解消するような対応はしており

ました。見直しの件でございますが、先ほども申し上げたんですが、環境省としては、見直すとかそういう発言はしておりません。見直しという内容でございますが、更田委員長が言っているのは、1ミリという最終的な線量の目標値があるわけなんですけれども、それが通常的生活をした場合を想定して、逆算して出した値なんですけれども、それが実態と合っていないというような内容の発言でございます。まして、決して1ミリという最初の目標の線量を上げるとか、そういうものではございません。ましてそれを公的な機関とか、行政上で指導するとかそういうこともしないと言っておりますので、環境省側ではその発言がしたのとは分かっていますよ。ただまだ話は聞いていないということになっていまして、引き続き安全側に立った形で対応していきたいというような発言の内容でございます。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 意向調査の関係でありますけれども、国で行っているといわれている意向調査については、国と県と町が入って質問事項等も含めて協議をしてやっている中身でありますので、町独自でということの考え方は今のところございません。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私の質問を終わりますけれども、あくまでも町民に寄り添って、町の復興を成し遂げていく必要があるということ強く求めて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで散会します。

明日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 2時30分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月7日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 請願・陳情の付託
- 日程第 2 議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第17号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第18号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正について
- 日程第11 議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止について
- 日程第17 議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止について

日程第18	議案第31号	工事請負契約の変更について（浪江東中学校グラウンド整備工事）
日程第19	議案第32号	委託に関する協定の締結について
日程第20	議案第33号	委託に関する変更協定の締結について
日程第21	議案第34号	平成29年度浪江町一般会計補正予算（第8号）
日程第22	議案第35号	平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第36号	平成29年度浪江町健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第37号	平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第38号	平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第39号	平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第40号	平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第41号	平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第42号	平成30年度浪江町一般会計予算
日程第30	議案第43号	平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第31	議案第44号	平成30年度国民健康保険事業特別会計予算
日程第32	議案第45号	平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第33	議案第46号	平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第34	議案第47号	平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第35	議案第48号	平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第36	議案第49号	平成30年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第37	議案第50号	平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第38	議案第51号	平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会

計予算

日程第 3 9 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎請願・陳情の付託

○議長（紺野榮重君） 日程第1、請願、陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。

◎議案第15号から議案第52号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてから日程第39、議案第52号 平成30年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第15号から日程第39、議案第52号までを一括議題とします。

日程第2、議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、土地改良事業等により、浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 内容について説明いたします。

今回は、浪江町大字高瀬地内の土地改良事業に伴う町道路線の認定及び廃止であります。新たに認定する路線は路線番号3082号込堂線ほか5路線であります。廃止する路線は路線番号3082号込堂線ほか6路線であります。資料1及び資料2をご覧ください。資料1は認定路線の位置図です。赤塗りが認定路線であります。資料2は廃止路線の位置図であります。緑塗りが廃止路線です。町道3082号は起終点の変更です。3087号、3088号は終点の変更です。3092号及び3093号は路線を廃止します。3094号は終点の変更です。3095号は起終点の変更です。3099号は新たに路線を認定いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

1ページをお開きください。1条は制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成30年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回制定の条例の定めるところによるとしたものでございます。

第2条は東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したところでございます。2ページになりますが、3条は町民税の減免でございます。平成29年度中の合計所得金額が1000万円以下であって、被災者である個人の町民税については、500万円以下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円を超え1000万円以下については4分の1を減免するとしたものでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者に対する均等割を全額免除するとしたものでございます。

第4条は、固定資産の減免でございます。土地と家屋については、地方税法で帰還困難区域については課税免除解除区域については3年間2分の1減免となっておりますが、解除区域についても全額を減免するものでございます。

第2号は、被災した住宅用地の代替として取得した住宅用地の特例について、地方税法の規定では、取得期限が解除後3カ月以内としているところを平成30年度固定資産税の賦課期日まで延長するとともに、旧避難指示解除準備区域にも適用するとしたものでございます。

3号は、2号適用区分について、免税点以下相当となる場合の減免の規定でございます。

4号は、被災した住宅の代替として取得した住宅について、第2号と同様、特例の適用をするための取得期限の延長と旧避難指示解除準備区域へ適用するとしたものでございます。

第5号は、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償却資産については、10分の10を乗じた額を減免するとしたものでございます。

3ページの5条ですが、軽自動車の減免でございます。地方税法により避難指示区域で用途廃止になった場合は、課税免除とすることとなっているところでございますが、賦課期日を基準として東日本大震災による流出、避難指示区域内に放置した軽自動車について減免するとしたものでございます。

6条は、国民健康保険税の減免でございます。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が被災者である場合は、世帯の合計所得が600万円を超える世帯を除き、全額を免除するとしたものでございます。

第7条は、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者が被災者である場合、合計所得が633万円を超える者を除き、全額を免除するとしたものでございます。

第8条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたものでございます。附則といたしまして、条例は平成30年4月1日から施行するとしたところでございます。

なお、16号資料に概要をまとめてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第17号 浪江町企業立地促進区

域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第17号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、企業立地促進区域及び避難解除区域等において、一定の施設や設備の新設、または増設を行った事業者について、申請により、最長で5年間固定資産税の課税免除を受けることができることとするため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。1ページをお開きください。

第1条は、制定の趣旨でございます。福島復興再生特別措置法の企業立地促進区域または避難解除区域等に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、企業立地促進区域内における課税免除でございます。

県の認定を受けた新規事業者が企業立地促進区域において一定の施設や設備の新設、または増設を行った場合、申請により最長で5年間固定資産税の課税免除を受けることができることを定めたものでございます。

なお、企業立地等促進区域は県の企業立地促進計画で避難解除区域等とすると定められております。

第3条は、避難解除区域等における課税免除でございます。県の確認を受けた既存事業者が避難解除区域等において一定の施設や設備の新設、または増設を行った場合、申請により最長で5年間固定資産税の課税免除を受けることができるとしたものでございます。

なお、避難解除準備区域及び認定特定復興再生区域ということになります。2ページの4条でございます。適用でございますが、他の固定資産税の特例との選択により、適用することができるとしたものでございます。

第5条は、課税免除の申請でございます。毎年3月20日まで申請を提出することとしているものでございます。

第6条は、規則への委任でございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしたところです。また、すでに県の認定、または確認を受けた事業者も遡及適用するとした

ものでございます。

なお、17号資料にて概要をまとめてございますのでよろしくお願
いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第18号 浪江町特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制
定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第18号 浪江町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関し必要な事項を定める
ものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） 条例の概要でございますが、子ども・子育
て支援制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業につ
いて、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める基準に従い、運営
しなければならないこととされました。これを受けまして、学校教
育法、児童福祉法、認定こども園法等による都道府県等の許可を受
けた施設、事業者に対してその申請に基づき施設型給付費、または
地域型保育給付費の給付の対象となることを、町が確認するための
基準を条例で定めるものでございます。根拠法令は子ども子育て支
援法、関係法令は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準でございます。

本町の対応方針としましては、本町の実情に国の基準と異なる内
容を定める特別な事情や特性はないため、国の基準に準拠するもの
としました。

続きまして、議案第18号資料についてご説明申し上げます。

主な内容でございますが、第3条、特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業者というものでございますが、特定教育・保育施設
は市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保
育施設をいいます。特定地域型保育事業につきましては、市町村が
地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する事業
者が行う地域型保育事業をいいます。

第5条でございますが、特定教育・保育の提供の開始の際、当該
施設に係る重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者

の同意を得なければならないことを定めるものとございます。

第6条は、利用申し込みがあった場合に、正当な理由がなければそれを拒んではならないこと、申込者が利用定員を上回る等で選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないことを定めるものとございます。

第7条は、当該施設の利用について市町村による斡旋、調整及び要請にできる限り協力をすることを定めるものとございます。

第8条でございますが、特定教育・保育の提供を保護者から求められた場合、必要に応じて保護者に支給確認書等を提示させ、受給資格等の確認をすることを定めるものとございます。

第9条は、保護者の支給認定の申請に係る援助をすることを定めるものとございます。

第10条、支給認定こどもの心身の状況等の把握に努めることを定めるものとございます。

第11条、小学校等において継続的に提供される教育・保育へ円滑に接続できるよう小学校等関係機関との連携に努めることを定めるものとございます。

第12条は特定教育・保育の提供の内容等を記載することを定めるものとございます。

第13条、保護者から法定代理受領により、施設型給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額の支払いを法定代理受領によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により、算定した額の支払いを受けること、上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないことを定めるものとございます。

第14条は、施設型給付費の支給、または特定教育・保育に係る費用の支払いを受けた場合に保護者へ施設型給付費等の額に係る通知をすることを定めるものとございます。

第15条、施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、または幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うことを定めるものです。

第16条、特定教育・保育に関する評価を実施し、その改善を図ることを定めるものとございます。

第17条、支給認定こども、または保護者の相談に応じ、助言及び援助することを定めるものとございます。

第18条、特定教育・保育施設の職員は、緊急時等に必要な対応を

することを定めるものでございます。

第19条、保護者に偽り、その他不正な行為がある場合に施設型給付費の支給に係る市町村へ通知することを定めるものでございます。

第20条、運営規程を整備することを定めるものでございます。

第21条、適切な特定教育・保育を提供できるよう、職員の勤務態勢や研修の機会を確保することを定めるものでございます。

第22条、利用定員を遵守することを定めるものでございます。

第23条、施設の見やすい場所に重要事項を提示することを定めるものでございます。

第24条、支給認定こどもに対する差別的取り扱いの禁止を定めるものでございます。

第25条、職員の支給認定、子どもに対する虐待等の禁止を定めるものでございます。

第26条、管理者の紹介に係る権限の乱用禁止を定めるものでございます。

第27条、職員及び管理者は用務上知り得た支給認定こどもとその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めるものでございます。

第28条、保護者が適切な施設の選択ができるように情報の提供に努めることを定めるものでございます。

第29条、利用者、支援事業者等、またはその職員との間で施設紹介の対償として利益を供与、または収受することを禁止することを定めるものでございます。

第30条、苦情解決の措置を講じることを定めるものでございます。

第31条、地域との連携に努めることを定めるものでございます。

第32条、事故発生の防止、または再発の防止のために指針を整備し、事故発生時には必要な措置を講じることを定めるものでございます。

第33条、特定教育・保育の事業とその他の事業の会計を区分することを定めるものでございます。

第34条、特定教育・保育の提供に関し、記録を整備し、5年間保存することを定めるものでございます。

第35条、特例施設型給付費の支給対象となる特別利用保育に関する基準を定めるものでございます。特例施設型給付費でございますが、緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応する給付費をいいます。

第36条、支給対象となる特別利用教育に関する基準を定めるものでございます。

第37条、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるものでございます。

第38条、特定地域型保育の提供の開始の際、当該事業に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければいけないことを定めるものでございます。

第39条、利用申し込みがあった場合に正当な理由がなければ、拒んではならないこと、申込者が利用定員を上回る等で選考を行う場合には一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないことを定めるものでございます。

第40条、特定地域型保育事業の利用について、市町村による斡旋、調整及び要請にできる限り協力をすることを定めるものでございます。

第41条、支給認定こどもの心身の状況等の把握に努めることを定めるものでございます。

第42条、保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設を適切に確保することを定めるものでございます。

次ページで第43条、保護者から法定代理受領により、地域型保育給付費を受ける場合は、市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により算定した額の支払いを受けること、上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明し、同意を得なければならないことを定めるものでございます。

第44条、保育指針に準じ特定地域型保育の提供を行うことを定めるものでございます。

第45条、特定地域型保育に関する評価を実施し、その改善を図ることを定めるものでございます。

第46条、運営規程を整備することを定めるものでございます。

第47条、適切な特定地域型保育を提供できるよう職員の勤務態勢や研修の機会を確保することを定めるものでございます。

第48条、利用定員を遵守することを定めるものでございます。

第49条、特定地域型保育の提供に関し、記録を整備し、5年間保存することを定めるものでございます。

第51条、特例地域型保育給付費の支給対象となる特別利用地域型保育に関する基準を定めるものですが、この特例地域型保育給付費につきましては、緊急時の償還払いや地域認定区分に対応する施設がない場合など市町村が必要と認める場合に対応する給付

費でございます。

第52条、支給対象となる特定利用地域型保育に関する基準を定めるものでございます。施行期日が公布の日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） ここで住民課長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 議案第17号の私の説明の中で、最後の附則の部分でございますが、平成30年4月1日から施行すると説明いたしました。平成30年4月1日からではなく、公布の日からと訂正したいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは概要を説明させていただきます。

子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う児童福祉法の改正により、児童福祉法の第34条16の規定が改正され、地域型保育事業が町の認可事業となり、町はその設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされました。これを受けて地域型保育事業を行う者が町の認可を受けるために遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を条例で規定するものでございます。

根拠法令は児童福祉法でございます。関係法令は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準でございます。本町の対応方針としまして、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることはで

きないということで、本町の対応方針でございます。

続きまして、議案第19号資料によりご説明申し上げます。

第3条、家庭的保育事業等の認可基準となる条例を定める目的を明らかにするということで、家庭的保育事業等でございますが、これにつきましては、家庭的保育者の居宅、その他の場所、施設で家庭的な雰囲気の下で少人数、定員5人以下を対象にきめ細かな保育を行う事業でございます。

第4条が最低基準の向上に努めなければならないことを定めるものでございます。

第5条が共通の一般原則を定めるものでございます。

第6条ですが、連携施設として、保育の内容に関する支援や、代替保育の提供を行い、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる認定こども園、幼稚園、または保育所を確保することを定めるものでございます。

第7条、非常災害対策をすることを定めるものでございます。

第8条、職員に求められる一般的要件を定めるものでございます。

第9条、職員は知識及び技能の向上に努めることを定めるものでございます。

第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、設備及び職員を兼ねることができることを定めるものでございます。

第11条、利用乳幼児に対する差別的取り扱いの禁止を定めるものでございます。

第12条、職員の利用乳幼児に対する虐待等の禁止を定めるものでございます。

第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めるものでございます。

第14条、衛生管理等の基準を定めるものでございます。

第15条、食事の提供の基準を定めるものでございます。

第16条、食事の提供の基準の特例について定めたものでございます。

第17条、利用乳幼児及び職員に対する健康診断を実施することを定めるものでございます。

第18条、運営規程を整備することを定めるものでございます。

第19条、職員財産収支及び利用乳幼児の処遇の状況について、帳簿を整備することを定めるものでございます。

第20条、職員は業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めるものでございます。

第21条、苦情解決の措置を講じることを定めるものでございます。

第22条、事業を行う場所の要件を定めるものでございます。

第23条、配置すべき職員の基準と一人の保育者が保育することのできる乳幼児数を定めるものがございます。

第24条、保育時間の基準を定めるものがございます。

第25条、保育所保育指針に準じた保育を提供することを定めるものがございます。

第26条、保護者と連絡を取り、保育内容の理解及び協力を得るよう努めることを定めるものがございます。

第27条、小規模保育事業の区分を定めるものがございます。この小規模保育事業につきましては、保育者の居宅、その他の場所、施設で家庭的保育に近い雰囲気の下で少人数、定員6人から19人を対象にきめ細かな保育を行う事業でございます。A型、B型、C型と三つのタイプがございます。A型が保育所分園に近い類型、B型がA型とC型との中間的な類型、C型が家庭的保育、グループ型小規模保育に近い類型でございます。

第28条が小規模保育事業所A型の設備の基準を定めるものがございます。

第29条、A型の職員の基準を定めるものがございます。

第31条、小規模保育事業所B型の職員の基準を定めるものがございます。

第33条、小規模保育事業所C型の設備の基準を定めるものがございます。

第34条、C型の職員の基準を定めるものがございます。

第35条、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下と定めるものがございます。

第37条、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容を定めるものがございます。この居宅訪問型保育事業につきましては、障がい等で個別のケアが必要な場合や保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合に、保育を必要とする乳幼児の居宅において1対1で保育を行う事業でございます。

第38条、事業所の設備及び備品の基準を定めるものがございます。

第39条、保育者一人が保育できる乳幼児数を一人と定めるものがございます。

第40条、連携施設を適切に確保することを定めるものがございます。

第42条、事業所内保育事業を行う者は利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもに定員枠を設定しなければならないことを定めるものがございます。

この事業所内保育事業ですが、従業員の子どもその他に地域の保育

を必要とする子どもの保育を行う事業でございます。保育所型が利用定員20人以上のもの、小規模型が利用定員19人以下のものでございます。

第43条、事業所の設備の基準を定めるものでございます。

第44条、事業所の職員の基準を定めるものでございます。

第45条、事業を行う者は連携施設の特例として保育内容に関する支援や代替保育の提供を受けるための連携施設の確保を不要とすることを定めるものでございます。

第47条、職員の基準を定めるものでございます。施行期日としまして、公布の日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、従来、県の条例で定めることとされていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、平成30年4月1日より、町の条例で定めることとされたことから、当該基準に関する条例を制定するものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 議案第20号についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、従来、県の条例で定めることとされておりました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について平成30年4月1日より町の条例で定めることとなったことから、今回の条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、基本方針につきましては第3条にございます。要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。利用

者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならないとございます。

第4条におきましては、従業員の員数について定めてございます。

第5条は管理者について定めてございます。指定居宅介護支援事業者ごとに常勤の管理者を置き、専らその職務に従事する者でなければならないとする規定でございます。第3章は運営に関する基準でございまして、第6条は内容及び手続の説明及び同意について記載されてございます。第7条につきましては、4ページでございしますが、提供拒否の禁止ということでございます。第8条につきましては、サービス提供困難時の対応、第9条につきましては、受給資格等の確認について詳細が定められております。第12条につきましては、利用料等の受領について記載がございまして、第14条につきましては、指定居宅介護支援の基本取扱方針について記載されてございます。第15条につきましては、指定居宅介護支援の具体的取扱方針。こちらは計画の作成に関する業務やサービスの提供方法について、詳細に記載されてございまして、1号から30号までございます。

9ページにいきまして、第16条は法定代理受領サービスに係る報告でございまして、第17条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、第19条につきましては、管理者の責務、第20条については、管理運営規程について詳細がございまして、第21条につきましては、勤務体制の確保について規定されてございます。第25条については、秘密保持について規定されてございます。第28条につきましては、苦情処理について記載されてございます。第29条は事故発生時の対応の仕方について詳細が記載されてございます。第31条は記録の整備について記載されてございます。第32条は準用規定となっております。こちらは、この条例は平成30年4月1日から施行する、但し第15条第20号の規定は平成30年10月1日から施行するという条例になってございます。

なお、この議案の概要については、予算資料にまとめてござい

すのでご参照ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町復興施策の推進及び平成30年4月の事務機構再編等による職員数の変動に伴い、職員定数等の所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは議案第21号の資料に基づきまして説明させていただきます。改正の趣旨ですが、町復興施策の推進及び平成30年4月の事務機構再編等による職員数の変動に伴いまして、職員定数等の所要の改正を行うものでございます。

裏面の2ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の改正でございますが、現在、多様な形態で職員を確保していることから、職員定数上カウントする職員を明確化するため除外対象となる職員を追加するものでございます。アンダーライン部分でございますが、地方公務員法第28条第2項の規定により、休職された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により、承認を受けた職員、地方自治法第252条の17第1項の規定により派遣された職員、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により、派遣された職員を除外職員として追加するものとなります。次に別表の改正となりますが、特に震災後、採用が増加している任期付職員の職員数を考慮いたしまして職員定数を32名増やしまして、町長事務部局の職員定数を154人から186人に、全体合計で201人から233人に改正するものとなります。

議案に戻りまして施行期日は公布の日から施行するものとなります。以上で説明終わります。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第22号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたしま

す。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの追加等を行う所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは議案第22号資料に基づきまして説明させていただきます。

2 ページ目の新旧対照表をご覧ください。まず第4条の改正事項ですが、特別職の職員に支給する費用弁償の支給規定の改正となります。第1項は支給範囲を町長、並びに町の機関及び議会の招集、依頼、要求等に応じ参集したときはその費用について費用弁償として旅費を支給する旨の規定を追加したものととなります。

第3項でございますが、農業委員と監査委員についての旅費の支給規定でございますが、従来、日当として2000円を支給するという規定でございましたが、その取り扱いを明確化するため、距離の遠近にかかわらず前項の規定による旅費の日当に2000円を加給するとしたものでございます。

次に別表の改正でございます。まず次年度、委託事業に切り替えることとなることから、復興支援員及びコミュニティー支援員を削る改正となります。

続いて3 ページになりますが、予防接種健康被害調査委員会委員、医師、日額2万3000円を追加する改正でございます。さらに体育指導員をスポーツ推進員に名称改正、一番下でございますが、国民健康保険運営協議会委員を浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に名称改正するものでございます。議案に戻りまして、施行期日ですが、平成30年4月1日から施行するものととなります。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親家族等や多子世帯の保育料の負担軽減に関し、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは議案第23号資料により、ご説明申

し上げます。

2の主な内容でございますが、備考1から備考12が追加になってございます。

まず備考1が、年度当初は2歳だった子どもが年度中に満3歳に到達した場合でもその年度中は当初の区分の保育料の額を適用することを定めるものでございます。

備考2、所得割を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除等の控除を受けている場合は、その控除の適用前の額を基に算定することを定めるものでございます。

備考3、年度中の保育料の切替時期について定めるものでございます。

備考4、所得割が7万7100円以下の世帯のひとり親家庭等の保育料について軽減することを定めるものでございます。

備考5、1号認定の保育料について、同一世帯に小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合には、最年長の子を1人目、その下の子を2人目と数え、2人目の保育料は表の半額とし、3人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

備考6、1号認定の保育料について、所得割が7万7100円以下の世帯で子どもが2人以上いる場合には、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料は表の半額とし、3人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

次ページに移りまして、備考7、2号認定及び3号認定の保育料について同一世帯に小学校就学前の子どもが2人以上いる場合には、最年長の子を1人目、その下の子を2人目と数え、2人目の保育料は表の半額とし、3人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

備考8、2号認定及び3号認定の保育料について、所得割が5万7699円以下の世帯で子どもが2人以上いる場合には1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料は表の半額とし、3人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

備考9、所得割が7万7100円以下のひとり親世帯で子どもが2人以上いる場合には、1人目の年齢にかかわらず、2人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

備考10、第2階層と認定された世帯で子どもが2人以上いる場合には、1人目の年齢にかかわらず、2人目以降は無料とすることを定めるものでございます。

備考11、月途中で入園、または退園した場合の保育料の計算方法

を定めるものです。

備考12、多子計算の算定対象となる子どもの範囲を定めるものがございます。

3ページに移りまして、新旧対照表で旧生活保護世帯が新で生活保護法による被保護世帯及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を追加になりました。その下の第2階層で新では第1階層を除くが追加になってございます。2号認定及び3号認定の一番下でございますが、第2階層で第1階層を除くが追加になってございます。施行期日が公布の日から施行するということになってございます。

説明は以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成30年4月からの国保制度改正により、財政運営の責任主体が福島県に移行することに伴い基金の目的、名称等について所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは議案第24号資料によりご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に可決成立し、平成30年4月から事業運営の主体が福島県に移行することに伴い、必要な改正をするものであります。

内容につきましては、議案第24号資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。はじめに「第1章、町が行う国民健康保険」を「第1章、町が行う国民健康保険の事務」に、「第2章、国民健康保険運営協議会」を「第2章、浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものであります。

次に、第1条の見出し中、「町が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中、「町が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものであります。

次に、第1章の章名中、「町が行う国民健康保険」の次に「の事

務」を加え、第2条の見出し中、「国民健康保険運営協議会」を「浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条各号列記以外の部分中、「国民健康保険運営協議会」を「浪江町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものであります。

次に、第9条第1項各号列記以外の部分中、「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改めるもので、これは、上位法の改正に伴う文言の整備のため、改正を行ったものであります。

次に、事業運営が福島県に移行することに伴い、国民健康保険会計の財政運営方法が変わり、基金の位置付けも変わることから改正を行うもので第14条第1項中「医療費の値上がり、または流行病の発生等による保険給付に要する費用に不測を生じた場合の資金に充てるため、国民健康保険給付支払い準備基金」を「国民健康保険事業費納付金の支払いに対応するため、浪江町国民健康保険給付費支払準備基金」に、同条第2項中、「保健施設費」を「保健事業費」に改め、第5号中、「基金として積立てる額は、保険給付に応じた費用の全3カ年の平均年額の4分の1相当額以上に達するまで毎年度の決算剰余金から、当年平均額の100分の5に相当する金額以上、決算剰余金が該当平均年額の100分の5に達しないときはその額とする」を「基金として積立てる額は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算書で定める」に改めるものであります。

附則につきまして、この条例の施行日を平成30年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるため、この条例を一部改正するものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご説明いたします。

本案は、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を定めるため一部改正をするものです。新旧対照表により説明いたします。

保険料の基準額については、第2条第1項第5号で年額8万4000円を10万800円に改める。

第1号については、基準額掛ける0.5倍で4万2000円を5万400円に改める。

第2号につきましては、基準額掛ける0.75倍で6万3000円を7万5600円に改める。

第3号については、基準額掛ける0.75倍で6万3000円を7万5600円に改める。

第4号については、基準額掛ける0.9倍で7万5600円を9万720円に改める。

第5号については、基準額の1倍で8万4000円を10万800円に改める。

第6号については、基準額の1.2倍で10万800円を12万960円に改める。

第7号については、基準額の1.3倍で10万9200円を13万1040円に改める。

第8号につきましては、基準額の1.5倍で12万6000円を15万1200円に改める。

第9号につきましては、基準額の1.7倍で14万2800円を17万1360円に改める。

第2項については、第1号に係る低所得者の減額賦課についての規定でございまして、基準額の0.45倍で3万7800円を4万5360円に改めるものでございます。

第7条については、規定の整備でございまして、施行日については平成30年4月1日でございまして。

説明は以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、議案第26号資料によりご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に

可決成立し、平成30年4月1日からの施行に伴い、条例を一部改正するものであります。

主な改正内容であります。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第1項第2号、第3号、第4号につきましては、高齢者の医療確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴いまして、保険料を徴収すべき被保険者の所在地、特例の取り扱いを見直す改正であります。

次に、第3条第1項第5号につきましては、現に国保の所在地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となった場合に前住所の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直され、1号を加える規定を設けるものであります。

なお、今回の改正につきましては、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者とするものから適用されます。最後に附則第2条、平成20年度における被扶養者だった被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めたものであり、平成21年当時は、まだ経過措置として、当該の被保険者についての取り扱いを特例として規定する必要がありましたが、今般の見直しでこの規定は不要と判断しまして、附則第2条を削り、附則第3条を第2条とするものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を平成30年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地第2期の供用開始及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により半壊の被害を受けた町営住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第27号資料によりご説明をいたします。

主な内容でございますが、新旧対照表の別表1をご覧ください。

3ページをご覧ください。今回完成する災害公営住宅を幾世橋住宅団地Bとして名称及び位置及び戸数について追加します。3ペー

ジの25番から5ページの87番までとなります。

続きまして、削除する物件でございますが右側の表をご覧ください。解体予定の1番から5番、北上ノ原B住宅、南上ノ原住宅、酒田住宅、続いて、津島住宅を残しまして7の中上ノ原A住宅、8番、9番の幾世橋住宅が削除の対象となります。

施行につきましては、公布の日から施行するとなります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成30年4月に新設の小学校及び中学校を開校することに伴い、浪江町立学校給食共同調理場の名称及び位置を変更するため、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは議案第28号資料によりご説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、新設の小学校及び中学校の開校に伴う浪江町立学校給食共同調理場の名称及び位置の変更でございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。右側の旧で東地区学校給食共同調理場、位置が浪江町大字請戸字持平56番地でしたが、こちらを新でなみえ創成小・中学校調理場という名称で、位置が浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地への変更でございます。

施行期日が平成30年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により半壊の被害を受けた当該施設について用途を廃止するため、当条例を廃止するものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災により避難している町民が帰還準備等をするための一時宿泊施設として開設した、浪江町帰還支援一時宿泊所について、昨年3月末の一部避難指示解除並びに町内の復旧の進展等を踏まえ、今年度末をもって運営を終了することから、条例を廃止するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第31号 工事請負契約の変更について（浪江東中学校グラウンド整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、浪江東中学校グラウンド整備工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は4億500万円ですが、164万520円を減額し4億335万9480円に変更するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それではご説明申し上げます。

1、契約の目的でございますが、浪江東中学校グラウンド整備事業。

2、施行箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

3、契約の方法は指名競争入札。

4、契約金額が変更前が4億500万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3000万円。変更後、4億335万9480円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2987万8480円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成29年8月3日から平成30年3月31日まででございます。

議案第31号資料により理由書で説明申し上げます。変更内容でございますが、整備工事で敷地造成工残土搬出場所の変更により、運

搬距離を変更するためということで、こちらが300万円ほどプラスでございます。グラウンドコート舗装工、当初設計時、震災後の需要の急増により、再生材の砕石の調達が困難な状況だったため、新材をしようすることとしておりましたが、再生材の砕石が入手可能となったために、こちらが約1260万円ほどのマイナスとなっております。駐車場整備工、校舎南側及び東側に敷地内各施設、校舎、体育館、駐車場、クラブハウスを結ぶ歩行者用の通路が必要となったためにこちらが400万円ほどプラスとなっております。木根等処分費、当初想定していた処分量を実績により変更するためということで、こちらがプラス400万円ほど多くなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第19、議案第32号 委託に関する協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

本案は、樋渡・川添地内の公共下水道管渠の災害復旧工事について、日本下水道事業団と協定を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは協定の内容についてご説明をいたします。

1、件名は浪江町公共下水道管渠施設の災害復旧に係る建設工事委託に関する協定（その3）です。

2、施工箇所は浪江町大字樋渡字江添ほか地内です。

3、協定の方法は随意契約です。

4、協定金額は、1億330万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は765万1851円です。

5、協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団 理事長 辻原俊博氏です。

6、工期は議会の議決を得た日から平成31年3月31日までです。

工事の概要についてご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

今回の工事の該当箇所が載っております。まず下段の説明書きを読みます。復旧延長、776.79m、管渠の口径が150mmから200mmとなっております。取付管の復旧工が33箇所、舗装復旧工が2330.73平

方メートルであります。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第33号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 委託に関する変更協定の締結についてご説明いたします。

本案は、公共下水道管渠災害復旧に係る建設工事委託に関する協定その2について、変更の協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご説明をいたします。

1、件名、浪江町公共下水道管渠施設の災害復旧に係る建設工事委託に関する協定（その2）です。

2、施工箇所ですが、浪江町大字樋渡・川添地内です。

3、協定の方法ですが、随意契約です。

4、協定金額ですが、変更前が6億500万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が4481万4814円、変更後の金額が4億1252万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が3055万7037円です。

5、協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団 理事長 辻原俊博氏です。

6、工期が平成28年1月13日から平成30年3月31日までです。

続きまして、議案第33号資料をご覧ください。理由書であります。理由について、変更額の変更の内容を申し上げます。復旧延長の変更減による減額でこちらが近接倒壊家屋の影響により、下水道管渠復旧工事が実施できない路線の取りやめ及び現場精査により当初復旧延長3567.66mから3512.57mに変更減することによる減額で約110万円です。

次に、時間的制約を受ける作業の労務費特殊勤務手当の減額です。居住制限区域及び避難指示解除準備区域指定の解除に伴う特殊勤務手当の減額で約1060万円です。

続きまして、安全費の減額です。居住制限区域及び避難指示解除準備区域の解除に伴う放射線安全対策費用の減額で9270万円、諸経費の減額で直接工事費の減額及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の減額になって2090万円、入札の請差による減額でこちらが約3000万円、管理諸費の実績精査による減額で4020万円程度となつ

ております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩いたします。
(午前10時18分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時35分)

○議長（紺野榮重君） ここで健康保険課長から発言を求められております。

これを許可します。

健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 議案第24号であります。説明の訂正をお願いいたします。

新旧対照表の3ページであります。基金の第14条で国民健康保険給付費支払準備基金の改正を同じく国民健康保険給付費支払準備基金と申し上げましたが、浪江町国民健康保険財政調整基金に訂正させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第34号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120億2945万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を460億8393万5000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは主な補正内容につきまして、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入についてでございます。12ページをお開きいただきたいと思います。

款1 町税5000万円の増につきましては、法人町民税現年課税分の収入見込み増による増で、補正後予算額は1億3000万円となります。

次に、款6 地方消費税交付金6331万6000円の増は、交付額確定に

よる増でございます。

次に款9 地方交付税 2億2055万8000円の減につきましては、特別地方交付税の交付額確定による減で、主に事業費の確定による福島再生加速化交付金などの補助裏措置分の減、補正後の予算額は80億1066万5000円となります。

続いて13ページ、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧費国庫負担金 2億4661万1000円の減につきましては、事業費の減による公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金5656万7000円の減、並びに農業用施設等災害復旧費国庫負担金 1億9004万4000円の減でございます。

続いて14ページ、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金18億8237万7000円の減につきましては、水産加工団地、あるいは既存工場敷地整備事業などの事業費減によります福島再生加速化交付金13億3877万円の減、それから水産業共同利用施設復興整備事業補助金の確定によります東日本大震災復興交付金4億8003万9000円の減、さらには仮設住宅維持管理費の減等によります被災者支援総合交付金6356万8000円の減でございます。

次に、目4 土木費国庫補助金 5億9553万円の減につきましては、事業費の減によります、スマートコミュニティー構築事業補助金3億7202万円の減、並びにエネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金2億2430万1000円の減等によるものでございます。

次に、目5 商工費国庫補助金9547万2000円の減につきましては、主に交流情報発信拠点施設整備事業の事業費減による自立帰還支援雇用創出企業立地補助金9604万円の減でございます。

続いて15ページ、項3 委託金、目1 総務費委託金 7億1393万6000円の減につきましては、町道、河川の整備、あるいは防犯管理事業等の事業費減による原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金5億2509万1000円の減、並びに農地除草工事等の事業費減による福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金1億8884万5000円の減でございます。

次に款14 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金3176万9000円の減は、主に16ページにあります災害弔慰金4875万円の減によるものでございます。

次に項2 県補助金、目1 総務費県補助金 3億9863万円の減につきましては、主に交流情報発信拠点施設整備事業の事業費減による避難地域復興拠点推進交付金3億7926万7000円の減でございます。

続いて17ページ、目4 商工費県補助金 2億5370万4000円の減につきましては、プレミアム付商品券発行額の確定による福島県事業再

開帰還促進事業補助金の減でございます。

次に目6教育費県補助金929万9000円の減。これにつきましては、対象児童の実績見込みによる被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の減でございます。

続いて18ページ、項3委託金、目1総務費委託金863万8000円の減につきましては、主に事業費の確定によります衆議院議員総選挙費859万6000円の減でございます。

続いて19ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金、3億1700万円の減。これにつきましては、主に幾世橋住宅団地整備事業やスマートコミュニティー事業等の事業費減による繰り入れ減でございます。

次に目2東日本大震災復興交付金基金繰入金17億1429万5000円の減。これにつきましては、主に水産業共同利用施設整備事業補助金の減や防集移転元買取事業費等の減によります繰り入れ減でございます。

次に目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金47億6288万9000円の減につきましては、主に棚塩産業団地、北・南産業団地、さらには水産加工団地整備事業の事業費減による繰り入れ減でございます。

次に目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金7億7824万9000円の減につきましては、交流情報発信拠点施設整備事業の事業費減による繰り入れ減でございます。

続いて20ページ、款19諸収入、項5雑入、目1雑入1億4097万1000円の増につきましては、主に国道114号拡幅によります、旧法務局用地物件移転補償費、これが4062万円の増、それからプレミアム付商品券販売金9924万円の増などによるものでございます。

続いて21ページ、款20、項1町債、目1臨時財政対策債2億3642万8000円の減につきましては、地方債の新規借り入れを押さえるため全額補正減するものでございます。

続きまして、歳出でございます。今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして、事業費の確定による減額、並びに不用額の減など項目が多いため主要なもののみ説明させていただきたいと思っております。

22ページでございます。まずは款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2763万円の減につきましては、本庁舎勤務職員の宿舍借上料2475万円の減など使用料不用残の減でございます。

次に目2文書広報費5720万3000円の減につきましては、タブレットの通信費ほか役務費で3528万1000円の減、それからタブレット運

営委託に係るきずな再生支援システム委託料ほか委託料1264万6000円の減などによるものでございます。

続いて23ページ、目8企画費8億2372万4000円の増でございますが、主に24ページにございます基金積立金8億3390万8000円の増でありまして、まず東日本大震災復興交付金基金積立金4億9776万9000円の減は、水産業共同利用施設復興事業補助金の確定等による減、さらには浪江町復旧・復興基金積立金、18億8362万1000円の増につきましては、水産加工団地や棚塩産業団地整備事業等の次年度以降施行分に係る特別交付税措置分の増でございます。

続いて浪江町帰還環境整備交付金基金積立金、1億7267万7000円の減は、北・南産業団地整備事業等の事業費減による減、さらには浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金3億7926万7000円の減は、交流情報発信拠点施設整備事業の事業費減による減でございます。

なお、各基金の残高につきましては、別紙資料を添付しておりますので後ほどご確認いただきたいと思います。

次に目10自治振興費2062万7000円の減は、主に地区集会施設修築等事業補助金、自治会運営補助金などの補助金1970万円の減でございます。

続いて25ページ、目15交通安全対策費1968万5000円の減は、主にカーブミラー設置工事等工事請差1737万2000円の減でございます。

続いて30ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉費総務費3082万6000円の増でございますが、これにつきましては、人工透析患者通院交通費ほか実績見込みによります扶助費2217万6000円の増、次ページにあります、国保会計操出金の確定によります操出金1241万円の増などによるものでございます。

次に目2老人福祉費6687万6000円の減につきましては、生活支援ショートステイ事業委託料ほか実績見込みの減による委託料3136万7000円の減、次ページにあります介護特会操出金の確定によります操出金3373万3000円の減などによるものでございます。

次に項2児童福祉費、目2児童措置費1432万8000円の減は、主に児童手当の実績見込み減による扶助費1424万5000円の減でございます。

続いて34ページ、項3災害救助費、目1生活支援事業費5339万9000円の減につきましては、臨時事務補助員賃金1602万円の減、さらにはふるさと福島帰還生活再建支援事業補助金の実績見込み減によります補助金1946万円の減などによるものでございます。

続いて37ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目7除染対策費

1億1210万円の減につきましては、主にガンマカメラによる線量測定業務委託料の実績見込み減による委託料1億1136万8000円の減でございます。

次に目9放射線健康管理対策費5376万7000円の減、これにつきましては、主に甲状腺検査委託料ほか実績見込みの減によります委託料4700万円の減でございます。

続いて39ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目7地域農業活力再生支援事業1781万5000円の減、これにつきましては、主に地域農業活動推進事業補助金の実績見込み減によります補助金1425万円の減でございます。

続いて40ページ、項3水産業費、目1水産振興費27億8822万1000円の減につきましては、まず委託料6666万6000円の減につきましては、共同利用施設設計業務委託料以下、請差の減、工事請負費12億8027万8000円の減は、事業計画の遅れ等によります加工団地造成工事費の減並びに水産共同利用施設建設工事、こちらは工事請差の減でございます。さらに補助金14億4177万7000円の減は、加工団地内に整備予定の水産業共同利用施設復興整備事業補助金の減でございます。

次に款7商工費、項1商工費、目2商工振興費7270万円の減につきましては、主に町内再開事業者等光熱水費等補助金の実績見込み減によります補助金6000万円の減でございます。

続いて41ページ、目6交流情報発信拠点施設整備事業費8億9754万9000円の減。これにつきましては、事業計画の遅れ等によります設計業務委託料1億1650万円、さらには用地取得費5億2553万7000円、物件移転補償費2億5271万2000円の減によるものでございます。

次に目7企業誘致促進費48億7141万2000円の減、これにつきましては、まず委託料といたしまして41億4804万7000円の減でございますが、こちらは既存工場敷地再整備工事施行管理業務委託料でこれは請差の減、次ページにあります北産業団地の埋蔵文化財本格調査業務委託、さらには棚塩産業団地整備業務委託料等につきましては、業務量の減によるものでございます。さらには、工事請負費1億2114万円の減につきましては、既存工場解体工事並びに敷地再生整備工事、工事請差の減でございます。

さらに、公有財産購入費2億7667万9000円の減並びに立木補償費3億2417万2000円の減は、北及び南産業団地の用地取得費の減でございます。

次に目8事業再開帰還促進事業費1億5673万8000円の減は、主にプレミアム付商品券発行額の確定によります商品券交付金1億5114

万円の減でございます。

続いて43ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費2億3463万円の減、これにつきましては、主に道路の除草管理等を行います道路維持管理委託料ほか委託料2億2470万円の減でございます。

次に目3道路新設改良費10億1455万4000円の減でございます。まず委託料4775万1000円の減につきましては、小熊田・宮田線の測量設計委託料並びに災害公営住宅アクセス道路3路線整備にかかります、登記委託料、物件調査委託料等の減、工事請負費5億6582万円の減につきましては、こちらも災害公営住宅アクセス道路改築工事費、さらには上川原橋の新設工事費等の減でございます。公有財産購入費2億7067万円の減、並びに用地補償物件移転補償の1億3031万3000円の減。これにつきましては、小熊田宮田線及び災害公営住宅アクセス道路整備に係る用地取得費の減でございます。

続いて44ページ、項3河川費、目1河川総務費7700万円の減、これにつきましては、河川の除草管理を行います河川環境整備委託料の減でございます。

次に項4都市計画費、目5防災集団移転促進事業費5億3282万7000円の減。これにつきましては、事業量の減によります発注者支援業務委託料の減ほか委託料が3282万円の減並びに防集移転元買取にかかります公有財産購入費5億円の減などによるものでございます。

続いて45ページ、目6まちづくり整備事業費2589万6000円の減。これにつきましては、主に集落鳥獣害対策用の柵借上料1750万円の減でございます。

次に目7スマートコミュニティー事業費7億8313万9000円の減。これにつきましては、事業計画の遅れ等によります交流情報発信拠点施設エネルギーマネジメント事業実施設計委託、あるいは次ページにございます災害公営住宅への再エネシステム設置工事等に着手できなかったため委託料として4392万円、工事請負費7億1354万円、備品購入費1620万円等を減額するものでございます。

続いて46ページ、項5住宅費、目1住宅管理費3122万8000円の減は消防設備点検委託料ほか委託料425万5000円の減、並びに次ページにあります町営住宅入居者の退去に伴う動産移転補償費1900万円の減などによるものでございます。

続いて47ページ、目2復興公営住宅費3億2221万3000円の減。これにつきましては、幾世橋住宅団地区くい工事費の減によります工事請負費5295万4000円の減、同住宅買取費用の確定によります公有

財産購入費 2 億3220万5000円の減、並びに上下水道加入負担金の減によります負担金2826万4000円の減などによるものでございます。

次に款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費9512万6000円の減につきましては、町内防犯パトロール業務委託料の請差による減でございます。

続いて49ページ、款10教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費4568万3000円の減。これにつきましては、主に浪江東中学校グラウンド改修等工事、工事請差4381万2000円の減でございます。

続いて50ページ、項 5 社会教育費、目 8 震災アーカイブ費1557万5000円の減。これにつきましては、主に基本計画策定の業務見直しによります委託料1500万円の減でございます。

続いて51ページ、款11災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁施設災害復旧費5830万円の減。これにつきましては、主に町道災害復旧工事費5880万円の減でございます。

次に項 2 農林水産業施設災害復旧費、目 1 農業用施設等災害復旧費 1 億3285万4000円の減。これにつきましては、農地除草工事の減によります工事請負費の減でございます。

続いて 6 ページにお戻りいただきたいと思えます。まず第 2 表は継続費の補正でございます。今回変更いたします水産共同利用施設建設工事施工監理業務2158万9000円から 7 ページにあります南棚塩地区農業用施設等災害復旧工事その 2、3 億578万6000円までの七つの事業につきましては、入札後の実契約額などに合わせ、総額及び年割額について記載のとおり変更するものでございます。廃止するものとしたしましては、水産加工団地造成工事29億1121万円から 8 ページにあります道路整備事業大平山来福寺東線 3 億7900万円までの 3 事業につきましては、事業計画、あるいは用地取得の遅れから年度内に工事発注に至らず、次年度以降工事を施工するため、今回継続費を廃止するものでございます。

次に第 3 表、これは繰越明許費の補正でございます。変更といたしまして、北産業団地整備事業 4 億2902万円は、埋蔵文化財の本格調査業務委託料の事業量の減によりまして 3 億8492万6000円に減額するものでございます。

さらには、棚塩産業団地整備事業56億8788万1000円につきましては、団地内に計画しております水素製造拠点施設の整備予定地につきまして、今年度、他の区画と工区分けを行い工事発注をしており、他の区画の整備費を今回減額するものでございます。

追加といたしまして、道路橋梁施設災害復旧事業5162万円につきましては、津島並びに小丸地区等の帰還困難区域内で現在町道の災

害復旧工事を行っておりますが、降雪による工事の遅れ、あるいは廃棄物処理の調整等に時間を要し、年度内完了が困難となったため翌年度へ繰り越すものでございます。

最後に第4表は地方債の補正でございます。臨時財政対策債2億3642万8000円の借り入れについては、地方債の新規借り入れを控えるためこの度廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第35号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第35号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4657万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3686万円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは事項別明細書により説明を申し上げます。

6ページをお開きください。はじめに歳入につきましてご説明申し上げます。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金1億332万7000円の減額及び目2高額医療費共同事業負担金427万3000円の減額は、国庫負担金の交付決定によるものであります。

次に款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金1億8990万7000円の増額、目2災害臨時特例補助金1億5969万1000円の減額は、国庫補助金の交付見込額によるものであります。

次に款4項1目1療養給付費等交付金4644万7000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付額の決定によるものです。

次に7ページをご覧ください。款5項1目1前期高齢者交付金1億245万3000円の増額も社会保険診療報酬支払基金からの交付額の決定によるものであります。

次に款6県支出金、項1負担金、目1高額医療費共同事業負担金427万3000円の減額、次に款7項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金2932万6000円の減額及び目2保険財政共同安定化事業交付金400万3000円の減額は交付額の決定によるものであります。

次に8ページをご覧ください。款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、1241万円の増額は保険基盤安定負担金の決定によるものであります。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。9ページをご覧ください。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費4017万1000円の減額は、退職被保険者の減額により、療養諸費を減額するものであります。

次に款3項1目1後期高齢者支援金4753万7000円の減額は、後期高齢者医療特別会計に国保から給付するもので後期高齢者支援金の確定によるものであります。

次に10ページをご覧ください。款6項1目1介護給付金1690万3000円の減額は、40歳から64歳までの介護保険料分を国保から介護保険に納付するもので、給付費の確定によるものであります。

次に款7項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金1709万3000円、目2保険財政共同安定化事業拠出金4798万5000円の減額は、福島県国民健康保険団体連合会において、共同事業拠出金の額が確定したためのものであります。

次に11ページをご覧ください。款11諸支出金、項1操出金、目1直営診療施設勘定操出金448万9000円の増額は、仮設津島診療所運営に係る国の特別調整交付金が確定したことにより、操出金を増額するものであります。

最後に款2項1目1予備費1億1867万6000円の増額は予備的に経費として増額するものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第36号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3341万6000円を減額し、予算総額を3億856万6000円とするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第24、議案第37号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7224万6000円を減額し、予算総額を6億7341万2000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 議案第37号についてご説明をいたします。事項別明細書によりご説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入補正予算です。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公共下水道受益者負担金1012万円の減で幾世橋住宅団地等の受益者負担金分の減額です。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金4394万円の減、目2基金繰入金1951万3000円の減でいずれも額の確定によるものです。

款7国庫負担金、項1国庫負担金、目1災害復旧事業費国庫負担金9867万3000円の減で、額の確定によるものです。

続きまして、7ページをお開きください。歳出補正予算です。款1公共下水道事業費、目3下水道維持管理費937万3000円の減で、主なものは節13委託料で施設の維持管理委託費など事業精査見込みによるものです。

続いて目4下水道災害復旧費1億6261万3000円の減で主なものは節13委託料、節22補償・補填及び賠償金で川添・樋渡地区の下水道災害復旧工事等の事業費精査見込みによる減額です。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第25、議案第38号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1306万2000円を減額し、予算総額を5982万1000円とするものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それではご説明をいたします。事項別明細書により説明をいたします。

6 ページをお開きください。歳入補正予算です。款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金1090万8000円の減、目 2 基金繰入金 215万4000円の減、いずれも額の確定によるものです。

7 ページをお開きください。歳出補正予算です。款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 2 農業集落排水建設費600万円の減、目 3 農業集落排水維持管理費215万4000円の減、目 4 農業集落排水災害復旧費473万円の減は事業費精算見込みによる減額です。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第26、議案第39号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8286万8000円を減額し、予算総額を29億7519万6000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご説明いたします。歳入歳出予算事項別明細書の6 ページをお開きください。

まず歳入からご説明いたします。款 1 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金283万円の増。これは国庫負担金の交付決定見込みによる増額でございます。項 2 国庫補助金、目 1 地域支援事業交付金（総合事業）につきましても、総合事業の1269万1000円の減。これは介護予防事業に係る地域支援事業交付金の交付見込額に基づき減額補正をするものです。目 2 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）228万3000円の増。これは総合事業以外の地域支援事業に係る地域支援事業交付金の交付見込額に基づき増額補正をするものです。目 3 災害臨時特例補助金、節 1 災害臨時特例補助金7120万4000円の減額は、実績により交付金の減額をするものでございます。目 4 調整交付金448万4000円の増額ですが、実績見込みにより交付金の増額によるものでございます。

次に7 ページに入りまして、款 2 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金6120万6000円の減額及び目 2 地域支援事業支援交付金1237万6000円の減額は支払基金からの変更決定に基づき、減額補正をするものです。

款3 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（総合事業）552万5000円の減額及び目2 同（総合事業以外の地域支援事業）114万2000円の増額は地域支援事業交付金の交付見込額に基づき増額補正をするものです。款5 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金2287万4000円の減額。目1 地域支援事業交付金（総合事業）552万5000円の減額。職員給与費繰入金の184万円の減、事務費繰入金の313万7000円の減は、今回の歳出総務費、保険給付費、地域支援事業費の補正に伴う一般会計繰入金の減額であります。

款7 諸収入、項1 雑入、介護予防サービス計画作成費100万円の増、第1号ケアマネジメント費220万円の増は実績見込みによる増でございます。

次に10ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節7 賃金160万円の減額は不用残により減額するものです。項3 介護認定審査会費、目2 認定調査等費、節13 委託料120万円の減額は事業実績見込みにより減額をするものでございます。

続きまして11ページをお開きください。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費1095万8000円の減。これは事業の進捗に伴い、今後の費用を精査し減額したものでございます。目2 地域密着型介護サービス給付費6845万4000円の減。これは地域密着型介護サービス中認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護のサービス利用者が当初の見込みより減少しているためでございます。目3 施設介護サービス給付費8012万9000円の減。これは施設介護サービス中、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用者が当初の見込みより減少しているためです。目5 居宅介護住宅改修費161万4000円は実績見込みにより減額するものでございます。

次に項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費1101万円の減額は、介護予防サービス中、介護予防訪問介護と介護予防、通所介護のサービス利用者が当初の見込みより減少しているためです。目5 介護予防サービス計画給付費の393万8000円の減は実績見込みにより減額するものでございます。項5 特定入所者介護サービス費、目1 特定入所者介護サービス費435万3000円の減額は利用者が当初の見込みより減少しているため、補正減をするものでございます。

次に13ページにお移りください。款13の地域支援事業費、項1 目1 介護予防・生活支援サービス事業費の2426万7000円の減、目2 介護予防ケアマネジメント事業費の500万円の減は実績見込みにより

減額するものです。項3 包括的支援事業・任意事業費、目5 生活支援体制整備事業生活支援コーディネーター委託料の240万円の減も実績見込みにより減額するものでございます。

14ページに移りまして、目6 認知症総合支援事業費の委託料165万円の減は実績見込みにより減額するものでございます。項5 居宅介護支援事業費、目1 介護予防支援事業費の委託料120万円の増は実績見込みにより増額するものでございます。

款4 諸支出金、項2 保健福祉事業費、目1 医療者負担軽減支援事業費400万円の増は実績見込みにより増額するものでございます。予備費に3330万5000円の増額は不測の事態に備え予備的経費として確保するものでございます。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第27、議案第40号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7714万4000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。はじめに歳入につきましてご説明申し上げます。款2 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定化繰入金151万6000円の増額。

款5 項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料105万3000円の増額は現年分の保険料であります。

続きまして歳出につきましてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金256万9000円の増額であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第28、議案第41号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で1202万1000円の増額、水道事業収益的支出で2822万4000円の増額、並びに水道事業資本的収入で1100万円の増額、水道事業資本的支出で350万円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それではご説明をいたします。

8ページをお開きください。説明書にてご説明をいたします。

収益的収入であります。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益250万円の増で、再開事業所の水道料金によるものです。目2加入金500万円の増で、新規箇所の給水工事増加に伴う増額です。項2営業外収益、目3消費税還付金120万円の増額は、平成29年度水道事業消費税申告見込みによるものです。目5長期前受金戻し入れ収益118万1000円の増は、平成28年度決算額に対して平成29年度に収益化する額の増加によるものです。項3特別利益、目2過年度損益修正益178万円の増は、過年度の伝票処理誤計上によるものです。

続いて9ページをお開きください。収益的支出です。款1水道事業費用、項1営業費用、目5減価償却費が179万6000円の減額、平成28年度決算時の資産除却増加によるものです。目6資産減耗費が3000万円の増額、本年度除却資産の増加によるものです。

次に10ページをお開きください。資本的収入です。款1水道事業資本的収入、項2工事負担金、目1工事負担金1100万円の増額です。これは樋渡・川添地区の下水道工事に伴う、水道管移設補償費分の増額であります。

次に資本的支出であります。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備改良費350万円の増額。これは事業の確定見込みによる増額であります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第29、議案第42号 平成30年度浪江町一般会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成30年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を329億

4500万円と定めるものであります。前年度当初予算に対して61億3300万円、22.9%の増となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金16億9464万2000円、福島再生加速化交付金7億3131万4000円、東日本大震災復興交付金7億332万4000円などを計上し、全体で49%減の51億3558万6000円となっております。

また、県支出金は、福島再生加速化交付金42億2198万9000円、避難地域復興拠点推進交付金7億6295万8000円、営農再開支援事業補助金5億7443万2000円などを計上し、全体で168.5%増の67億4800万3007円となっております。

繰入金は浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金74億1810万5000円、浪江町復旧・復興基金繰入金37億8000万円などを計上し、全体で103%増の151億8826万5000円となっております。

歳出予算につきましては、これまで推進してきました、町内生活環境整備の継続と、町内での賑わいの回復、持続的なまちづくりを目指すための産業関連事業を重点化した予算といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、人件費において復興業務に従事する任期付職員の増、扶助費において災害弔慰金及び児童手当の減などがあり、全体で4.5%減の28億3586万8000円となっております。

投資的経費では、産業団地等の産業関連施設整備事業64億9956万6000円、水産業関連施設の整備費31億5652万2000円、交流・情報発信拠点整備事業17億8114万5000円、町道5路線の調査・整備事業13億4730万6000円などの補助事業で、151億9902万4000円の計上となっております。また、単独事業としましては、町独自に実施する町道の補修費用、地区集会施設の修築事業に対する補助など、1億5636万円の計上、災害復旧事業費においては、道路及び橋梁、農業用施設など7億295万7000円を計上し、投資的経費全体では53.4%増の160億9624万1000円となっております。その他の経費につきましては、営農再開支援事業5億7825万9000円、道路や河川の環境維持事業5億966万円、プレミアム付商品券の発行やイベント実施をはじめとする事業再開・帰還促進事業費3億6794万7000円、二本松市及び町内での小中学校運営事業1億6490万円などにより全体で5.0%増の140億1289万1000円となっております。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

- 議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。
- 企画財政課長（安倍 靖君） それでは、平成30年度歳入歳出予算資料に基づいてご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。まず歳入の構成についてでございますが、主なものを申し上げますと、町税が5億4715万8000円。増減額2億5202万5000円、伸び率で85.4%の増で、これは決算見込み等の増によりまして、町民税3億1040万円、固定資産税が1億6965万8000円等を計上してございます。

次に地方交付税につきましては、41億1693万4000円。増減額で11億2378万6000円、伸び率21.4%の減で、普通交付税が18億4787万円、特別交付税が22億6906万4000円計上してございます。特別交付税のうち、震災復興特別交付税につきましては、減収補填額の減などによりまして、21億7069万1000円となっております。

次に国庫支出金は、対象事業の完了などによりまして51億3558万6000円。増減額49億2551万7000円、伸び率49.0%の減で、主に福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金などを計上してございます。対象事業といたしましては、水産加工団地、あるいは産業団地整備事業のほか、町内の防犯対策、道路・河川整備費等に充当してございます。県支出金は67億4803万7000円。増減額42億3436万8000円、伸び率168.5%の増で、主に木材製造拠点整備事業にかかります福島再生加速化交付金、さらには交流情報発信拠点施設整備事業にかかります避難地域復興拠点推進交付金の増等により増加してございます。繰入金につきましては151億8826万5000円。増減額77億668万4000円、伸び率103.0%の増で、主に浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金、浪江町帰還環境整備交付金基金、さらには浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金等からの繰入金で水産加工団地、産業団地整備事業、木材製造拠点整備事業、さらには交流情報発信拠点施設整備事業など大規模事業の増により大幅に増額計上してございます。

次に諸収入につきましては3億2438万3000円。増減額1905万8000円、伸び率6.2%の増で主にプレミアム付商品券販売金2億円などを計上してございます。

次に町債でございますが、臨時財政対策債2億2670万7000円を計上してございます。

次に2 ページをご覧くださいと思います。自主財源、依存財源別の財源構成でございますが、町税や繰入金などの自主財源の合計は163億4149万9000円。増減額79億7376万2000円の増で、構成比は49.6%となっております。地方交付税や国庫支出金等の依存財源につきましては、166億350万1000円。増減額18億4076万2000円の減で、構成比が50.4%となっております。

次に一般財源、特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は58億8122万8000円。増減額8億1397万6000円の減で、構成比17.9%であります。特定財源は270億6377万2000円。増減額69億4697万6000円の増で、構成比82.1%になります。

3ページは財源構成を円グラフで表したものでございます。

次に4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、目的別歳出の構成について主なものを申し上げますと、総務費は73億1314万9000円。増減額13億5057万5000円、伸び率22.7%の増で、主に木材製造拠点整備事業にかかります浪江町帰還環境整備交付金基金積立金の増や、携帯電話等エリア整備事業などの実施等により増加してございます。

次に民生費は25億2306万2000円。増減額3億8448万9000円、伸び率13.2%の減で、主に一時滞在施設運営事業の終了、あるいは仮設住宅管理経費の減等により減少しております。衛生費は9億8332万5000円。増減額1億4849万7000円、伸び率13.1%の減で、主にガンマカメラ測定事業、外部被ばく線量測定事業等の減により減少してございます。

次に労働費でございまして4837万6000円。増減額6億6714万2000円、伸び率93.2%の減となっております。主にいこいの村なみえ修繕工事の減等により減少しております。

次に農林水産業費でございまして43億489万2000円。増減額9億9685万9000円、伸び率30.1%の増で、主に水産加工団地、水産共同利用施設整備、農地保全管理工事の増などにより増加しております。商工費でございまして99億9480万5000円。増減額66億5869万円、伸び率が199.6%の増で昨年に引き続き各産業団地整備を進めるほか、交流情報発信拠点施設、並びに木材製造拠点の工事着手等により大幅に増加しております。

次に土木費は46億4641万円。増減額13億7578万1000円、伸び率22.8%の減で、主に幾世橋住宅団地の整備完了等により減少しております。教育費は5億871万6000円。増減額7290万円、伸び率12.5%の減で、主になみえ創成小・中学校や共同調理場の整備終了等により減少しております。

次に性質別歳出の構成でございまして。まず人件費や扶助費等の義務的経費につきましては28億3586万8000円。増減額1億3287万2000円、伸び率4.5%の減で、災害弔慰金の減により扶助費の減、あるいは地方債の新規借り入れ抑制による公債費の減等により減少しております。

次に普通建設事業費等の投資的経費につきましては160億9624万

1000円。増減額56億225万3000円、伸び率53.4%の増で、主に各産業団地、水産加工団地整備、さらには交流情報発信拠点施設、並びに木材製造拠点の工事着手等によりこちらも大幅に増加しております。

その他の経費につきましては140億1289万1000円。増減額6億6361万9000円、伸び率5.0%の増で、ガンマカメラ測定事業から道路河川整備委託料の減等により物件費につきましては減少しているものの、木材製造拠点整備事業に係る浪江町帰還環境整備交付金基金積立金等積立金の増により合計では増加しております。

5ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比に表したグラフでございます。目的別では商工費、総務費、土木費、農林水産業費の順となっております。

次に6ページからは、一般会計当初予算におけます主要事業について、昨年同様浪江町復興計画に基づき8分野に分類して記載してございます。

主な事業につきまして、事業費の多いもの、あるいは新規事業を中心に申し上げますと、まず6ページ、こちらは町民同士、町民とふるさとの絆の維持でございます。まず番号2番、タブレット端末を活用した絆再生事業では2億766万6000円、番号の3、地域コーディネーターを配置し、町内コミュニティ再生を推進する町内コミュニティ再生支援事業9720万円、番号7にあります交流情報発信拠点整備事業では、造成工事費等で20億3966万円などを計上してございます。

次に7ページ、8ページにわたりまして、町民の命、健康を守るではまず番号4にあります町内サポートセンターデイ形式運営委託料として4097万7000円、番号5同じく町内サポートセンター、こちらは訪問介護形式運営委託料として4101万2000円、そのほか番号12番にあります、内部被ばく検査事業、あるいは番号14外部被ばく線量測定事業等を計上してございます。

次に9ページ、10ページにつきましては、町民活動や生活再建の支援でございます。まず番号5、こちらは本年春に再開いたしますいこいの村なみえの宿泊費の一部を助成する町内宿泊助成事業810万円のほか、番号10には町内住宅リフォーム補助、さらには番号12番には自宅の清掃費補助、最後に番号13といたしまして、町内転入者の住宅取得に対する助成事業といたしまして、定住促進住宅取得事業補助金630万円等を計上してございます。

続いて11ページ、12ページにわたりまして、安全・安心なふるさとを取り戻すでございます。まず番号2国道114号携帯電話不通話

区域の解消を図る携帯電話等エリア整備事業のその2といたしまして2億3753万9000円、番号11番に効果的な鳥獣被害対策を検証いたします住宅等鳥獣害対策モニタリング事業4100万円のほか、番号5ガンマカメラ測定事業、あるいは番号14町内防犯体制強化事業などを計上してございます。

次に13ページ、14ページは、ふるさとの環境を整え不自由ない環境をつくるでございます。まず番号4町内ごみ集積庫の修繕を進めるごみ集積庫維持管理業務として609万2000円、番号9には商業従事者誘致のため、民間施設を借り上げる公設商業施設整備事業2060万7000円、さらには番号13請戸住宅団地整備事業、こちらには用地取得費、並びに造成工事費等で7億5207万2000円を計上してございます。

次に15ページは災害に強いまちづくりでございます。まずは、番号1本庁舎改修事業1億9817万4000円、番号2道路整備事業、こちらは幾世橋、請戸地区に整備をしております災害公営住宅のアクセス道路、3路線整備に係る工事費等で11億4850万1000円、番号12は請戸小学校震災遺構を検討いたします震災遺構整備事業、2883万3000円等を計上してございます。

次に16ページから18ページにかけては、浪江の豊かな産業を取り戻すでございます。

主な事業といたしまして、番号5営農再開に向け各復興組合での取り組みを支援する立ち上がる営農等支援事業2400万円、番号7生け花の栽培、輸送、販売などの実証を行う国産花卉イノベーション推進事業1512万4000円、番号12水産業共同利用施設整備事業では、建築工事費等で10億3317万5000円、続いて、番号13水産加工団地整備事業では、造成工事費等で12億3558万5000円、番号19では、北・南・棚塩産業団地整備について、敷地造成に係る設計、あるいは造成工事費等で3団地合計41億5641万4000円となっております。

さらに番号21番木材製品の生産拠点を整備いたします、木材製造拠点整備事業22億800万円を計上してございます。

最後に19ページ、なみえっこの健やかな成長を見守るといたしましては、番号2なみえにじいろこども園の運営を行います認定こども園事業1543万円、番号3には町内小中学校、にじいろこども園へ通う子育て世帯へ住宅支援を行います子育て世帯住宅支援補助金360万円等を計上しております。

なお、その他の事業につきましては、事業ごとに記載しております事業概要をご確認いただきたいと思います。

次に23ページをご覧くださいと思います。まず地方債でござ

いますが、平成23年度末現在高見込額は31億7421万4000円、それに対しまして平成30年度末現在高見込額は29億4752万9000円で、増減額は2億2268万5000円の減でございます。

次に債務負担行為の状況でございますが、平成29年度末現在高見込額は、県営請戸川土地改良事業で1億7944万1000円、それに対しまして、平成31年度以降支出予定額は柵塩産業団地整備事業その2が加わり、22億821万6000円でございます。次に申し訳ございません、予算書をご覧いただきたいと思います。

11ページでございます。11ページに第2表といたしまして継続費の設定でございます。事業名といたしまして、水産加工団地造成工事29億1121万円から道路整備事業の小熊田宮田線の1工区3億2800万円などの6事業につきましては、平成30年、平成31年の2カ年事業として実施するため、総額並びに年割額を定めるものでございます。

次に12ページにあります第3表といたしまして、繰越明許費の設定でございます。こちらは北産業団地整備事業18億560万7000円。現在実施しております埋蔵文化財の調査終了を待って工事発注を予定しているため、年度内完了が困難なことが見込まれ、繰越明許費として設定するものでございます。

次に第4表は債務負担行為の設定でございます。柵塩産業団地整備事業その2、20億6600万円。こちらは現在施行しております水素製造拠点整備予定地の造成工事と工区分けをした残りの区画について、今年度工事発注するため工事の期間、限度額を定めるものであります。

平成30年度一般会計予算については以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第30、議案第43号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出予算の総額を107万1000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万円であります。

歳出の主なものは、助成金100万円であります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第31、議案第44号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を40億4万円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

20ページをお開きください。国民健康保険事業の歳入につきましてご説明申し上げます。

始めに国民健康保険税であります。上位所得層世帯の現年度分、課税分としまして5810万6000円を計上するものであります。

次に国庫支出金9億60万6000円。対前年比18億305万3000円の減額で、今年度より、福島県が財政運営の主体となるため、歳入の体系がスリム化されたことによりまして、大幅な減額となるものであります。

次に県支出金27億2090万3000円。対前年比24億7527万2000円の増額で、国保制度改革により、保険給付費の全額を県から町へ交付金として交付されることになるため、大幅な増額となっているところであります。

次に繰入金3億994万3000円で、対前年比952万3000円の増額で、一般会計からの繰入金であります。

次に繰越金1000万1000円は前年度と同額の計上で、前年の歳計剰余金であります。

次に療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、県単位化に伴う財政構成の変更により廃款となるため、予算の計上はしておりません。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。始めに総務費であります。5752万6000円で対前年比1324万6000円の減額で、総務費の主なものは人件費等であります。

次に保険給付費29億7839万3000円で対前年比1212万7000円の減額であります。

次に国民健康保険事業納付金8億5384万8000円で今年度より新たに加わった項目で県に納める納付金であります。

次に保険事業費2443万5000円で対前年比220万7000円の増額で特定健康診査等事業費であります。次に諸支出金1130万7000円。

次に予備費として7406万1000円を計上してあります。

次に後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護給付金、共同事業交付金につきましては、県単位化に伴う財政構成の変更によりまして廃款となるため予算計上はしておりません。

以上のように平成30年度当初予算は県単位化に伴いまして、大幅な予算項目の変更がなされており、予算総額も40億4万円と対前年比9億1336万9000円減少しているところであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号の平成30年度の浪江町一般会計予算について、私からご説明をいたしました。その中で、県支出金ですね、福島再生加速化交付金とか避難地域復興拠点推進交付金、あるいは営農再開支援事業補助金などを計上して、全体で168.5%増の次の数字です。間違えましたので訂正方お願いしたいと思います。

全体で168.5%増の67億4800万3007円と私発言をいたしました、正式には67億4803万7000円ということですので訂正方よろしくお願いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 日程第32、議案第45号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出予算の総額を3億2800万3000円と定めるものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

20ページをお開きください。まず歳入につきましてご説明申し上げます。始めに診療収入8092万8000円、対前年比1170万円の減額で、診療収入の主なもの国民健康保険診療報酬、社会保険診療報酬、後期高齢者診療報酬等であります。

次に収入及び手数料150万7000円、対前年比16万5000円の減額で、診断書等の文書料であります。

次に県支出金1億4861万4000円、対前年比1688万7000円の減額で、福島県地域医療復興事業補助金であります。

次に繰入金8683万7000円、対前年比1600万9000円の増額で一般会計繰入金と事業勘定繰入金であります。

次に繰越金1000万円で前年度の歳計剰余金であります。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

始めに総務費 2億4015万4000円、対前年比209万円の増額で、診療所の運営費等であります。

次に医薬費8284万9000円、対前年比1483万9000円の減額で、医薬品等の購入費であります。

最後に予備費として500万円であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第33、議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を5億2273万5000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは歳入歳出予算資料によりご説明をいたします。

21ページをお開きください。まず歳入からご説明いたします。分担金及び負担金331万9000円で前年比680万1000円の減で、内訳は幾世橋住宅団地第1期整備分の受益者負担金であります。使用料及び手数料300万2000円は前年比180万円の増で、内訳は町内事業者の下水道使用料であります。繰入金4億1307万2000円で前年比4115万円の減で、内訳が一般会計繰入金基金繰入金であります。諸収入は9334万1000円で前年比8333万9000円の増であります。内訳が下水道管渠移設補償金及び賠償金であります。

次に歳出でございます。公共下水道事業費2億2607万5000円で前年比1億7847万円の減で、主なものが国道114号拡幅第2工区に係る下水道管渠移設工事に係る経費、下水道建設費7298万7000円及び浪江浄化センター等の施設管理に係る経費、下水道維持費6569万9000円であります。

次に公債費2億8660万円で前年比5044万円の減でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第34、議案第47号 平成30年度浪江町工業

団地造成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第47号 平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を604万円に定めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第35、議案第48号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第48号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の総額を5151万4000円と定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご説明をいたします。歳入歳出予算資料によりご説明をいたします。

21ページをお開きください。歳入でございます。繰入金5014万9000円で前年比983万2000円の減で、内訳は一般会計繰入金基金繰入金となっております。

続いて歳出でございます。農業集落排水事業2854万3000円で前年比959万3000円の減でございます。

次に公債費2197万1000円で前年とほぼ同額となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第36、議案第49号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第49号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を28億5433万5000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは平成30年度浪江町介護保険事

業特別会歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

22ページをお開きください。まずは歳入についてご説明申し上げます。保険料が1477万5000円でございます。国庫支出金が13億2602万5000円。これの主なものとは災害臨時特例補助金で介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担免除の補填分でございます。

次に支払基金交付金6億6832万8000円。前年と比較しますと2593万8000円の減となっております。これは第2号被保険者の介護保険料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に県支出金3億6405万7000円。前年度と比較しますと22万2000円の減額となっております。これは介護給付に対する県負担金が主なものでございます。

次に繰入金4億4996万2000円。前年度と比較しますと613万7000円の減となっております。これは一般会計及び介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。

次に繰越金1862万1000円。これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に諸収入1256万5000円。これは介護予防サービス計画作成費等でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。始めに総務費でございますが1億915万4000円。前年度と比較しますと1438万7000円の減となっております。内訳の主なものとは人件費等でございます。

次に保険給付費24億560万4000円。前年度と比較しますと592万円の増となっております。

次に地域支援事業費9496万3000円。前年度と比較しますと506万1000円の減となっております。これは介護予防事業費等でございます。

次に諸支出金2億3737万3000円。前年度と比較しますと942万2000円の減となっております。これの主なものとは利用者負担軽減支援事業で介護保険サービスの利用者負担免除に係る町の立て替え払い分等でございます。最後に予備費に724万円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第37、議案第50号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第50号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算

の総額を403万3000円と定めるものであります。主な事業は、荻野及び津島財産区の管理を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第38、議案第51号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度 浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を8138万8000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

22ページをお開きください。歳入につきましてご説明申し上げます。始めに後期高齢者保険料であります。上位所得層世帯の現年課税分として969万8000円を計上しております。

次に繰入金7188万1000円。対前年比853万7000円の増額で、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの切り替えに伴う機器の更新時期となるため増額となっております。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。始めに総務費であります。1125万1000円。対前年比558万7000円の増額で、町のシステム切り替えに伴いまして、機器の更新等の増額となっております。次に後期高齢者医療広域連合納付金6962万9000円。対前年比1199万円の増額で上位所得層の保険料納付金によるものであります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第39、議案第52号 平成30年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 平成30年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。

収益的収支で収入が3億1536万1000円、支出が3億4552万2000円となります。また資本的収支では、収入が2億2044万円、支出が3

億9033万1000円となります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは予算資料にてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。収入の営業収益で1195万円。前年比482万円の増。主なものとして給水収益及び加入金等であります。

次に営業外収益で3億340万1000円。対前年比1億8633万2000円の増。主なものとして雑収入の損害賠償金であります。水道事業収益の合計は3億1536万1000円で対前年比1億9115万2000円の増となります。

2 ページをご覧ください。支出の営業費用であります。原水及び上水費が6460万3000円で対前年比1313万5000円の減でございます。配水及び給水費が4577万9000円で対前年比374万5000円の減であります。受託工事費300万円で対前年比172万円の増でございます。総係費3705万1000円で対前年比361万6000円の増でございます。

減価償却費1億4233万7000円で対前年比1132万円の増となっております。

次に営業外費用では支払利息が1803万2000円で対前年比307万7000円の減。水道事業費用の合計は3億4552万2000円で対前年比で1070万1000円の減となっております。

次に3ページをお開き願います。資本的収入及び支出であります。

収入の主なものは工事負担金が5623万6000円で、対前年比3713万6000円の増で、主に国道114号道路改築及び下水道復旧工事に伴う水道管移設補償費であります。補助金が1億6420万4000円で、対前年比5490万1000円の増で、主に災害復旧費補助金になっております。

資本的収入合計は2億2044万円で対前年比9203万7000円の増であります。

支出の主なものは、建設改良費の配水設備改良費2億8950万円で対前年比5530万円の増で国道114号、請戸住宅団地の配水管、下水道工事に伴う配水管工事などでございます。機械及び装置費は130万円で対前年比7328万8000円の減で、企業債償還金が9953万1000円で対前年比286万7000円の減額となっております。

資本的支出の合計は3億9033万1000円で対前年比1712万1000円の減であります。

企業債償還金が9953万1000円で対前年比286万7000円の減と申し上げましたが増でしたので訂正をさせていただきます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） ここで住宅水道課長より発言を求められておりますのでこれを許可します。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは歳入歳出予算資料の21ページをご覧ください。議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の説明の中で歳出の部、公債費の増減のところ、平成30年度の予算が2億8666万円で5044万円の減額と申し上げましたが、正確には504万4000円でありましたので、ここでお詫びをして訂正をさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

質疑については14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は7日、8日及び9日で各委員長が指定する場所で開催します。また、12日は全員協議会を開催します。時間はいずれも9時30分からです。関係課長等につきましても出席要求があったときは、出席願います。

なお、本日開催される各常任委員会につきましては、各常任委員長が指定する時間から開始します。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

14日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 0時18分）

平成30年3月 8日（木曜日） 委員会

平成30年3月 9日（金曜日） 委員会

平成30年3月10日（土曜日） 休日

平成30年3月11日（日曜日） 休日

平成30年3月12日（月曜日） 全員協議会

平成30年3月13日（火曜日） 休会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年浪江町議会3月定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成30年3月14日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1
- 議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止について
 - 議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定について
 - 議案第17号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定について
 - 議案第18号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正について
 - 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正について
 - 議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について
 - 議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正について
 - 議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正について
 - 議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
 - 議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止について
 - 議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止について
 - 議案第31号 工事請負契約の変更について(浪江東中学)

- 校グラウンド整備工事)
- 議案第 3 2 号 委託に関する協定の締結について
- 議案第 3 3 号 委託に関する変更協定の締結について
- 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度浪江町一般会計補正予算
(第 8 号)
- 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度浪江町水道事業会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度浪江町一般会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度浪江町公共下水道事業特別会
計予算
- 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度浪江町工業団地造成事業特別
会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度浪江町農業集落排水事業特別
会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度浪江町介護保険事業特別会計
予算
- 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度浪江町財産区管理事業特別会
計予算
- 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計予算

議案第 5 2 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳 宗

書 記

柴 野 早 苗

主 幹 兼 次 長

吉 田 厚 志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） 町税の減免に関する条例でありますけれども、何点かお尋ねをしたいと思います。

町民税については、所得分類ごとに減免の割合を定めるというものであります。そこで、直近の住民課の把握している資料でそれぞれの分類ごとの対象者、納税義務者ということになりますかね、対

象者と、それから町が想定している全体の減免額はそれぞれ所得分類ごとにどれくらいになるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、固定資産税の減免に関してですけれども、これは平成29年度の固定資産税のしおりというパンフレットですけど、償却資産については1月31日までに申告していただくと。当然のことながら、固定資産税の減免も実施するということから、償却資産の申告の手続きについても対応されているものと思います。予算資料では、2ページの3番のところに書いてありますけれども、3の(1)です。それから、固定資産税の減免に関して、固定資産の評価基準の算定について、どういう基準で算定をされたのかということと、そのことに対する、町民に対する周知、閲覧等も含めてどういう対応をされたのか。

それから、町が把握している解除区域全体の免除総額は幾らを想定しているか。

それから、軽自動車についての減免であります。この説明資料にもありますように、用途廃止になった場合は免除とあるということは、軽自動車についてはそれ以外については課税するという事になると判断するんですけれども、町税の減免について軽自動車のみ課税を実施するという条文解釈でよろしいのかどうか。

以上、何点かお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。所得の直近のそれぞれの人数ということでございますが、全額減免に関しましては件数としまして5814、あと一部減免の方が725、あと通常課税分が141名となっております。

所得に関しましては、全額免除の方につきましては、町税分の所得割として4億2000万円、あと均等割として2000万円、一部減免につきましては1億9300万円、均等割について250万円、あと通常課税分としては所得割が1億3300万円、均等割分として49万円。

あと2番目の質問ですが、固定資産税の申告ということですが、これについては業者さんからの申告に基づきまして行われております。

3番目の固定資産の評価につきましては、評価年度の2年ほど前に福島県の不動産鑑定に一括して評価を求めまして、それに基づいて標準課税額を決定しているところでございます。

あと、固定資産税の総額についてでございますが、現在計算中でございますので、まだ金額としては出ておりません。

あと、軽自動車の課税についてですが、これは被災車両についての減免ということで、通常持ち出して使っている軽自動車等については課税しております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町民税所得分類ごとの件数と金額については、分かりました。

それから、償却資産の取り扱いについてなんですけれども、これは業者から申告していただいているということですけど、これは業者だけではなくて農業者も償却資産は持っているわけです。私実態つかんでいないんですけど、果たしてそれらが周知されたのかどうかと、申告するという事になっているわけですけども、もう償却資産を処分した人もいるだろうし、新たに取得した人もいるのではないかと、あるいは事業再開した人もいます。そういう状況にあって、申告制度にはなっているけれども果たして納税対象者がそのことを承知しているのかどうかということが私は一番問題ではないかなと。

逆に聞きますけれども、申告いただいた件数は、申告を受理した件数は何件ですか。

それと、先ほどの質問とダブりますけれども、償却資産についてはこういう減免を実施するわけですが、そのことも含めてこれだと1月1日現在の償却資産の状況について1月31日までに申告するという事だから、来年度はともかく平成30年度においては既に期日は経過していると。しかも、平成30年度はこういう条例ができて減免されると。そこに、現場と行政との間で齟齬がないのかどうかということが問題だと思うんです。それらのことについて、現状どう把握されているのかということをお聞きします。

それから、固定資産の評価基準については、2年前実施した福島県の不動産鑑定によると。単刀直入にお聞きします。2年前だと浪江町の土地の評価はゼロではなかったのかと、そうすると2年前の不動産鑑定評価もゼロということなのか、それとも評価額が個別に算出されているのかどうか。もし1月1日時点の所有している償却資産に対して課税すると、もちろんこれ減免ということになるわけだけども、それを減免ということはあったにしても納税者に対して、町民に対してその評価額は周知すべきだと。周知したかどうか。周知したとすればどういう方法で周知したか、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 償却資産の申告についてでございますが、業者はもちろんですけども、農業者等の持っている機械等の話だ

と思うんですが、どちらかと言えば今まで持っていた償却資産というか機械類等に関しましては、どちらかと言うともう被災でなくなってしまうという情報を私のほうで受けまして、削除するような形になります。

あと、同じく償却資産の申告時期の話でございしますが、1月30日まで把握するという意味合いでして、その前年度に新しく購入した償却資産等の情報をその時期まで整理するという意味でございまして、基準日から1年前の部分は買ったとしても半額になるルールでございしますので、その量を把握するためのものでございます。

あと、2年前に調査したときの金額ということでございます。税額と言うか、評価額ですが、これは法律によって3年に1回評価金額を出しなさいと決められておりますので、まだ解除になっていなかった時期なのではございますが、評価を不動産鑑定に回して、評価額だけは出したと。ただし、課税していなかったので、納税者の方には通知等は一切行っておりません。今度は解除になりまして、平成30年度からは課税という形になりますので、評価額についてはお知らせするような形になります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 固定資産の評価額については、それぞれ納税義務者に通知をするというお答えでした。固定資産の評価については、制度上は閲覧する期間があつて、評価額に異議がある場合には異議申立てをすると、そういうやり取りをすることになっているわけですが、固定資産については減免するということではあるけれども、いずれにしても評価額が算出されているということであれば、納税者にきちんと通知をして、異議のある人については異議申立てができる、そういう対応が求められると思うんですけれども、どのように対応されるのか改めてお答えをいただきたいと思います。

それから、償却資産については今分かったような、分からないような答弁ですけれども、農機具であれ、あるいは農業以外の事業者であれ、1年前のものについて把握しているということですが、私が心配しているのは、今回は減免ということになるわけですが、そのことについても町が1年前に把握した資産台帳と現実に所有している資産台帳、別な言い方をすれば資産価値について相当乖離があるのではないかと思います。

したがって、償却資産については申告制度ではあるけれども、これらについても何か行政で一方的に進めるということではなくて、納税義務者たる人とのやり取りが必要ではないかと、このことについてどう対応されるのか。逆な意味でそういう一切の手続きをしな

いで今回は減免ということになるけれども、納税者が知らないうちに町の資産台帳には載っていると、あるいは町の資産台帳整備において多い、少ないも含めて不十分さが発生しないかと、そういう問題が私はあると思うんです。

そういう意味で、現状と行政の対応の乖離の問題について、問題ないのかと、問題が起きた場合にどう対応するのかということについても確認をしておきたい。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 固定資産についてでございますが、当然のことながら縦覧期間を設けております。これは、法律で決まっておりますので、来年度につきましては、4月2日から予定しております。

あと、申告なのでございますが、あくまでも申告なので業者さんの申告書に基づき審査して決めておりますし、申告のないものについてはもちろん課税されません。申告の際にも、以前申告のあった方についてはご案内を差し上げまして促しております。

なので、そこで問題が発生するというところでございますが、現在のところは相談という形で承っております。実際的な課税額とかはもうなくなってしまいましたよとか、新しく買いましたよとか、そういうのを電話等、あと窓口等で会話申し上げまして、トラブルが発生しないような形をとっております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第17号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本当は、議案第16号との関係で確認したい点があったんですけども、私失念してしまったのでここで改めてお尋ねをしたいと思います。

第2条の下段に福島復興再生特別措置法26条及び38条の町税の課税又はうんぬんということで、固定資産税が課税されることになった年度から5カ年分のものに限り課税を免除すると。16号については、少なくとも今回の条例は1年ということですけども、17号については企業立地促進及び避難区域解除区域等における特例措置ということで、福島復興再生特措法に基づいて、こちらは企業立地促進区域内における固定資産税は5年間にわたり免除されると。そこで、16号の場合は1年のみと、この5年と1年の隔たりについても私は甚だ同じく被災しているものについては、しかも再開できない、あるいは収益が発生していないという現状からすれば問題があるなと思っていますけど、課長は特措法に基づいてこういう措置が取られておりますというお答えしかないと思うんですけど、一般課税と企業立地促進区域内の免除期間あまりにも隔たりがあると、このことについてまずどう考えるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 特措法のことをございですが、特措法に関しては避難指示解除基準日を基準としまして、5年間という制約が設けられておりますが、この制度につきましては解除になってから再開する業者や、あと新規参入の業者を誘致するための特別な法律でございまして、町の償却資産や固定資産税の減免とはまた別なルールで動いているという形になっております。ご理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 法律の建てつけが違うから、課長としてはそういう答弁しかできないわけだけど、町長、これ16号と17号において今の課長の答弁をお聞きしても分かるとおりに、解除区域について企業立地すると、あるいは事業再開すると、採算ベースにのせるのが容易でないと、そういうことから特措法で5年の免除期間が定められているということです。置かれている現状は、浪江町の商工業者あるいは農業者においても全く同じだと思います。

今後の町の対応だけけれども、特措法の中に入れ込むかどうかは別にしても、こういう食い違いがあると。現実には、農業再開については非常に困難だと、事業再開については非常に困難だともうこの

場でも再三議論されているとおりで。

したがって、少なくとも向こう5年間については、固定資産税の減免措置を求めていくべきではないかと思えますけれども、町長の判断をお聞きしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 休議します。

（午前 9時28分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時31分）

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 17号については、16号との対比があまりにも歴然としているものだから、そういう角度から質疑しましたけれども、第2条においては、当該固定資産税が課されることとなったということだから避難解除された年からということで、5カ年分に限るというこの判断の根拠について改めてどういう根拠のもとに5年に定めたと考えられるかお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 特措法の根拠という質問でございますが、町で決めたルールではございませんで、解除から5年という期間の間にそういう手続きをしていただく、もしくはもう既につくってしまったというところにつきましては、そのつくった時期まで遡って適用するような法律になってございますので、そのほか雇用とかについても優遇措置がございますので、その辺は業者さんが一番有利になるような形で申請、もしくは確認を受けていただいていたいたきたいという法律になっております。それを今回条例化したということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 17号については、一般町民との固定資産税の免除期間との関係においては、あまりにも隔たりがあると。もちろん、被災地における企業立地にかかわる雇用も含めた地域経済の創出というのは、非常に大事なわけけれども、少なくとも町民と企業立地という角度からこの条例を検討するならば、企業立地については極

めて有利な取り扱いになっていると。いくら特措法だということではあっても、これを浪江町議会で条例を承認しなければ発足しないわけですから、それは国の問題だということで、町の責任を回避するわけにはいかないと。当然のことながら、町民も含めての浪江町だという点をしっかり踏まえて執行者においては今後は是正すべきは是正するという国に対して求めていくべきだという強い要望と問題点を指摘して、反対の討論にいたします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第18号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 提案理由のところにも書いてありますけれども、子ども・子育て支援法の規定に基づき地域型保育事業の運営基準に関して必要な事項を定めるということで、上程されております。そこで資料を改めて検討いたしました。若干質疑をしたいと思います。

まず、特定教育、あるいは保育施設における事業というのは、具体的にどういう事業なのかということについて、お尋ねをいたします。

それから、同じく特定地域型保育事業とこの条例では明文化されておりますけれども、特定地域型保育事業というのはどういうことでしょうか。

それから、18号資料の2ページに（11）13条について説明が加えられております。ここで、特定教育・保育の利用料について基準を算定するという条文でありますけれども、この利用料月額というのは幾らということになるのか。

それから、13条の説明欄のところの内閣総理大臣が定める基準により算定した額、公定価格と、それからその上段に市町村が定める利用者負担額、公定額があって市町村が別途定める利用者負担額という、これは公定額に利用者負担額が上乗せされるという制度なのかどうかということについてお尋ねをいたします。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時40分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時41分）

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。特定教育・保育施設につきましては、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設をいうものでございます。

特定地域型保育事業につきましては、市町村が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして、確認する事業者が行う地域型保育事業を指してございます。

3番目の質問の月額幾らかということですが、月額につきましては、保育園条例の変更の表の中に入っております。上乗せはあるかということですが、上乗せにつきましては、国の基準よりも町の保育料が少ないために上乗せはございません。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 利用の上乗せ分は、利用者負担と公定価格については町では上乗せはしていないという答弁でした。逆にそのことによってまた別な問題があるんですけど、それはまたとっておきます。

それで、特定教育、あるいは特定保育施設における事業というのは、具体的にどういうものかとお尋ねしたわけですが、市町村が特定施設型教育を行う、そういう事業だというお答えでしたけれども、浪江町ではこの条例に基づいて市町村が行う特定教育・特定保育施設にかかわる事業というのは、具体的にどういう事業を実施されるんですかと、どういう事業を指しているんですかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 具体的にですが、特定教育・保育施設、一

つは認定こども園、二つ目が幼稚園です、三つ目につきましては保育所、公共施設を利用するという具体的な事業になります。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この制度の建てつけだと、先ほどもお尋ねしましたけど、公定価格と市町村が定める利用者負担額、それから後の条例にも実は出てくるんですけども、浪江町では上乘せはないというものの、上乘せすることができるということになって今子供の貧困の問題が大きな問題になっていて、逆に負担軽減が求められていると。

一方では、こういう法律のもとでこういう条例がつくられてくると。どういうことになるかということ、特定事業によってどれを選択するかによって保護者、子供の間で、料金等も含めて差別的な問題が出てくると、そういう制度づくりだと、そういう制度なんだという問題があるということ指摘しておかなければならない。

したがって、今やるべきはいかに子供、あるいは保護者の負担軽減を図るかということが求められているということからすると、非常に問題のある法律と、それに基づく条例だという立場から反対の討論をいたします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 19号についても資料の方が分かりやすいんですけども、この法律に基づく事業を実施するということになると、非常に厳格な条件が定められているということです。例えば、資料の3ページ23条で言えば、家庭的保育事業で配置すべき職員の基準と1人の保育者が補完することができる乳幼児数を定めるということになってくると、家庭的保育事業を実施する施設設備もまた厳格な条件、基準があるということになってくるので、家庭的保育事業を求める人もいるのかもしれないけれども、衛生管理、食事の提供、あるいは帳簿の二通りの整理とか、運営、あるいはその実施においては非常に行政においても負担が重いものだと思いますけれども、この19号に基づく家庭的保育事業を浪江町でも実施すると、あるいは実施するとしたならば条件整備を町はどのように進めるおつもりなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。家庭的保育事業につきましては、家庭的保育者の居宅、その他の場所、施設で家庭的な雰囲気のもとで小人数を対象に保育を行うという事業でございます。行政がこの事業を行うということではなくて、民間の業者が行うものを町の条例で定めるということになってございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 民間でもこういう事業ができるようにすると、保育所が足りないというところが根本問題なわけだけど、逆に浪江町では子供が足りない、子供がほしいというのが実態であるわけですけども、いずれにしてもこういう条例をつくって浪江町家庭的保育事業を実施するということになれば、その事業者の資格要件も含めて非常に厳しい要件があると私はこの議案を検討してそういう考えを持ちましたけど、教育委員会としては浪江町でもこういう希望者がいればぜひ実施すると、あるいはそのために条例を制定し、行政としてもしかるべき支援をしていくというお考えなのかどうか、お答えをください。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。浪江町では今子供さんの戻りがまだまだということで、これから多くの方々に戻ってきて子育てをしていただきたいとは考えてございますが、この法律の趣旨は待機児童の解消、あるいは女性が積極的に社会に参画していくという条件整備と理解してございます。

自治体としましては、先ほどご質問にもありましたけれども、施設型の施設で例えば認定こども園とか、保育園とか、幼稚園というところで施設を整えて受け入れるというのは基本になろうかと思いますが、それでは十分まかなえないいろんな環境にある状況の中で、今ほど話題になっております家庭的な保育であるとか、小規模な保育であるとか、事業所内の保育であるとか、あるいは居宅の保育であるとかといろんなバリエーションが法律的には用意をされている。

今のご質問ですが、浪江町で近い将来にこちらの地域型保育の状況が出てくるかどうかということについては、まだ見通しが立ちませんし、それ以前に町としてできることに精一杯これから力をつけていきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 先々の話だということでありましてけれども、この条例に関して資料1ページの6条で、先ほど出た認定こども園の事業とは別に家庭的保育事業者等と連携していくと示されております。そうすると、先々の問題ではあるけれども、片方では認定保育園という制度があって、そこで保育料負担の問題が出てくると、それから家庭的保育については民間業者が運営すると、そこでまたその運営に基づく保育料という問題が出てくると。そうすると、浪江町における子育てにおいては認定保育園と家庭的保育、いわゆる民間保育という形で二重の子育てのスタイルが発生してくるであろうと、当然保育料についても認定保育園と比べれば私の考えとしては家庭的保育事業の場合は、高額になるのではないかと考えますけれども、実際浪江町では先々の問題ではあるけれども、家庭的保育事業をやっていくということになれば公的な保育料と、それから民間別で運営する事業、特に家庭的保育については保育料の新たな設定という問題が出てくるのではないかと私は考えます。

家庭的保育についての保育料についてはどういうことが、今どういう金額が考えられるのか、実施しているところ等がもしあれば参考までお聞きしておきたい。あまりにも重い負担になるようでは、問題があるという問題意識を持った上でのお尋ねです。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。民間でも認定こども園つくことはできます。

例えば、今後浪江町内で民間の業者が幼稚園とか保育所を始めたいということになれば、浪江町こういう状況ですので、認定こども

園も保育料については当分の間は無償と考えてございます。そうなれば、民間も同じく町が補助するとか、そういった形で無償にしていくべきではないかと考えてございます。

ほかの自治体の家庭的保育事業の料金どうなんだということですが、こちらは調べさせていただいて資料があれば提出したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第20号についてでありますけれども、指定居宅介護にかかわる支援に関する条例ということです。それで、浪江町の現状はこういう現状なわけだけれども、この条文を見る限り指定居宅介護支援も必要だとは思いますが。思いますけれども、主な内容のところでは基本方針のところでは要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその自宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならないということで、居宅介護支援が必要だということは分かるわけだけれども、その背景、もっと端的に言うならばそのねらいはというとこの基本方針の黒ポツ1のところにあるように要介護状態になった場合でも可能な限り自宅で介護できるようにと。そうすると、介護保険制度は、これはもう以前から議論になってきたことなんですけれども、

保険あって介護なしという問題が発生すると私は考えざるを得ないんですけど、居宅介護支援は必要ではあるけれども、第3条にいう可能な限り居宅においてということについて、介護認定を受けたけれども自宅で介護してもらいたいと、こういう制度づくりのものではないかと考えたわけですけど、現実にはそういう問題があるのか、ないのかということについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） この条例は、可能な限り地域の自宅で生活をするという発想は地域包括ケアといたしまして、国が進めるこれからの高齢化社会のあり方の方向性ということで大方針でございます。

今回の条例につきましては、従来県の条例で定めておりました。それが、地方分権ということで市町村で条例を定めなさいということで市町村に権限が下りてきた形になってございまして、町で指定や事業者の監督の責任も負うということでございます。

可能な限り自宅においてということは、議員おっしゃる部分も理解はできますけれども、現実問題として可能な限り自宅で健康な老後を送りたいという方も現におられるとは思っております。

ただ、議員おっしゃるように、浪江町の現状は介護の施設が不足してございまして、その部分はあると思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 浪江町で500名ちょっと帰還しているわけですけども、高齢者がほとんどとそういう状態で、あとの議案でも質疑したいと思っておりますけれども、介護サービスを受ける施設を求めているのはそのとおりです。

ただ、この条例でいうと、指定居宅介護支援等の事業という方針がある一方、そのことについては第4条で指定居宅介護支援事業ごとに1以上の常勤の専門医をおくとかということで、事業展開の基準、専門医の配置についても条件として定められておりますけれども、ただこの制度の趣旨からすると基本方針にあるように可能な限り居宅において日常生活ができるようにということになると、指定居宅介護型の支援事業は必要だと思うけれども、基本方針そのものが本来の介護保険制度からは逸脱することになってしまうのではないかと。

可能な限り自宅においてというのではなくて、現状からすると今課長が答弁されたように、利用したくても利用できないということからすると、受け皿づくりを先行させなければならないと思うんです。

そういう意味で、受け皿も後回しになっていて、しかも法律、条例で自宅介護を基本とするということでは、増々自立することが困難になってしまうのではないかと、必要サービスも受けられないと、あるいは自宅で可能な限り介護をなさいということになると、家族の中で誰かがその仕事を担わなければならないと。もっとはっきり言うと、仕事を辞めて親世代を介護するということになってくると思うんですけど、改めて居宅介護支援等の事業は必要であるけれども、可能な限り居宅ということになると様々な弊害が出てくると思いますけれども、条例提案者としてそのことについてどうお考えになるか、改めて答弁を求めておきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、基本的に地域包括ケアというものは、そこに可能な限り居宅において暮らし続けられるようにということで、それが地域包括ケアに定められていることをございますので、これは国の方向性をございます。その部分で、議員のおっしゃることはもちろん理解できまして、あくまでもその部分は可能な限りということで、色々な選択をする方があると思いますので、ここはこういう表現にならざるを得ないのかと思っております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今のやり取りでも明らかになったと思うんですけど、今回の介護保険法の一部改正の問題は、介護保険がありながら、もちろん高齢化社会だから、どんどん利用者が増えるとそういう実態にはあるわけですけども、受け皿づくりが遅れているという問題が大きな問題、それをカバーするために介護保険法を改正して本来は介護保険法に基づく介護サービスの充実が求められているのに、あえて基本方針のところで要介護状態になった場合には、可能な限り自宅において介護をなさいということは、はっきり言って介護保険法の骨抜きに等しい法律の改悪だと。あくまでも介護者を抱える家族の問題、あるいは本人の負担、家族の負担に置きかえるそういう制度改悪なんだということが、はっきりしたと思うんです。

改めて介護保険のサービスの受け皿の充実が求められているという立場から、この議案について反対の討論をするものであります。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号 浪江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで10時25分まで休憩といたします。

（午前10時11分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時25分）

○議長（紺野榮重君） 引き続き、議案審議を行います。質疑の際は質疑に徹していただきたいと思えます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 職員定数に関する条例ですけれども、町長部局154が186、合計でその他も含めて201が233という定数に関する条例です。条例改正は問題ありませんけれども、実態はどうなっているかだけお尋ねをしておきたい。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。職員の実態はということでございますが、1月1日現在でございますが、正規職員（プロパー職員）が158名になっております。その他再任用職員が4名、任期付職員が29名、その他復興庁からの派遣職員が10名、あと自治法の規定による他の自治体からの派遣職員が県及び他の自治体も含めて20名、あと民間からの派遣職員が1名、そのほか駐在という形で国及び県から4名ほど来ていただいております。合計で今のところ特別職と臨時職員を除いて226名で事務執行にあたっている状況でござ

ざいます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例と現在の職員体制についてなんですけれども、現在は154名を186名、町長部局で。それが現状では158名ということだから、定数管理に関する条例、法律かな、公務員の定数に関する法律から見ても少ないと。あと、その他の駐在4名も含めて町で全体では226名ということですが、これはあくまでも自治体応援職員も含めて、復興庁からの応援も含めてあくまでも一時臨時的なものだと思います。

そこでお尋ねしますけれども、町長部局186名、それが現在158名ということになると、職員定数において条例との開きが出てきていると思いますが、当然のことながらこういう復興・復旧の時期であればあるほど職員に対する負担、あるいは職員の責任は大きくなると考えます。

そこで、職員の定数の改正と現状から見て、今後どう職員体制を拡充していくかということについてお尋ねをしたい。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。職員定数につきましては、自治法の規定により定数を条例で定めとなっておりますが、この定数につきましては、基本的には議会がコントロールできるように上限を定めるものと考えております。

したがって、その上限内で職員を確保して事業にあたっていくということになろうかと思ひまして、基本的には定数になるべく定数を超えないんですけれども、それに近い形で職員を確保しながら行政運営を図っていきたく思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 職員定数の条例は改正するけれども、職員体制には問題がないという趣旨の答弁です。あくまでも上限だと、現体制で執行するというものですから、問題ないというお答えだと思います。当初のところでもやろうと思ったんですけれども、これは自治労県本部が双葉郡8町村、それから南相馬市、飯館村を含めた10市町村を対象とした職員アンケートで、職員の8割が職務上の知識経験の不足、あるいは多忙、それからストレスがあると答えたのが82%、多忙だと答えたのが78.3%です。だから、定数管理はあくまでも定数管理だと、現体制でということになると、この自治労県本部が調査したそういう慢性的な精神的ストレスとか、あるいは仕事の多忙も含めて引きずることになるのではないのかと。効率的な運営ということもあると思いますけれども、災害の問題はいつどこで

何が発生するか分からないと。浪江町でも現在68名の臨時も含めた他からの応援を得て運営しているわけですが、これはまさに自治労県本部の調査したそういう実態がこの浪江町にも当てはまるのではないかと思います。

あくまでも総務課長は、総務課長の立場としての答弁なので、町長、あるいは副町長、自治労県本部の実態と、それから今回の定数管理ということから見て改善の余地があるのではないかと思いますけれども、あくまでも現状是認ということでやっていくのか、それとも浪江町のそういう実態があるので改善をしていきたいというお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） それでは、お答えいたします。自治労県本部のアンケートの関係につきましては、承知をしております。

まさに、うちの町にもここ8年目に入りまして、震災前の職員と震災後の職員が拮抗するような状況になってきております。そういう意味では経験不足等も含めて課題としてはございます。業務的にも非常に増えているということもありますが、かといって職員をどんどん採れるかと言いますとそこもまた一つの課題であります。今後の行政需要を見越した中で正職員については採っていかねばならないということもありますので、そういったことから今は任期付職員等々を増やして乗り切っているというのが現状でございます。

ですから、昨年に比べますと任期付きもかなり多くなっておりますけれども、そういったところでカバーをしていく、あるいは自治体派遣職員の経験を持った職員に来ていただいてカバーをしていただいているというのが現状でございますので、そういったところも含めながら行政運営をやりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 他の議員も議案調査されている方がいると思いますので、私が求めるのも変ですけども、ぜひ質疑いただければと思います。

議案第22号についてなんですけど、資料の2ページ、浪江町復興支援県外避難者の絆づくりに従事する月額16万円、そっくり今回の条例改正で削除、これは一般質問でもやりましたけれども、宮口副町長の答弁では廃止ではないと、この事業は民間に委託するという答弁でした。これは、あくまでも特別職の非常勤に関する条例の改正ではありますけれども、この復興支援絆づくり廃止に代わるシステム、いわゆる廃止ではない民間に委託するというものについてこの条例改正に非常に深くかかわる問題ですので、お尋ねをしたいと思います。

- 議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

- 生活支援課長（清水 中君） お答えいたします。復興支援員事業の支援員は、特別職の報酬という形で支給しておりましたが、今回委託業務の中にこの待遇を後退させずにお支払いしますので、その中からお支払いするということですので、この特別職という形ではなくなるということで削除させていただきました。

それにつきましては、要綱で定めますが、要綱でありますので議会に上程するまでもないということでございます。間違いなく確実に実施してまいります。

- 議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第25号について、この資料で1号から9号までの介護保険料が示されております。1号から9号までそれぞれこれまでよりも2割引き上げになると、当面は国保介護保険料は免除されるわけですけれども、この条例改正によっていずれ町民の保険料負担という問題が出てくるわけですけれども、今ここで確認しなければならないことは、現在の減免がいつまで継続されるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 介護保険料等が今減免になるということは、毎年度の国の予算に盛り込まれる関係上、毎年、毎年その都度国で予算がつくかどうかということにかかっておりますので、何年度までという形のごことは今のところ町では分かりかねます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 介護保険に加入している人は、国民健康保険の負担も当然発生するということです。一般質問でもやりましたけれども、仕事がない、あるいは健康のことが不安だという状況の中で、今現在は減免されているからですけれども、国保税と合わせた負担は最高額で80万円を超すようになってくると、こうなると、もちろんみんながみんなそこに該当するわけではないわけですけれども、本当に町民にとっては死活的な問題だと思います。

改めて、制度改正による値上げについてはいずれ賦課されるということも含めて、ぜひとも町民の生活実態に照らして免除継続を強く求めていくべきだと思いますけれども、今回の条例改正と今後の町の対応について改めて町長に確認も含めてお尋ねをしておきたいと思っております。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今、議員お質しのとおり、この無料化については引き続き国当局に要請をしまいたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） この条例については、文字通り一律2割の引き上げ、標準のところでは10万円を超えたと、介護保険制度がスタートして16年ぐらいになると思いますけれども、最高の負担額になってきていると。町民の現状からすると、一方では減免は求めていかなければならないけれども、この値上げ改正の条例と町民の暮らしということを見た場合、例えば、働いている人についても震災前正規だった町民が現在無職だというのが33.1%、それから当時非正規だったという人が現在無職だというのが59.7%、約6割です。それから、今もそうですけれども、福島大学のアンケートによれば生活不安33.8%、とても心配だと、ある程度心配だというのが40.5%、74.3%が不安だという状況からすると、この値上げ条例については一方では現在は減免という制度はあるものの、値上げ条例そのものにはなんら変わらないということですので、町民の生活実態からしてとても受け入れられる条例改正ではないということを示明して反対の討論にいたします。
- 議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第25号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号 浪江町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号 浪江町しらうめ荘条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第31号 工事請負契約の変更について（浪江東中学校グラウンド整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 工事請負契約変更の案件ですけれども、別紙資料に明細が出ております。例えば、再生資材が入手可能になったため議案説明では1260万円少なくなったとか色々あるわけですけど、私の変更内容で注目したのは、一番下の木根等処分費で変更内容としては当初想定していた処分量実績により変更すると。議案説明では400万円増額変更という説明でしたけれども、請負契約において、以前も実績変更、あるいは確認不足による増額変更というのもありましたけど、請負契約において処分量の実績に応じて契約変更するというのが、果たして競争入札の制度になじむものなのかどうか。やってみた結果、10tだと思ったら50tあったと、したがってその分追加請求をしたい。

まず、お尋ねしたいのは、実績による増額変更ということが町発注の公共工事の契約書、正式な名称は例規集でないに出てきませんけれども、町の契約に照らして適正なのかどうかという問題が一つお尋ねいたします。

それから、実績により変更するということは、逆に言うと発注者である町の入札発注の際の積算に不備があるのではないかと思わざるを得ないわけです。

いずれにしても、指名競争入札で落札した事業について実績変更、実績に基づき減もあるわけだけれども、増額変更すると。しかも木根等処分費について、こういう中身が果たして適正なのかどうかということ、以上述べた二つの点からお尋ねしたいと思いますので、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 答弁調整のため休議します。

（午前10時59分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時01分）

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。

発注において木根等分からない部分がございます。やって始めて

分かるということで、実績に応じて変更することはあるということ
でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実績による変更があると。だから私は町の公共
事業の契約書にそういうことが明示されているのかどうかというこ
とと、それから発注する際の積算設計に問題があるのではないかと。
実績による変更はあるということだけれども、その根拠については
明確になっておりません。それから私の質問にもまだ答えたことにな
っておりませんので改めて答弁を求めます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えします。

公共工事におきましては、共通仕様書というのが県で定められて
おりまして、町でも準用しております。

その中で工事の数量については、甲乙協議の上決定するというこ
とになっております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 甲乙において協議するという事だから、契約
書に入っていると理解したわけですけれども、共通仕様書と契約書
というのは私は違うのではないかと。共通仕様書に入っているから
そういう実績による変更、マイナスのところもあるから色々だと思
うんだけど、そのグラウンド・コート舗装で再生材の砕石が入手で
きたので事業費が安くなったというのは極めて明解ですよ。それ
から例えば、さっきは言わなかったけれども、敷地造成で残土搬出
における運搬距離の変更、これも入札設計においてちゃんと私はで
きていると思うんだよね。だからそれもこれも専門的な知識不足と、
あるいは業務の多忙ということが背景にあるのかもしれないけれ
ども、ちょっと一般的には考えられないですよ。こういう不十分な
公共事業の発注というのは改めていただきたいと思っておりますけれ
ども、改めて、最初お聞きしたように契約書に書いてあるということ
なのか、それとも共通仕様書においてお互い協議するという事は、
契約者と一体のものなのかどうなのか。

それから繰り返しになりますけれども、運搬距離の変更と、ある
いは木根実績等も含めて発注における積算設計に不十分さがあるの
ではないかということについては、何ら答えておりません。これで
最後ですのでお答えください。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 入札におきましては、入札する
前に工事仕様書の閲覧というものを実施します。いわゆる切り抜き

設計書を公開するわけですが、その中に工事仕様書に準ずるといふ項目が入っております、先ほどの数量変更が生じた場合には協議するということになっております。契約をする前の閲覧の資料の中でそういうことを前提として見積金額をあげていただくということになります。契約と一体ということですが。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号 工事請負契約の変更について（浪江東中学校グラウンド整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第32号 委託に関する協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号 委託に関する協定の締結についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第33号 委託に関する変更協定

の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号 委託に関する変更協定の締結についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第34号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 補正予算の12ページから入りたいと思います。

法人町民税現年課税分で5000万円の増。法人税現年課税補正で5000万円、事業再開に伴う、一部とはいえ法人税の担税力も出てきているなど、ここからは伺えるわけですが、法人町民税の今回補正の現年課税、現年分納税の事業者数は何件なのかということ、もし差し支えなければ、どういう業種で固有収益増がでてきているのかということも併せてお尋ねしたいと思います。

それから、歳出で24ページですけど、自治振興費で2000万円の減額補正です。大きいのは負担金、補助金及び交付金で1970万円。地区集会所の修繕事業費で1170万円。これは予算付けの調査はできていないわけですが、2000万円の減額、その中で集会所修改善事業補助の大幅減額は、実際は修繕した集会所は少なかったと判断するわけですが、結果、何件の事業が行われたのか。

それから、一般質問でも自治会、あるいは行政区長の活動の問題について一般質問がありましたけれども、行政区活動補助、あるいは自治会運営補助、減額補正の内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから27ページについては、町議選の精算というか減額補正、

それから28ページは、衆議院の選挙費用の精算だと思いますけれども、補正が出ております。この補正に絡んで、改めて町議選の投票率、衆議院の投票率においては県内何位であったかということについてまず確認をしたいと思います。

それから31ページで、目2になりますけれども、老人福祉6687万6000円で委託料で3100万円です。これは、まだ決算終わってないから見込みだとは思いますが、主な委託事業の減額とその理由についてお示しをいただきたいと思います。

それから48ページで、学校管理費、委託料で160万8000円、メンタルヘルス対策事業委託料、学校警備委託料もありますけれども、メンタルヘルス委託事業の成果についてお尋ねいたします。

それから最後になりますけれども、50ページです。文化財保護で975万円の減額補正で900万円については、文化財基本方針策定業務委託料で、これは3月補正ですから、策定業務委託については、完成していると思えますけれども、文化財基本方針の中身について柱となる部分についてお答えをいただきたいと思います。

それから、文化財そのものについてですけれども、負担金補助金、指定文化財保存補修75万円。これは金額的には少ないですけれども、どこの文化財なのかと。その他の文化財の保存についてどのように対応されているかということについてお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 法人税についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、現在のところの実績と3月末までの推定による補正でございますが、業種については把握しておりませんが、事業者数につきましては、現在のところ495件ということで把握してございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは24ページの自治振興費の中の地区集会施設修築等事業補助金1470万円の減でございますが、実績といたしましては、1行政区、樋渡・牛渡行政区から申請がございまして、集会所を修築したものに対して補助金を出しております。

それから、行政区活動補助金100万円の減でございますが、これについては実績見込みにより減をしたものでございまして、申請としては27行政区から申請がございました。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 同じく24ページの自治振興費の中の自治会運営補助金についてのご質問にお答えいたします。

当初、55自治会につきまして積算しておりましたが、自治会の解

散、仮設の解散等もありまして、実績は29自治会に支払いいたしまして、このような減となりました。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 27ページ以降の選挙費にかかる部分でございますが、まず浪江町議会議員一般選挙の投票率でございますが、45.21%でございます。それから28ページの衆議院議員総選挙につきましては、小選挙区でございますが、46.98%でございます。順位についてはかなり低位のランクでございます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 31ページの款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費の委託料についてでございますが、内訳について説明させていただきます。

主なものとして、緊急通報システム事業委託料が2180万円減、これは一人暮らしの高齢者がごく簡単な操作により、緊急センターに自動通報するシステムの委託料になります。こちらの財源は、県の地域支え合い体制づくり助成事業で全額賄っております。設置見込み数については、固定電話型5件、形態電話型80件の計85件となりまして、当初、帰還見込みを多く見込みまして予算計上いたしましたが、単身の高齢者の帰還者が伸びなかったためということでございます。

あとは、主なものでいいますと、サンシャインサポートセンター運営管理委託料が111万9000円の減、月サポートセンター管理運営委託料の94万8000円の減、これはそれぞれ実績見込みによりましての減額でございます。それと復興公営住宅の運営管理委託料、こちらは二本松市の石倉と根柄山を合わせて560万円の減ということで、こちらの実績見込みによりまして、減額をした形になってございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 48ページの款10教育費、項2 小学校費、目1 学校借り入れの中の委託料、メンタルヘルス対策業務委託料でございますが、こちらは基準がございまして、当町につきましては、基準外といたしますか、やらなくてもいいということになっておりますので、このメンタルヘルス対策業務委託料につきましては、先生方のメンタルヘルスでございますが、実施してございませんので満額減額してございます。

次に50ページの文化財保護費でございますが、900万円の減額、これにつきましては、年度途中に担当職員が退職及び復興関連事業における埋蔵文化財調査事業を優先したために900万全額としてご

ざいます。その下の75万円の減額、指定文化財保存修復補助金につきましては、年度途中での申請要望発生の際に対応するため、当初に計上してございますが、指定文化財所有者より、本年度の事業要望がなかったため、全額減額してございます。

なお、その他の文化財の保護につきまして、例えば、住宅を撤去といいますか、住宅を壊すということで貴重な文化財ではないかということで、町民の方々からいろんな意見をいただいております。その都度うちの職員が訪問いたしまして、その住民の方から引き上げるといいますか、いただいております、補完して今後調査してどういうものかということその都度調査してございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 順序逆で再質問していきます。

文化財についてですけれども、基本方針の策定900万円については全額減額したと。担当職員が退職したと聞いたわけですがけれども、文化財基本方針に関する委託業務、一人の方をお願いしていたということになるわけですがけれども、こういう時期に文化財の保存、保護をどうするかという町の方針が7年経ってもできていないというのは、歴史的遺産、文化的な遺産、保存に対する認識の甘さ、軽さの表れではないかと私は思います。こういう大事な事業について、もっと我々はただ盲目的に意見を出したり、反対をしたり、賛成したりしているわけではないんです。町の将来にとって必要な事業だと思うんです。今回は間に合わなかったけれども、新年度に計上すると言ったのかな、次長は。これは、完成させるべきですよ。答えは聞かなくても分かるけれども、逆になぜそうなったのかということについてだけ、文化財保護に対する考え方も含めてなぜそうなったのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、文化財保護については、指定文化財の要望がなかったということもありますけど、全体としては、貴重な建物の解体も進んでいると。町で一部補完しているという答弁もありましたけれども、これも私は時期が遅い。ここには入っていないけれども、以前も補正予算、あるいは当初予算のところで質疑したと思うんですが、津島の今野孟信さんが亡くなりました。その人のおじさん、今野美寿さんが相馬藩と津島にかかわる貴重な資料がそこに眠っているんですよ。これは私後継者の今野邦彦さんから町でもぜひ保存について何とか考えてほしいという意見があって、そのことを申し上げた経過があるんですけど、私は教育委員会も色々業務が多忙だからだけ、私はそれは教育委員会としては理由にならない。こういう時期に貴重な文化遺産、文化的な資料の保存にもっともっと力を入れ

るべきですよ。やっぱり歴史を受け継いでそれを未来に引き継ぐというのが我々の役割ですよ。教育長はそれは異存ないと思うんです。それが、ちょっと取り組みが私は不十分だと思います。この補正の結果からも私はそう判断せざるを得ないんですけど、改めて反省も含めて新年度における取り組みの方針をお示しいただきたいと思います。

それから、メンタルヘルスはやらなくてもいいという事業採択の基準だと。結果、実施しなかったということですけど、やっぱり教職員も、生徒よりも昨日も中学校の卒業式に出席してきたわけですけども、生徒数よりも教職員が多い、そういう中で逆にいろんな精神的な負担もあるんじゃないかと。もっと別な言い方をすれば、創成小・中学校の再開に向けて、現場の教職員がどう取り組むかということも問われていると思うんですよ。だから、単なるメンタルヘルス対策、やらなかったというだけではなくて、内容的には非常に重いものがあると思います。そのことについて職員のメンタルの現状と改善についてお聞きをしたいと思います。お答えください。

それから、34ページの生活支援事業について、これは頭の整理をします。後で。

31ページの老人福祉費については、緊急通報システムの利用者が少なかったということですが、逆に帰還した人でこの事業を利用された人がいるかどうかだけ聞いておきます。

それから、生活支援ショートステイ委託事業の実績について、これもトータルで6600万円の減額ですけども、この事業そのものがどういう結果になっているかということについてお尋ねをいたします。

それから27ページ、28ページの町議選、衆議院選にかかわる投票率。県内、あるいは全国に避難しているということからすれば、当然、投票率が低くなるという客観的な条件もあると思います。これは、補正予算の時も指摘したと思うんですけど、一方ではやっぱり町民が政治に直接参加する、そういう重要な機会だから、もっと投票率を上げるようにバスの運行、コースも含めて改善すべきだと、検討すべきだという意見を申し上げました。そしたらば、総務課長は投票所も含めて選挙管理委員会でお決めになったことだというお答えでしたけど、原案は選管の事務局でつくっているわけですよ。

したがって、客観的には投票率が下がるという背景があるにしても、避難しているからこそ、町民が政治に直接参加するそういう機会を行政の立場でどう確保するかということが求められる。これは二本松の臨時投票所の日にちの設定も当然、期日前投票、二本松事

務所でできるものだと思って行ったらば、本庁でしかやっていないと。2日前やっただけなのかな。それから、福島の人については笹谷だけだとかこういう意見です。それから、バスの運行も仮設は回るけれども、復興公営住宅は回らないと。一体どういうことなんだと。選挙に行くと思っていただけでも、足の確保ができないということで行かなかった。これが率直な感想でした。背景に低投票率になるであろう客観的な条件はあると思うんだけど、逆にそういう時期だからこそ選挙管理委員会をもっと積極的に投票に参加できるそういう環境整備をすべきだと思うんですよ。衆議院選挙については、多分県内の順位は低い方だというお答えですけど、要するにそう言っただけでも、現状についてもそういう認識ということが今明らかになったと思うんです。私は、公文書改ざんの問題で色々議論になっていきますけれども、町民が直接選挙に参加する機会として選挙管理委員会は投票率を引き上げる、そういう対策を今回の二つの選挙を通じて大いに反省して改善すべきだと思いますけれども、どう改善していくのか、今後の方針も含めて聞いておかなければならないと思います。

それから、先ほど質問で抜けた34ページの生活支援事業の5300万円の減額補正ですけども、大きなものは、ふるさと福島帰還生活再建支援事業1946万円がありますけれども、この事業の減額分とそれから、被災者生活支援業務委託料と仮設管理委託料のそれぞれの減額について改めてお聞きをしたいと思います。

それから、自治振興費についてですが、行政区100万円の減額補正、一般質問でも出ましたけれども、県内全国に避難していて、行政区自体の活動が困難だと。しかし私は、かといって行政区に対する支援を打ち切るわけにはいかないと思うんです。逆に行政区のつながりをもっと強化すべきだと。先ほどの答弁だと、27行政区が申請したということですけども、大いにこの事業を活用していただいて、行政区内の交流、あるいは絆を深めるべく行政の取り組みが求められているのではないかと思います。それから、集会所の改修については1件しかなかったと、それも集会所建設については、様々な申請をしない様々な理由があるのではないかと個人的には推測いたします。これはそこにとどめておきたいと思います。

以上です。お尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

まず当町の文化財の行政の推進につきましては、大事だという認識は持っていますが、被災後、大変な混乱の状況の中と、それ

からマンパワーといった要件の中で十分に対応しきれなかったという反省もございます。そういう中でございますけれども、何を順次優先的にやらなくてはならないかということを考えておまして、先ほどご指摘のありました十分な対応ではございませんが、レスキューに関しては、私どもが自分たちの判断でかかわってございます、震災に関する記録的なもの、遺構的なものに係るものにつきましては、私どもの判断でレスキューをいたしましたし、それから町民の方からご相談いただいて、実際見せていただいて、一部でございませけれども、それを保存しているという状況もございます。今ご指摘のあったように十分それが生きているかということになりますと、まだまだこれからやらなきゃならないことは多くあると考えてございます。

また、特に力を入れましたのは、こういう混乱の中で地域に伝わっている民間の伝統の芸能などにつきまして、いろんな苦労の中で活動を再興なさっている方もおられますので、そういった方についてのご支援については、限られたところではございますけれども、力を入れてまいりました。そういう中でありますけれども、今ほど当町の今後のことも考えまして、さらに力を入れなきゃならないというご指摘については、重く受け止めてこれからの対応に努めたい、そう考えております。

当面、来年度につきましてですが、復興の中で、私も業務の内容も少しずつ変わってまいりますので、いままで遅れがちであった文化財に関連しまして、何とか限られたマンパワーの中で組織の中で工夫をしながら少しでもできることを増やしていく、そんな形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

もう一つご質問のありました、教職員関係のメンタルヘルスでございませけれども、学校における教職員の人数によって制度的に必ずやらなきゃならないとか、先ほど次長が答えましたような形で浪江の町ではしなくてもという枠に入ったんでございませけれども、実際は管理職の業務の中で非常に大事なこととして教員との精神的な健康の管理に関わる関わりというものがあまして、そういったことについては、折々情報なり、あるいは知恵を寄せ合って何とか先生方にこういう難しい中でも一生懸命仕事にかかわっていただけるような体制でやってまいりました。今後もこれは続けてまいります。新しい学校につきましては、当初予算の中でメンタルヘルスに関する経費も計上させていただいてございませるので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤祐一君）** お答えの前に、先ほどの説明に一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

緊急通報システム事業委託料の財源について、福島県地域支え合い事業補助金と申しあげましたけれども、正しくは国の被災者支援総合交付金が財源でございますので訂正をお願いいたします。

浪江町内での緊急通報システムの利用は、15件となっております。今後とも周知の広報を工夫して利用を促進をしたいと思っております。

○**議長（紺野榮重君）** 総務課長。

○**総務課長（山本邦一君）** それでは選挙費に係る部分についての再質問にお答えします。ご指摘のとおり、避難指示の中、4町と申しますか、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が投票率において最下位のところを争っているような状況でございます。浪江町選挙管理委員会としても次年度、県知事選挙もでございますので、今回平成29年度に実施した選挙等も踏まえまして、投票率を上げるべき取組等について検討してまいりたいと思っております。

○**議長（紺野榮重君）** 生活支援課長。

○**生活支援課長（清水 中君）** 34ページのご質問についてお答えいたします。

まず、19負担金補助金、ふるさと福島帰還支援補助金でございます。当初、350世帯帰っていただけると見越しましたが、残念ながら250の実績となりました。

次に、被災者支援生活事業費の減でございますが、これはいわきと南相馬で合計5人で、特に公営住宅を中心に巡回をしております。4人であった時期がありましたために、その分は減させていただいております。それから仮設住宅維持管理の分につきましては、実は除雪分1回大雪降った福島がありまして、この分は増になっておりまして、さらにその下の復興支援事業の経費につきまして、経費が余った場合には返納していただくということで、この分が減になっておりまして、これを三つ相殺して526万円の減となりました。

○**議長（紺野榮重君）** 総務課長。

○**総務課長（山本邦一君）** 自治振興費の中の行政区活動補助金の再質問にお答えします。やはり議員ご指摘のとおり、行政区のつながりといいますか、区民のつながりを保つのは非常に重要なことと思っております。理事会、または総会等も予定されておりますので、しっかり町の事業メニューを紹介して積極的に活用していただくようPRしていきたいと思っております。

○**議長（紺野榮重君）** 16番、馬場績君。

○**16番（馬場 績君）** 47ページの浪江町防犯業務委託料9500万円の減

額になっています。補正予算の提案説明の時に、防犯パトロール等による事業減という説明をされたわけですがけれども、正直、議会6時半頃までやって、8日、ちょうど雨の日で色々あって7時頃帰りました。雨の日ということもあるけれども、とにかく街路灯しかついていない。信号も点滅。夜間パトロールをどうするんだということになると、人の問題もあるわけですがけれども、防犯パトロールについては、イノシシが出て心配だという人もいるので、防犯パトロールについては、私はもっともっと強化が必要だと思うんです。それで、9500万円の減額補正の理由についてだけお聞きして最後のお尋ねをしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） この防犯管理業務9512万6000円の減につきましては、防犯見守り隊等の活動ではございませんので、防犯業務を民間事業者に委託する部分でございます。指名競争入札により不要となった請差額9512万6000円を落としたものでございます。当初予算としましては、5億5935万4000円ほど取っておりましたが、契約額が4億6400万円ということでその請差を落としております。

内容としましては24時間のパトロール及びモニター監視業務となっております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 12番です。花粉症で頭がぼーっとしていますので、キレがありませんけれどもよろしくお願ひします。

今の質疑の中で24ページ、地区集会施設修築等事業費補助金の実績で言うと、樋渡・牛渡が1箇所だったということですが、この1箇所をどう町では捉えているのかということをお伺ひします。

前の前の22ページ、総務費の中の職員宿舍借上料2475万円減になっていますが、この理由についてお伺ひいたします。

以上、2点です。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） まず1点目の地区集会施設修築事業補助金、先ほども樋渡・牛渡の集会所分と申しましたが、地元から行政区の集会所を改修して、帰ってきている住民とか、帰宅を検討している住民のいこいの場にしたいという形で雨漏り状態になっていたんですが、公民館の屋根とか外壁、サッシ等について大規模な改修を行ったという中身でございます。

町としても非常に重要な事業だと思っております、こういった申請があれば運用を呼びかけてまいりたいと思っております。

続きまして、職員宿舎でございますが、合計で2763万円の減となっております。これにつきましては、平成29年度の借上実績が南相馬59戸、浪江70戸で合計129戸分を借り上げていまして、その不要残となった分を減額しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 不要残が生じたということで、用意していたんだけど、職員が例えば自宅とか、あとは中通りとか、そういうのが理由で早い話、空きが出たというのか、ちょっとその辺もう一度お願いします。

それと、地区集会施設についてなんですけど、樋渡・牛渡が1箇所の申請しかなかったと。私はこれは、補助要綱が対象に当たって使い勝手が悪いんじゃないかと推察するんですよ。つまり、今いこいの場になるし、地区活動の拠点となる施設にこれは解除して1年ですから、ますますそういうニーズが高まるわけで、補助要綱を少し緩やかにしてはどうかと。新年度でも予算計上で1000万円取っているんですよ。この1000万円で新年度の時に言おうかと思ったんですけど、町道のやりとりだったもので、補助要綱で対象となるのはどういう場合が対象となるようになっていきますか。

以上、2点。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） まず1点目の職員宿舎減の理由でございますが、ご指摘のように、ご自宅というか浪江の自宅で住まれる方もおりますし、当初の確保していた予算よりもかなり2700万円ほどでございますが、不用残が生じたというものでございます。

あとは樋渡・牛渡の事業の要綱の部分でございますが、基本的には三つの事業がございます。一つは集会施設の修築事業ということで、これは、対象経費10分の9以内で500万円限度というものでございます。集会施設の確保事業ということで、修理というのではなくて代替施設としてお借りして、その集会所を運営していきたいという場合に賃借料等々でございますが、これも対象経費の10分の9以内で150万円を限度としています。さらに備品購入事業、机とか椅子とかでございますが、これについても対象経費10分の9以内で30万円を限度とするとなっております。ただ、集会所について、東京電力の損害賠償請求をかなりされているということもございまして、請求が完了している自治会に対して申請をしていただくというような形でございます。基本的にはその東京電力の補助金を受け取っている金額については控除をして、それを超えた部分について補助するという仕組みになっていきます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 宿舎については分かりました。特に中通りから通う人が見受けられますので、冬季期間は非常に危険ですので、交通安全の啓蒙をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今地区集会施設の修繕の関係で、東電の賠償の請求が完了して、例えば修繕費が100万円かかったと。東電の賠償が50万円だったならば、50万円から超えた50万円を補助するという制度だと私は知っていました。ここで例えば、行政区活動補助金の制度もありますけれども、活動の原資として地区行政区では使いたいと思ひますよ、東電の賠償は。その他、つまり活動の原資というのは区費がまだとる、とらないという行政区の実態は掴んでいませんが、中々とれない状況にあるわけです。ですから事業活動の原資にしたいと、また、東電の賠償金も同じ原資にしたいんです。活動の原資にしたいにもかかわらず、修繕に回して、改築に回して、それを超える額じゃないと補助でませんと言われると、非常に使い勝手が悪いし、東電の賠償の請求もしてないところが結構あると思ひます。だから補助要綱の見直しも必要ではないですかと。今後、地区活動の拠点になる施設ですからという意味で私は申し上げたんですけれども、新年度にこれをぜひ反映していただきたいと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 現時点では補助要綱の見直しは考えておりません。新年度新たに行政区長に改選期でございますので、その中でもご説明申し上げたいと思ひておりますが、やはり東京電力の賠償の請求権があつて、まだしていない部分については、請求してその金額をいただいて、それを充当していただくというのが基本かとは思ひております。そういうことも含めて、区長さんからいろんな意見もいただきたいと思ひております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） はじめに41ページ、目5 紅房桜の維持管理費で補正額丸々全額だと思ひますけれども、この田尻さんから寄附をいただいた紅房桜の状況は、かなり悲惨なものになっていると私は思ひております。なぜこれ植栽委託料全部やっていないと思ひますが、何故委託しなかったのかどうか。間もなくであれば4月から満開になる花だと思ひますが、震災の時もかなり手入れはされてないと思ひております。河川敷等と言つても残土置き場がすぐくて荒れている状況です。予算をとつてなぜやらなかったか。そ

してその下の土地借上料、これはどこに払っていたか分かんないんですけど、今回1円も払っていません。来年から払うことがなくなった地区なのか、それとも当分、工事で維持管理もしていないから、移設もしていないと思うんですけども、ちょっと分かりません。お願いします。

続きまして43ページ、道路維持費、これで説明のところに、その前に金額2億2500万円ほどの減になってますが、調査測量設計委託料、除雪と道路維持管理料もありますけれども、この測量設計委託料1番と4番の工事というか委託しなかったから減額になってしまったのか、金額等々分からないのでこのような質問になりますけれども、その上で3番目の道路維持管理委託料もそうなんですけど、この間、2回ほど大雨降りました。側溝には落ち葉の葉がいっぱい詰まって、もうあふれんばかり、町内もいろんな道路も多分そうだったかと思います。そういう時に管理しやすいと思うんです。ここが悪いとか、詰まっているとか。このようにお金を余すのであれば、業者を委託して口頭でも結構だと思うんですけど、そういう時にこそ、道路維持というのはいろんなのできるかと思われるんですが、どのぐらい減ったんだかは分からないんですけど、その辺も明解に説明いただければなと思います。

合わせて、その下の目3になります。道路改修工事、かなりの額がマイナスというのは、道路工事の発注が繰越になったかは分かりませんが、この予定であげていて、何かもしてなくて全部繰越みたいなのが数多く見られます。この辺の最終年月は決まっていると思うんですが、それでその事業をちゃんとできるのかどうか。来年の予算に繰り越しているのではと思うんですが、その辺のバランス、次に差し延ばしすれば、それだけ大変に職員の方もなるのかなと思うんですが、その辺の金銭と合わせた上の説明をお願いいたします。

もう一つは45ページ、目6まちづくり整備事業の14番で使用料及び賃借料で鳥獣害の枠の借上料なんですけど、1750万円減です。借上料なんで、もともと戸数が減ったわけではないと思うんですが、説明をよろしくお願いします。

50ページ、町史編纂費、それで、500万円近くの減になっています。私もよく一般質問でやったんですけど、町史編纂。一般質問じゃなくて委員会の時にご指摘したんですけど、あまり進んでいないのが現実だと理解しています。それで、今回は140万円そうそうは使っているんですけど、その委託されている方が以前から高齢だということであまり進まない。もしくは亡くなった方もいられて、引継ぎが中々できないというような毎回同じような説明でありました。

だったらば、改めて新しい人にやっていただくとかのことは考えているのかどうか。多分来年も同じくなると思われるんですよ。私、文教に8年いたんですけど、全然進んでいないんです。教育長もその時から同じ教育長なんで、この件に関してはよくご存じかと思われるんです。この進歩、なんかいつも優しいようなご答弁なんですけれども、全然分からないんです。それで、8年前からいくら進んだかとは聞きません。あと何々残っていて、分かんないけどこの方でだめな方に委託しているような状況が続いているなら、来年は違う方にもう一度改めてやっていただくとか、そういうようなのにお金を使わないと、毎回予算だけがとっているような状況になっていて、ちょっとこの辺の事業がよく見えません。対比でお願いいたします。

あと、51ページの下側の目11で災害復興費の11番。それで、すみません、11番じゃなくてその下の災害復旧費の1番です。これの補正額と補正の財源内容なんです、ちょっと聞きたいのは。この財源内容で、普通ですと、補助事業ですと国が5、県が4とか町が1になられるかと通常だと思われるんです。それでこの国県支出金のマイナスが3億1700万円ほどなんです。ちょっと数字を見ていただきたいんですけども、それで一般財源がプラスの1億8400万円プラスなんです。通常ですと、国費がうんと減ると町税も減ってマイナスになるのかと普通の工事だと思うんですけども、なんで一般財源だけが増えるような災害復旧工事があったのか理解に苦しむんですけども、こういう仕事の工事だけだったからというような説明が。それで補正額は減っているんですね。今までの災害復旧事業とはちょっと違ったようなお金の使い方かなと思うんですが、この辺をよろしくお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） お答えいたします。

41ページの紅房桜の維持管理費の委託料の161万7000円の減ということで、本来でありますと、植栽維持管理委託料という形で旧長田河川敷の管理料、それから紅房桜の植栽委託料ですと、町の公共施設等に植えるという形で、年度少々考えているんですが、平成29年度については、実施をしなかったという形で全額下ろしたところでございます。それから土地借上料の8万4000円については、民有地の地主さんから仮植で植えているんですが、そこは料金はいいですよという形で本来予算をとっていたんですが、無償でいいという形で補正を減したところでございます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 43ページの道路維持費の中の委託料についてお答えいたします。

2億2470万円の減額の主なものは、道路の町道の維持管理費、町道の草刈りでございます。年2回実施いたしますけれども、平成29年度予算の中には、防火帯の予算が丸々入ってしまっていて、刈り幅がかなり減ったということでこのような減額となっております。

続きまして、道路改良費の工事費につきまして、継続費を設定しまして、ページ数でいいますと6ページの一番下の段でありますとか、継続事業ができなかったことによる減額とこういった継続費を設定したことによる減額となっております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは45ページの846まちづくり整備事業費の14使用料及び賃借料の1750万円の減についてお答えをいたします。まず事業としましては、西台地区の集落を柵で囲うということの事業でありまして、当初、一括借り上げということで予定をしておりましたが、国との協議の中で補助をもらうに当たり、まず平成29年度には設置費と、あと1カ月分、3月分のリース代ということで2300万円の予定に対しまして537万7860円ということになりまして、その差額1750万円を減したところですが、設置の期間が平成32年度までということで、こちらにつきましては、リース料ということで次年度、それからその次の年ということでそれぞれに計上させていただいております。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 町史についてお答えをいたします。

被災直前に現在進めております、原始・古代・中世編というものが間もなく印刷という段階に至っておりますが、その後被災ということで先ほど議員からご指摘いただいたような状況でございます。

そういう中で、昨年度、かかわっていただいた方に改めてご相談申し上げて、中断していた作業を再開していただきましたが、その後、中心的な方が相次いでお二人亡くなるということがございまして、中断してございました。そういう中でも、とにかく今やりかけている仕事はきちんとしなきゃならないということを皆さんでご確認いただきまして、新たな方々にもご協力いただきながら原稿を整理しているところでございます。当初予定していた形とは若干違ってくることも要請されるものですから、実際のページ数であるとか、全体の形が出来上がるような見通しがついた段階で改めて大変恐縮ですが、補正でお願いしながら30年度には原始・古代・中世につい

ては、形にするという方向で現在進めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 51ページの農林水産業の施設災害復旧費の国庫支出金が減で一般財源が1億8465万5000円という内容でございますが、これは災害復旧事業でございますして、本来ですと、ほぼ九十数パーセント補助率ということになるんですが、農林水産省の災害復旧費の国庫補助金がですね、それが翌年度精算されるという形で平成29年度は町が一応一般財源で立て替えまして、翌年度、国庫に入ってくるということで、これが全て一般財源になるということではございません。翌年度精算されるということでご理解をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 改めまして、先ほど一つ質問漏れがあったもので、6万円の今回町で発行しましたプレミアム商品券の件で金額かなりの額が多く、商品券でありました、42ページの一番下だったんですけど、商品券のマイナスはマイナスで結構だとは思いますが、やっぱり使う人、使わない人がいると思います。この活用はかなり良かったのかと。来年もやりますよという町長の話にもありましたが、この6万円が限度というのは、何か国からの指示でプレミアム商品券を6万円買うと9万円相当になるのかと、間違いなければだったんですけど、この限度額の6万円というのは、何か国の指導で一人頭6万円じゃだめだったのかと。使わない人もこれだけ多分周知が悪いのか、それとも町の会員の皆様のもので使うやつがなかったから残ったのかどうかは分かんないんですけども、額はこのように残すのであれば、もうちょっと限度が国の縛りがなければ、増やしてもう少しマイナスにしない方向はないのかどうかお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） この42ページのご質問でございますが、この事業は国の事業再開帰還促進事業という形で商品券6万円の50%のプレミアム率で9万円という形で、あくまでもこの国庫事業という形でやっていますしてメニュー化されているという形であります。

町民の方は十分満足して1809名の方がお使いになったということでありまして、来年度も実施していくという形であります。ただ、なんせ今言った事業再開帰還促進事業というメニューの中でやっていますので6万円という形であります。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第34号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（紺野榮重君） ここで休議します。
(午後 0時20分)

-
- 議長（紺野榮重君） 再開します。
(午後 0時21分)

◎延会について

- 議長（紺野榮重君） お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。
明日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
(午後 0時22分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成30年浪江町議会3月定例会

議事日程(第4号)

平成30年3月15日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1
- 議案第35号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第36号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第37号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第38号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第39号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第40号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第41号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算(第3号)
 - 議案第42号 平成30年度浪江町一般会計予算
 - 議案第43号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
 - 議案第44号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第45号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
 - 議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第47号 平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
 - 議案第48号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第49号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第50号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
 - 議案第51号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計

予算

- 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 2 請願第 1 号 二本松市における「オンデマンド交通・新ぐるりんこ」の存続に関する請願書
- 日程第 3 発委第 1 号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第35号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 国保特会について1点だけ、11ページに予備費、補正を含めて3億2400万円が計上されおられます。これまでも議論されてきましたけれども、新年度から国保会計は県単一事業になるということから、国保特会において出納閉鎖が仮に5月にしても、国保特会の場合は医療費の締めが遅れるので、必ずしも出納閉鎖と同時期に決算ができるということでないかもしれないんですけども、いずれにしても県単一事業に移行するという中で、この予備費については今後どういう形で執行されることになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） お答えします。

予備費のということではありますが、繰越金という考え方で繰越していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 繰越金で処理をするということは分かりました。

だから、国保会計が県単一事業になるとなった場合、3億2400万円が浪江町国保特会の繰越金としてどこかの会計に入ることではないわけでしょう。繰越残の取り扱いについては、浪江町国保会計事業において、どういう形で引き継がれるのかということについてお尋ねしたわけです。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） 繰越金は繰越金でございますので、次

年度に繰越すということでご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第36号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第37号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第37号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第38号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第38号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第39号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 11ページの項目について何点かお尋ねをいたします。
介護サービス等諸費のところ、目2で地域密着型介護サービス給付費が計上されております。6845万4000円の減額ですけれども、

提案理由の説明のときにも認知症など利用者の見込みが減少したという説明がありました。6800万円の減額補正の主な理由はそのことだけなのか、それ以外の主な理由があるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、地域密着型のサービスについてはいろいろな事業があるわけですが、どこでどういう事業が行われているのかと。利用者は、2月末時点でどの程度なのかということについてお聞きをいたします。

それから、12ページです。12ページの介護予防にかかわりまして、款2保険給付費、項2介護予防で目1です。ここでも1400万円ほど、議案説明では訪問介護等見込みが減少したということですが、介護予防の利用そのものの体制、利用者が今の介護保険の運営から言うと介護予防の分で減少するというのは一般的には考えられないわけだけども、しかし予算との関係では減額補正になっていると。逆にこの事業の推進の取り組みはどうなのかと考えるので、どういう取り組みをしているのかお尋ねをいたします。

それから、13ページにも通所サービス事業、款3項1目1です。説明欄に第1号訪問介護サービス費380万円の減、それから第1号通所介護サービス費1400万円、訪問介護並びに通所介護の補正減、主に通所介護の減額補正の理由についてお尋ねをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、14ページの総合事業で認知症総合支援事業165万円です。これも実績見込みということですが、認知症の総合支援事業というのは具体的に浪江町内で運営している事業所があるとすればそこも含めて対象事業所は何箇所あるのか。しかも、この利用は何名ほどになっているのかということについてお尋ねをいたします。

それから最後、款4項2目1で400万円の補正増になっております。ここでは、利用者負担軽減支援事業で増額補正ですけど、これも提案理由の説明では実績見込みだということでしたけれども、負担軽減支援事業における補正増の理由についてお聞きしたい。なぜ、どういう中身でということについてお聞きしたいと思います。

以上、お答えをいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） まず、11ページが目2地域密着型介護サービス給付費なんですけど、6845万4000円の減ということで、これは地域密着型介護サービス中認知症対応型共同生活介護におきまして48名を見込んでおりましたけれども、31名の見込みであるという

ことに減少したということと、小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の見込みが当初14名で見込んでおりましたが8名の見込みだという部分で、当初の見込みより減少しているためということが主な理由でございます。

12ページの目1介護予防サービス給付費の1101万円の減は、介護予防サービス中介護予防訪問介護の部分が38人の見込みから22名の見込みになったということと、介護予防通所介護の部分が115名で見込んでおりましたのが86名程度になったということと、サービスの利用者が当初の見込みより減少しているためということでございます。

続きまして、款3項1介護予防生活支援サービス事業費の第1号通所介護サービス費の減でございますが、こちらは当初の利用見込みの人数よりも大幅に利用者が少ない見込みになるということでございます。

その次が、14ページの認知症総合支援事業費の165万円の減の部分でございますが、こちらは当初の予算取りの段階で二本松市の柊記念病院の委託ということを考えていた部分がございますが、その部分を平成29年度実施をしないことになったということで、平成30年度からの富岡町にできます二次医療施設の福島県立医大の先生方をお願いしたいと考えておりました、その部分の減額でございます。

それから、款4総合事業の利用者負担軽減支援事業費の400万円の増でございますが、こちらは利用者の負担軽減のために補助をする部分でございますが、実績見込みということで増額ということになりました。

あと、地域密着型の事業者数とおっしゃったかなと思ったんですけども、その部分事業者数は一応125事業者ほど利用いたしておりまして、ただ利用者の数については今手持ちに資料ございませんので、集計はしてみたいとは思いますが、ちょっと時間がかかるかもしれません。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 通所事業所の利用者数、事業所ごとの利用者数については把握していないということなので、ぜひ早めに把握をしていただいて議長にご提出をいただきたいと思います。

順次再質問をしていきたいと思うんですけども、地域密着型については認知症、それから小規模通所事業の利用者が減ったということです。実は、当初予算の審議のところでもやろうと思って準備はしていたんですけど、小規模事業所の通所利用が減ったというお答えでしたので、実は南相馬市に新しく開所した小規模デイサービス

事業所がございます。つい最近お知らせをいただいたんですけれども、浪江町の方がぜひ利用したいと申し込みが2名あったと言うんです。でも、小規模事業所については、それこそ地元の割合が幾ら、それから地元以外については幾らという枠もあって、既に小規模事業10人規模なので、定員いっぱいだと、ぜひ浪江町でも事業展開したほうが良いのではないですかというご親切なお話をいただきました。

今回の補正で結果的に浪江町の介護保険事業において、地域密着型の事業が全体として減少しているという会計処理なわけですが、一方で避難解除になって高齢者が戻ってきていると、デイサービスを利用したいと、受け皿がないと、困っているという現実があるわけです。ぜひ今回の補正については、こういう整理をされているわけですが、避難解除における受け皿の整備これはもう緊急の課題だと思います。改めて、今後この事業展開についてどういう取り組みをなさるお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、介護予防等についてもお聞きしましたが、後で課長のところに行って中身詳しくお聞きいたします。それで1点、生活支援の事業について2426万円、これは利用者が減ったということですが、要するに生活支援については介護保険の改正に伴って要支援の人たちの生活支援がサービスが圧縮されると、分かりやすく言うと外される人もいるということから出てきている問題ではないのかと。2426万7000円の補正減、当然利用者的大幅減ということでこういう減になったわけだけど、背景にあるものが何なのかと。本当に利用したいのに、利用できないということがここにもあるのではないかと思います。

それから、総合事業について利用者負担軽減分について利用が減少したということですが、介護保険の会計そのものは全体として補正減の予算、利用減少ということだから、この分についても同じ傾向なのかとは考えられますけれども、利用者負担軽減について減少したというのは全体として様々な事業の利用者が減ったので、負担軽減となったという理解でよろしいのかどうか、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） まず、一番最初に小規模多機能型事業所の展開等々、浪江町でもやったら良いのではないかとということがございます。

今現在の町の状況では、一応サポートセンターという形でそれにある程度代替する機能をお願いをいたしまして実施しているところ

でございます、民間の事業者に一応色々来ていただきたいということで、色々交渉はしておるわけなんですけれども、中々今の浪江町の現状で採算を考えると中々難しいという部分が事業者側にもございますので、この部分は今後とも町の課題として誘致の努力はしていきたいと考えてございます。

あとは、介護予防生活支援サービス事業費の背景にあるものということでございますけれども、こちら議員ご存知のように総合事業と言いまして、介護保険から要支援1、要支援2を切り離して市町村の事業としてサービスをするという部分でございますけれども、当初平成29年度の利用者を見込むときに、利用者がかかなりあるのではないかと見込んでおりました部分が、予想よりも伸びない形になってございますので、このような減額補正となっております。

あとは、款4の利用者負担軽減支援事業の部分でございますが、一応こちら私、利用者の負担を軽減するために町からお金を補助をしている分でございますので、町から低所得者に対して補助をしている分でございます、その部分が実績の見込みで増額になるということでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後です。総合事業の利用減と、それから生活支援の減の問題で話をつなげて最後の質問をしたいと思うんですけど、総合事業そのものの400万円の減少については負担軽減の申し込みが、低所得者のための負担軽減措置を講じたわけだけでも利用者が少なかったということで、総合事業そのものは400万円の増。

それから、逆に生活支援の2400万円の減額補正について背景にあるものという再質問をしたわけですけど、課長の答弁では要支援1・2が市町村が受け皿になって進める総合事業に移行したと、結果として利用申し込みが少なかったということで、こちらの総合事業と、それから400万円の補正増の総合事業というのは、行政用語で言うと、介護保険用語で言うと一緒なんだけれども、中身的には違うということなんでしょう、片方では増えていると。それから、片方では市町村が受け皿になって事業を進める総合事業、いわゆる要支援1・2の方々の生活支援サービスは、介護サービスから切り離すというか、分かりやすく言うと、市町村が受け皿になって総合事業で展開するということになったわけだけれども、結果2400万円の減少、利用が少なかったと。ということは、この2400万円の減額補正については、市町村が受け皿となるべき総合事業の体制ができていないと。浪江町の場合平成23年3月の時点で801名だった介護認定者が今年の2月末には1600名、約8割の増になっているわけなの

で、介護認定者そのものが増えていると。最も利用しやすい生活支援事業が介護会計では減額になっていると、その理由は何だというと総合事業そのものが減少したと。さらに一步突っ込んで、総合事業はなぜ減少しているのかというと、市町村が窓口になるべき総合事業運営の体制ができていないということにずっと話がつながっていくわけです。

だから、これについては、浪江町はこういう現状にあるわけけれども、生活支援を必要とする軽度認定の方々が利用できないという現状は、課長今度移動するのかな、それはそれとして、いずれにしても大事な部分で課長仕事されてきたわけだから、改善方策等も含めてぜひ引き継いでいただきたいと思います。問題、課題は非常に大きいということだけ指摘をしておきます。

それから、地域密着型小規模デイサービス事業についてですけれども、誘致を進めているんだけど採算がとれないと。実は、南相馬市の事業者は、私に最後にこういうふうに言ったんです。浪江町でもケアマネージャーの資格を持っている人がいるのではないですかと。介護福祉士の資格があれば、そういう事業所開所できるということになっているんだけど、ケアマネージャーの資格があればまた開所できるということなので、町職員の有資格者、公務員が事業申請できるかどうかということろまでは調べていないんだけど、しかし資格の有無という点から言えば有資格者がいるわけだから、しかも利用者がいると、問題は採算ベースだと。

ここは、町長、こういう老人福祉介護サービス事業については、少なくとも町が手当ををしていくということではなければ、ふるさとに帰って畳の上で死にたいと思ってもかなわない、そう思って帰って来た人たちも、本当に他の行政にお願いに行くところという現状があるので、ぜひ特会補正の結果から今後の取り組み一步前進という課題があると思います。課長なり町長の考えがあれば、一言お聞かせいただければと思います。

以上で3回目ですから終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 将来の取り組みということのご質問でございますが、今浪江町は時代の先端をいっていると言いますか、これは語弊がありますけれども、高齢化社会、少子化社会だということで、今後増々帰還なされる方も高齢者が多いということでもありますので、ぜひ介護福祉の面におきましては、これまで以上に充実をしていかななくてはならないということが基本方針になってくると思います。

そういう形の中で制度的なものも含めて、前向きに今後の取り組みをしてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第40号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第41号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第41号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算
（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第42号 平成30年度浪江町一般
会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 当初予算について何点か質疑をしたいと思いま
す。

まず第1点は、予算書の89ページに負担金補助金でJヴィレッジ
新駅設置整備のための負担金3026万7000円が計上されております。
宮口副町長、あるいは企画財政、総務課長出席のもとに全員協議会
でも若干の経過等説明をいただきました。全員協議会の席で、経過
についてもっと詳しいものを時系列的に議会に出していただきたい
という願いをしました。お届けいただきましたけど、お届けいた
だいた資料によれば11月9日からの報告はあったわけですがけれど
も、新しく追加報告された分については11月2日3時から町村長会
議があって、Jヴィレッジに関する要望について協議をしたという
一項目が入っただけで、あとは内容的には何も変わっておりません。

まず、一言お尋ねをいたします。双葉の町村会で復興のシンボル
としてJヴィレッジ駅設置を協議され、様々な機関に要望されたわ
けですがけれども、十分な協議がなされていないまま結論が出たの
ではないかと私は考えます。

したがって、十分な協議がなされたのかどうかについてまずお尋
ねをしたいと思えます。

それから次、予算資料6ページに度々議案審議で取り上げてまい
りました。一般質問も行いましたけれども、避難生活支援事業今年

度では様々な事業が入っていたと思うんですけど、3億4536万2000円の事業が計上されております。事業概要のところに書いてありますけれども、福島県内外に復興支援員を配置し、交流等の事業を行うということです。一般質問と、それから補正予算の質疑の中でやってきましたけれども、今一つ姿が見えないと。一番新しい答弁としては、担当課長が委託事業に関する要綱を作成、検討しているけれども、それは議会には説明する必要はないと考えるというのが最新版の答弁です。

そこで、色々分かりやすいデータをインターネット等を使って取りましたけれども、現在宮城3名、茨城3名、埼玉駐在5名、千葉駐在4名、福岡県駐在2名、愛知県駐在2名、群馬県駐在3名、合計7箇所、22名を配置しております。そこで、新年度は復興支援員を配置し、交流会等の事業を行うということで予算付けされておりますけれども、この分に関する予算は幾らか。

それから、具体的にどういうシステムで事業を実施するのかということをお聞きしたいと思います。

それから、予算資料の7ページです。7ページに継続事業で、これは健康保険課ですけれども予防事業、これは疾病等の予防事業。それから、8ページには保健事業等、継続事業で予算措置がなされております。そこでお尋ねをいたしますけれども、予防事業、あるいは保健事業、いわゆる担当する健康保険課については本庁にシフトされて健康保健課そのものは本庁に配置されているわけですけれども、有資格者も含めて予防事業なり、保健事業、あるいは母子衛生事業にかかわるスタッフは二本松事務所に勤務そのものは常駐していると。機構改革がなされたわけですけれども、これらの予防事業、保健事業、母子衛生事業等のこれまで二本松事務所で進めてきた業務は、今後どういうふうに継続、維持されるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、予算資料の11ページ、携帯不通話の問題で、新規事業で2億3753万9000円、携帯不通話区域の解消のために携帯電話用アンテナを整備するということですが、これは12月の県議会の補正も含めて12月議会等でも報告ありましたけれども、計画的にはちょっと増えているのではないかと考えますので、2点ほどお尋ねをいたします。

事業完成の見通しはいつ頃になるのかということです。それから、この事業によってどういう事業者が出て、不通エリアはどの程度解消されるのかということをお聞きいたします。

それから、同じく11ページ、除染検証委員会の活動についてであ

ります。予算そのものは、99万円で少額ですけれども、私は現状の浪江町の課題からすれば非常に重要な業務だと考えております。

そこで、検証事業、除染事業、除染検証事業、検証委員会の活動にも関係して2点ほどお尋ねをいたします。予算資料の11ページの5のところ、ガンマカメラ測定事業が1億1000万円ほど計上されておりますけれども、ガンマ測定事業の結果を検証委員会ではどのように検証し、それを活用しているのかということです。

それから、広い意味での除染、あるいはその検証という点から言えば、里山再生事業について検証委員会ではどのように議論されているのかと。今後の里山再生事業の実施の見込みも含めてお答えをいただきたいと思っております。

それから次は、資料の15ページです。一般質問でも触れましたけれども、震災遺構について番号10のところ、2883万3000円の調査検討事業費が予算計上されました。そこで、検討委員会は、復興祈念公園とのかかわりも私はあると思うんだけれども、それはそれとして切り離して、検討委員会は年度内には結論を出すというお考えでこの事業を進めるのかどうかということです。お尋ねをしたいと思います。

それから、予算書に移ります。予算書の111ページ民生費で目1で生活支援事業1億5900万円、当初予算で前年度比減額になっておりました。それで、去年の予算等を見てみましたけれども、まず前年度の委託料は1億2400万円です。今年度は1億6000万円なんです。ね、委託料が、112ページに書いてありますけど。そうすると、生活支援事業そのものは、前年比で1億5900万円ほど減額になっていると。私は、委託料においては、仮設住宅に関する事業、あるいは被災者生活支援委託業務等々、非常に重要な事業内容があると考えておりますが、この予算書では委託料1億6000万円ざっくり書いてあるだけで、それぞれの項目については明細が示されておりません。

そこで、仮設住宅関連委託料はいくらになっているかということと、それから復興支援員中間支援組織委託料はいくらなのかということをお尋ねをいたします。

それから、次です。生活支援事業で色々平成29年度決算書施策の成果等々調査してみますらば、デマンド事業についても生活支援事業の中に包含されていると。そこで、二本松市内でNPO法人がデマンドを運行しているわけですけれども、利用者は私の知っている人も含めてあまり多くはありませんが、運転は少ないと、運転はできないと、一人暮らしの人もいる等々、必要性があると。生活支援事業の中に、デマンド事業が予算として措置されているのかどう

かお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 予算資料の89ページ、Jヴィレッジの協議が十分なされているのかどうかというご質問にお答えをいたします。

まず、今回案件は震災後12市町村の将来像を継続していくという議論を現在続けております。そこで、双葉郡のグランドデザインをこれからつくっていくということで、コンサルまで頼むような状況まできております。そういう中で、Jヴィレッジについては双葉地方の復興の拠点区域だと、拠点だということを話し合いをしまして、それを整備していくことが非常に重要であろうということになっております。

そういうことで、双葉地方8カ町村全体の地域振興にもつながるという方針が確認されておりますので、この件については突発的な提案というご指摘もあるようでありましてけれども、これは中核ビジョンを描いていくという位置づけの中にあるということで、私は理解しておりました。

このことについては、宮口副町長から色々皆さん方にご説明がありましたけれども、町村会といえども予算が絡んできますので、議会との十分な協議が必要であると考えておりますので、今後は町村会の一理事として広域圏組合議会もありますし、それからそれぞれ8カ町村の議会もありますので、議員の皆さんに十分理解を賜りますように今後は議会との相談もしていくという方法を提案していきたいと、そのように考えております。私の方からは以上です。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご質疑にお答えいたします。

まず、資料6の生活支援事業の中のご質問の中で、復興支援員事業の委託料はいくらなのかということで、後ほど予算書11ページの復興支援所の委託料はいくらなのかと二度ご質問がありましたので、先にお答えいたします。

復興支援員事業の委託料として、平成30年度は1億2000万円計上してございまして、そのシステムは現在の支援員の数を若干減らして、町と委託業者が意思疎通、さらには支援員との意思疎通ができるような体制にして、なるべくなら1社に委託してやっていると、全国を網羅していくことはいたしますが、若干人数は減らしていきます。ただ、何人になるかということは、議会の承認をいただいて仕様書を精査してそれから確定いたします。

以上、またご質問ありましたので、後ほどまたお答えいたします。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） お答えします。

予算資料ページ7の8の予防事業、ページ8の10の母子衛生事業、11の保健事業に関しましての本庁と二本松事務所のスタッフであります。平成30年度におきましても平成29年同様の人数で継続と維持をしてみたいと考えているところでもあります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 予算資料11ページにあります携帯電話のエリア整備事業についてでございますが、来年度は町内3箇所室原大家老と昼曾根尺石、それから赤宇木櫛平と3箇所予定してございます。事業者は大手3社と言いますか、NTTドコモとauとソフトバンク、それぞれ3箇所に設置をいたします。

来年度単年度事業を考えておりますので、年度内完了を予定してございます。

それから、エリア的にはNTTドコモに関してはこれで大体114号沿線がカバーできる予定になっております。その他2事業者については、ところどころ不通区間が残るようになりますが、そちらは事業者継続して整備をお願いしたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 除染検証委員会について、お答えいたします。

除染検証委員会につきましては、本年度4回ほど実施してございまして、最終回はほとんどまとめとなっております。他の3回についてでございますが、主にその内容は春先に起きた山火事、それからいこいの村、あと加倉地区の個別で帰られた方の家等をやってございまして、ガンマカメラにつきましては、検証委員会というよりも除染委員会の高線量部会というものがあつたんですが、その中で検討してございまして、完全にまだ終わっていませんので、これがまとも次第今、検証委員会にも報告させていただきまして、議論のテーブルに上げたいと思っております。

また、里山につきましても、事業の進捗を見ながら今後検討の課題に上がっていくのかと考えておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 予算資料15ページの震災遺構整備事業についてお答えいたします。

平成30年度請戸小学校の建物構造等調査並びに保存方法等を検討していくというふうに考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 予算書112ページの仮設住宅関係の予

算委託料はどうなっているのかということでございます。

平成29年度と平成30年度を比較いたしましたして、平成29年度の仮設の数と平成30年度の仮設の数がかなり違っておりますので、仮設住宅に係る予算は減っております。しかしながら、仮設住宅維持管理料に400万円程度、それから浄化槽維持管理料に200万円程度、それから水質検査とかそういった予算は今回も計上してございますが、仮設住宅にかかるものとしては他に光熱水費とか、修繕とか役務費とかそういった点を計上しております。

復興支援員の委託料は先ほど申し上げましたとおりですが、具体的に金額が幾らになるかということは、はっきりは申し上げられませんが、先ほど言った程度と、これがマックスだと考えていただきたい。

次に、デマンドタクシーの予算は112ページの委託料の中にあるのかということでございますが、デマンドタクシーとしては平成30年度は計上してございません。他バスとかそういった点では計上してございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） Jヴィレッジについては、要約すると十分な協議をしてきたという答弁だと受け取りました。将来像についても協議中だと、復興の拠点であると、中核的なものとして利用を計画しているということですから、十分な協議をしてこういう事業を計画したという答弁になると私は受け止めました。

あえて、十分な協議をしてきたのかとお尋ねしたのは、少なくとも広域圏組合の議員の説明や、それから3月12日の全員協議会での我々議会に対する説明内容からすると、十分な協議はなされてきていないと私は判断せざるを得ません。それはなぜかと言うと、これ議員各位が持っているし、町は当然お分かりなわけけれども、この件について11月2日に町村長会議が行われたと。1週間後、県知事に対して双葉地方町村会長が要望書を提出しているんです。この3日、5日で十分な協議をしたということにはならないと思います。若干具体的にお尋ねをしたいと思います。

まず、十分な調査はしていませんけれども、これまで議論になった問題点を整理して問題点を挙げると、駅そのものは常設だけれども、Jヴィレッジ駅の停車はイベントがあるときだけだと、臨時停車だということです。果たしてこれが復興のシンボルに足り得るのかと。我々浪江町も含めて双葉郡8カ町村すべてで避難解除されました。帰還率の高いところは川内村が30%、40%ぐらい帰還しているということだけれども、当浪江町も含めて避難解除はされたけれ

ども、まだ安心して生活できない、帰還できないと。町そのもの、町民生活そのものが通常の生活に戻りたいと思っても戻れない、これも一言で言うと復興事業は進められているけれども復興はしていないという言い方をするとまたカチンとくる人がいるかもしれませんが、復興については道半ばのまだこの辺、そういう状況です。その背景には、福島第一原発の廃炉の見通しが立っていないと、汚染水も含めてデブリの取り出し等についてもようやく1号、3号基でドーム型のカバーをかぶせて使用済燃料を今年の夏あたりから始まるかというところでしょう。原発事故は収まっていないんです。まさに、我々町民、双葉郡民、あるいは広く県民から言うと、本当に福島県が復興できるその基盤は第一原発の廃炉と第二原発の廃炉です。度々議論してきているように、第一原発の廃炉については、なお東電幹部は言を左右にして明言しない、逃げ回っている。そういう環境の中でJヴィレッジ駅をつくったから復興のシンボルになるんですか、こういう問題がある。

それから、今後議会とも相談すると町長は答えられましたけれども、浪江町の負担金3000万円、これは決して小さくない。しかし、それは町長のお金でないですよ、はっきり言って。もちろんそう思っていないと思う。こういうふうに言うとカチンとくるかもしれないけれども、分かりやすく言うとそういうことなの。我々議会に対して、議会に相談するという事だから今後の話です。今回の予算措置について、議会代表でもある議会に対して3月12日全員協議会で初めて報告があった。その何日か前に新聞報道で我々が知る、そういう状況でこの事業が進められているということについては、私は町民理解は得られていないと。私はアンケートとったわけでもないけれども、双葉郡だって檜葉町に今二つの駅があってJヴィレッジに新しい駅をつくる、そのことについて果たしてどれだけの人が共感するだろうか。説明不足も私は甚だしい、何かその、これも言葉悪いんだけど、分かりやすく言います。そういう事業計画は、復興バブルの感覚でこの事業を考えているのではないのかと言わざるを得ないです。ということで、この問題については、非常に大きな問題、課題を残すと思います。

改めて、今言った観点から、なおかつ必要性があると考えられる根拠について改めてお尋ねをいたします。

それから、避難生活支援事業についてですけれども、委託料1億2000万円の中に含まれているということなのか、1億2000万円が予算、計画をしているということなのか。

それから、どこに何名配置するのかというお尋ねをいたしましたけれ

ども、このことについてはお答えがありません。システムについては、支援員を減らして今後業者に委託するという事で検討しているということで、現在配置されている全国7箇所22名については、これも私のところに複数の人から一般質問の後電話きています。実は、昨日も電話きました。どこのブロックとは言わないほうが良いね、実は新年度の事業計画を考えているんだけど、浪江町の配置がどうなるか分からないので相談ができないんだと。明日の予算審議、インターネットで見ているので、ぜひそこのところを明確にしてもらいたいと、そういう声すら寄せられております。私は、県外の復興支援事業だけが重要だなんては考えておりません。しかし、まだ4000名もの町民が県外に避難していると、様々な形でそれぞれの団体が浪江町民だけではないにしても支援をしてくれていると。だから、新年度事業ぜひ継続したいんだとこういうことなんです。別な言い方をすると、これは前、私のところにメールよこした人なんだけど、一体浪江町は県外避難者についてどう考えているのか分からないと、東京に集められた説明会では全員解雇だと言われたと。私らの生活の問題もあるんだけど、問題は避難している町民の交流、絆の問題だと、ぜひ継続してほしいということなんです。継続するということは、分かりました。しかし、どこに何名ほど配置するかということについては、町と委託業者との間で協議するという事だけで、計画そのものが予算措置されているのに計画が明らかにされていないということは、これは私は納得できません。答弁してください。

○議長（紺野榮重君） 16番議員、質問は簡潔にお願いします。

○16番（馬場 績君） はい。それから、資料7ページ、8ページの予防事業については、平成29年度と同様の体制で進めるということですから、分かりました。

それから、携帯電話エリアについて1点だけ、NTT、au、ドコモは入るけれども、ソフトバンク参入しないということですけど、業者は業者の…

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） カバーできるということですけども、非常に不通エリア解消することについては津島地区住民だけではないけれども、喜んでいます。ぜひ早期にこの事業を実施してもらいたいと。年度内にはスタートするという事ですから、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

それから、除染検証委員会ガンマ測定事業をどのように検証し、新年度でどう活用していくのかということについては、実はまだ測

定結果について高線量部会でまとめることになっているんだけど、まだまとまっていないと、まとまり次第検証委員会に提出をして今後の方向について協議をするということですから、ぜひこれも線量の高いという意見が各所から出されております。線量については、また複雑な思いもあるわけですけども、とにかく毎時0.23 μSv を基準にして除染を徹底すると、あるいは農地除染についても徹底していくということが求められていると思います。これは要望にしておきます。

それから、里山再生事業については、今後の課題だということですから、まだ具体的になっていないということでしょうか。計画されて2年半経過するのかな、なぜこれほど時間かかっているのかということについて、改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、震災遺構についてなんですけど、年度内には検討委員会で検討の結果を出したいと、捜査、保存に関して方向性を示すという答弁がありました。そこで1点だけ、実は一般質問でも取り上げましたけれども、体育館も含めてあそこかなりの金かかっているんですけども、躯体がしっかりしております。そこで、私としては体育館、校舎、モニュメント、あのプールをどうするかということもあるんだけど、あのプールに行ってみると押し波、引き波の形跡がネットの倒れ具合で良く分かるんです。だから、まさに震災遺構にふさわしい。そして、できれば新しく芽生えてきている3本の桜の木も浪江町民の今後の成長を照らすと、浪江町の復興を照らすと、町民を励ますという意味で、これもぜひ残す方向で検討していただきたい。これは要望に留めます。

それから、生活支援事業の仮設住宅関連の予算については、分かりました。それで、仮設住宅には少なくとも2月13日の全員協議会に配付された資料によれば289戸、232人が今もって入居しております。だから、再三指摘しておりますように新たな住居も決まっていないという人もいるので、住居の問題は人権問題だということから、追い出しするようなことのないように重々入居者に寄り添った対応をしてもらいたいと思います。これも要望に留めます。

そこで問題は、仮設住宅にもう5年を超えて入居している方がいると、この人たちの新たな引っ越し先、もっと分かりやすく言うと住居がまだ決まっていないという人もおります。町は、そのことについて把握されているかどうか。把握しているとすれば、お示しをいただきたい。

それから、デマンドタクシーについては、デマンドタクシーそのものについては、予算は新年度は計上していないと。しかし、バス

の運行予算として計上しているということですが、現在利用している人たち、本当に時々私も顔出すんですけども、孤独、孤立です。買い物や病院に行く、そのとき今までNPO法人が運行するバスを利用してきていたという点では大いにその人たちを助けてきていたのではないかと思います。代わってバスの運行ということになるわけですが、バスの運行については今利用している人たちにとって支障はないと判断して良いのかどうか。

それから、デマンドの予算削除について、平成29年度についてはまだ決算されていないので、調査もしていないので分かりませんが、デマンドに対する町の支出予算は中間でも構わないですからいくらほどになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 十分な協議をしたのかという再質問でありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、経過を含めて事前に議会との説明、相談、そういうことは必要であったということですので、今大変反省をしておるところです。

ただ、ご答弁申し上げましたように、12市町村の将来像を議論していく中でJヴィレッジというのは双葉地方の復興の一つの中核拠点になるということで、整備していくことが大切だという議論がなされておりまして。そういう中で、双葉郡の8カ町村においても、この8カ町村全体の地域振興につながるという方針も確認されておりまして。そういう意味で、これは常磐線の全線開通がこれから始まります。そういう中で、インバウンドの増加、あるいは視察研修等々の事業も各町村でなされていると聞いておりますので、そういう意味で地域振興にもつながっていくであろうということで、このような新駅を一つ設けると、Jヴィレッジ、あるいはホテルもあそこにありますので、そういう利用価値も出てくるという意味合いだと思っております。

そういうことから、協議については十分なされなかったかもしれませんが、これからの将来像にあたっては交通網の体系を整備するというのも一つの眼目になるのではないかとということでご理解をいただきたいと、このように考えております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは、復興支援員に関する再質問についてお答えいたします。これまで、復興支援員を務めていただいた方、そして中間支援員の方については県外におけるふるさと絆づくり大きく貢献していただいたこと、大変感謝しておるところでございます。

一方で、震災から8年目に入るといふことで、県外の避難者の方々の状況が大きく変わっているのも事実でございます。行政である以上税金を投入する以上無駄なく効率的に、しかも効果的な支援は必要だと考えておりました、さらに県内の支援も大事だという声もありますので、今回委託という方式をとらせていただきました。委託業者が入札とかで決まっていな以上何人を配置するといふことはまだ申し上げられませんが、今回委託にした目的といふのは復興支援員がある程度的人数おりますが、支援員だけではなくて委託する団体の職員が機動的に、何かあったときにそこに駆けつけられるとか、支援ができるとそういう意味で無駄なくできるのではないかといふことで委託にしたわけでございます。そういう中で、我々は発注するなり、委託業者とやり方を決めるときに具体的な支援員は何人置きますよ、委託する団体の方はある程度支援員プラス職員の人がカバーしてねといふことは決めていきます。そういう過程の中で決めていくといふことをご理解いただきたいと思います。

ただ、私の中では関東に避難者が多いものですから、関東には当然5人以上の方とか、あと東北が多いので東北には数人、当然県内にもある程度人数を置くといふ形で、とりあえず支援員は置くべきなのかと考えてはいるところでございます。

次に、里山再生モデル事業についてお答えいたします。里山再生モデル事業については、大きく三つの柱がありまして、線量を調査してみる、間伐をしてその線量の状況を確認してみる、除染をある程度しっかりやってみるといふ20mより深いところでもやってみるといふ三つの柱がございます。

現在、線量の調査につきましては、県でもうある程度終了したところでございます。間伐についても地権者の方のご協力いただきまして、今年度分は始めているといふところです。除染についてもやる範囲は今年度については決まりまして、現在やっているといふことでございますので、そういうのは年度年度ごとに結果についてはしっかりと復興庁なり、林野庁と検証していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 仮設住宅の新たな住居のない方、ある方、今家を建てている方、それぞれ把握しながら対応をしております、残る仮設に移ってください、それからどうしても具合が悪いので動けないといふ場合は待っていますし、そのような形で一人一人把握しております。その資料を私、今持ち合わせてございませんので、近日中にご提示したいと思っております。

バスの運行運用に関しましては、現在行われております二本松市でのバス、これをより皆様に有効に使っていただくような方法をとりますし、他に南相馬市から浪江町へのバス等も計画しております。NPO法人しんまちのデマンドタクシーの平成29年度分につきましては、1006万8000円を概算で支払っておりますが、精算事務がまだ行われておりません。今、それを平成29年度としては、精算事務をお願いしているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 議長からお願いします。

質疑の際は、質疑に徹していただきたいと思います。質疑は、要望を述べる場ではありませんので、質疑に徹してください。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要望でなくて、質疑にこだわります。きちんとご答弁をいただきたいと思います。

まず、Jヴィレッジ新駅についてなんですけど、これはいろんな見方があると思いますけど、地域振興に役立つんだと。それは、何かあるときにあそこに人が降りると、その限りにおいては経済効果というか、地域、そういう全く一時単発的に効果は、効果とは私は言いたくないんですけど、一時単発的なもので終わってしまうのがJヴィレッジ新駅だと。だから、果たしてそれが地域振興なのかと。逆に、被災地における地域振興というのは、町長はどういうふうに考えているんですか。こんなに短時間でこの問題に結論を出す、地域振興について十分検討したということにはなり得ないと私は思います。

しかも一つの町にJRの駅が三つあるなんていうことは全国にありますか。誰かJRに詳しい、JRも含めて、田舎の都市で一つの町に三つの駅があるということがあり得るのかどうか。あるのかどうかということについてお聞きします。

それから、私はそういう状況でJヴィレッジの新駅の設置についてはまだまだ問題があると思います。改めて復興の課題について、本当の意味で市町村の立場、市町村の将来像、あるいは町民の再建、生活再建に役立つものとして検討すべきであると私は思います。お答えをいただきたいと思います。

それから、復興支援員について、今副町長の答弁で少しは見えてきました。最終的には、委託業者と委託契約を結ばないと業者の事業計画についても協議をしなければならないので、まだ最終的には決まっていないという趣旨の答弁でしたけれども、関東5人ぐらい、それから東北には数人ぐらい置きたいということですけど、ということは愛知県だとか、福岡県だとかという、いわゆる関西、近畿、

九州圏については配置しないということになるのかどうかお尋ねをいたします。業者と契約する際に当然町の考えも示すわけですから、町の考えについてどうなのかお尋ねをいたします。

それから、里山再生事業も含めた検証委員会の活動については了解をいたしました。

それから、仮設住宅の入居者でまだ住宅の移転先が決まっていないう実態把握しているかということについては、今調査中だということです。これについては、これは調査中というのは私はおかしいと思うんですけど、調査したことがないのかどうか。調査中だとすれば、いつまで終わる予定なのかについてお尋ねをいたします。

それから、デマンドタクシーについては平成29年の途中で1006万8000円ほど支出済みだということですが、これだけの予算を投じて運行してきたわけですが、それでも新年度においては事業効果がないということで予算計上を見送ったということなのか。予算計上を見送った理由について、改めてお聞きをいたします。

それから、1点質問が抜けました。予算書の90ページ総務費ですが、情報管理費、委託料で様々な情報をセキュリティ等委託事業が計上されております。具体的にどういう事業なのか。マイナンバーも含めたセキュリティ対策、住民情報等の中にはそういう事業も含まれているのかどうか。主な事業と委託料の予算額についてお示しをいただきたい。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 16番議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で、私は16番議員とは真逆な考え方であると聞いていて思いました。12市町村の将来像で議論していく中で、一つの提案が出たわけです。そういう中で、双葉郡の8カ町村それぞれの町村が地域振興の独自のものを施策を出しているわけです。そういう中でマッチした事業だということもご理解をいただきたいなということで、これは地域振興に必ずそれぞれの町村がつながっていくという考え方でJヴィレッジの新駅もこれは広野町、檜葉町の地域振興につながっていくであろう。それが双葉郡8カ町村に波及していく、先ほど申し上げたインバウンドの増加とか、あるいは視察研修そういうものがそこで降りてバスをつなぎながらこの震災地を訪れるとか、そういう交通の要所のところにもなってくると思います。

浪江町は浪江町の地域振興、そういうものの施策を今皆様のご協力をいただきながら展開をしておるわけです。そういうふうに広域連携をきちんと捉えて、そして双葉郡全体の地域振興を図ってい

くべきだというのがこの考え方であろうと思いますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

私からは、以上であります。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 復興支援員に関する再々質問にお答えいたします。

委託にするメリットとして先ほども申し上げましたが、復興支援員という形で常駐しなくても委託の職員が機会あるごとに機動的に動けるということがメリットだと考えております。そのため、愛知県、福岡県なりに復興支援員という方はいなくてもそちらの方面にある程度何かあったときに支援できるように委託を発注する際には、ある程度そういう地方地方に拠点がある全国的な団体に応募してもらおうようにしたいと考えているところです。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 仮設住宅の件でございますが、一人一人把握しておりますが、細かい資料は持ち合わせてないということで先ほどお答えしましたが、概略で申し上げますと、現在仮設住宅に208戸の方が入居されていまして、そのうち201戸についてはどこに行くかというのはもう決まっていっちゃう、残りの7戸の方は行き先不明者がいます、その方に関しても粘り強く相談を受けながら行き先をアドバイスしたりしていきたいと思っております。

次に、デマンドタクシー予算計上を見送った理由といたしましては、デマンドタクシー、県内どこにもあれば本当に便利で良いのですけれども、ある一定のエリアだけにするということの不公平感、さらには交付金、補助金にも限りがありますので、そういったものを浪江町を中心とした交通に充てていきたいということが今回の見送った理由でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書90ページにあります情報管理費の委託料の件でございます。

委託料合計で8300万円ほどでございますが、内訳は携帯電話の今回整備する委託料約半分ほどでございます。残りが情報管理の委託料でございます、主なものは庁内に入っています住民情報システム等の保守委託料、あるいはインターネットの業務委託、それからサーバー関連保守等でございます。マイナンバー関連については、91ページにございます情報連携保守業務委託料として数十万円ほど予算計上してございます。

○議長（紺野榮重君）　ここで11時ちょうどまで休憩いたします。
（午前10時48分）

○議長（紺野榮重君）　再開します。
（午前11時00分）

○議長（紺野榮重君）　他に質疑ありませんか。
10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君）　予算資料の6ページで2件ほどお聞きしたいと思います。まず2番のきずな再生支援事業、タブレット端末の件なんですけど、これは今度はスマートフォンなどの多様な端末も利用できる仕組みとなっていますけど、どういったことをやるのか。あと引き続き継続すると、聞いた話では来年度以降はかなり厳しいようなことをちらっと聞いたんですけど、引き続き再来年度も続けてやってくれるのか。あとは6番の先ほども避難生活支援事業ができましたけど、南相馬市から浪江町まで巡回バスが出ることになりました。復興住宅でも話をしたら喜んでいました。この運行方法とかどういった周知をしていつから開始するのかお聞きしたいと思います。

○議長（紺野榮重君）　企画財政課長。

○企画財政課長（安倍　靖君）　ご質問にお答えいたします。

まずスマートフォンなど多様な端末でも利用できるというのは、タブレットの中に入っていますアプリで浪江新聞とあると思うんですが、そういったやつがスマートフォンで利用できるようにするというので、現在でも使えるようになっていますので、ご利用いただきたいと思います。

それから、今後もその継続については、平成30年度は今までどおりこのまま継続いたします。その後もある程度若干自己負担が出るかもしれませんが、事業自体は継続してやっていくつもりで検討しているところでございます。

○議長（紺野榮重君）　生活支援課長。

○生活支援課長（清水　中君）　浪江と南相馬のバスにつきましては、週に3回程度、3往復公営住宅を周り、役場、駅に来るというコースを考えております。

○議長（紺野榮重君）　10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君）　まずタブレットで、私のスマートフォンでは使っています。ただその講習会とかやってやるべきではないかと思

います。使っている人はスマートフォンも使えるんですけど、現実にはタブレットを使っているスマートフォンを使うようになった人はかなり増えています。大体使い方は同じですから。町としても責任はあると思いますので、きちんと講習会をやるなどしてスマートフォンで使えるように町として教育すべきだと思っています。その考えがありますか。

あと巡回バスですけど、これも文教でも話したんですけど、浪江診療所、今度南相馬市にやっぱり月刊の診察の予定表を配置してくれるそうです。南相馬市の病院、半日以上かかるんですね。これを浪江診療所でかかるように、高齢者もできたら浪江診療所でかかりたい人も結構いるんですよ。この時間とか検討してやってもらえる考えがあるかお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） タブレットの講習会につきましては、今年度も継続してやっておりますし、来年度以降も職員が出向いて講習会は継続してまいります。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 当然、役場に止まるように予定していましたが、それが役場と診療所が近いということでそういった点も考慮してまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 予算書の131ページの節25の積立金で浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金がここで7億円積んでありまして、135ページの委託料等々から下なんですけど、ここで今年度はこの交流情報発信拠点施設整備事業に20億円ほど予算をとっています。昨年度が9億円ですので、合計すると36億円になるわけですね。私はこの拠点事業の当初予算は全体で42億円と記憶しております。そうすると6億円の減になっていると私は単純に計算しました。その点をまず一つご質問したい。

もう1点は、今年度20億円の予算を執行した場合には、進捗率ほどのぐらいになるのかということも2点目に質問します。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

予算書の131ページの商工総務費で25積立金、浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金7億1327万8000円。これは道の駅に対する積立金でございます。

135ページが、目6交流情報発信拠点整備事業という形で20億

3966万円。これは平成30年度道の駅執行分の予算計上額であります。この基金の関係でございますが、平成30年度は7億1327万9000円を積み立てる。それから平成29年度は基金を3億9898万1000円ほど積み立てるといふ形で、これについては、県からくる避難地域復興拠点推進交付金がきますので、これを繰り入れするといふ形で財源は確保しているところでございます。基金積立金については、この避難地域復興拠点推進交付金の額だといふことでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、進捗率でございますが、平成30年度用地売については、ほぼレイアウト、道の駅の配置にかかわるレイアウトについては、ほぼ見通しがついたといふ形でこれから開発行為、平成30年ですね。それから用地補償を進めていくといふ形で、当初計画どおりは現在進んで、ただ平成30年度にそれが何パーセントといふ形はまだ見込みできませんが、予定どおり計画執行しているといふところでございます。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 質問に入る前に予算書の資料の作成の仕方についてなんですけど、委員会審査の時に各所管から説明を受ける際に、予算書中心の課もあれば、予算資料中心の課もあれば、併用して説明する課もあるんですよね。決算書の主要な施策では、各事業ごとに款項目節の番号が書いてあるんですよ。予算資料の中の主要事業にもぜひそれを導入してもらって、説明する側、受ける側、両方スムーズにいけるようにしたらどうかと提案したいんですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 議員のご提案ありましたように、確かに主要事業については、予算科目、あるいは予算書のページ数とか記載がないといふことでございますので、何か検討したいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それでは、具体的に入りたいと思ひます。まず予算資料の9ページ、事業の番号で言えば4番、賠償支援事業です。この2352万円、総事業費といふことで、ADRに関する説明会と未請求の方の解消するための請求書作成支援事業の合計といふことでしょうがADRのこの説明会なんですけど、前回はADRのいままでの経過説明をし、その町民との意見交換、出席者との意見交換がありました。今回のこの新年度の説明会はどのような内容で進

んでいくのか、説明会をどのような内容で開催するのかということをお伺いしたいと思います。つまり、意見交換のみにとどめるのか、それとも経過、経緯を説明後、町の今後のADRに関しての新たな考え方とか、そういうのをお示ししながら、参加者の意見を伺うのか。その辺はどのようにするのかということをお伺いしたいと思います。

次に19ページ、新規事業が二つありまして、番号2認定こども園事業ということで、認定こども園の町内で安全で安心な保育環境を整えるということです。事業概要はそうですが、認定こども園のハード面はある程度クリアしていると思うんですが、この保育環境の整備ということで、具体的にどのようなことをお考えかお伺いしたいと思います。

次に3番の新規事業、子育て世帯住宅支援補助金、これは4月開校のなみえ創成小中学校へ通学、もしくは浪江にじいろこども園へ通園する子育て世帯へ住宅支援を行うと記載してありますが、もう少し事業の内容について詳細にお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からはADRに係る賠償支援事業についてお答えいたします。

ADR集団申立につきまして、これが今後、どのように展開していくかによって説明会の趣旨は変わってまいります。いずれにせよ長期化しておりますので、説明会については何らかの必要だということで予算計上させていただきました。その中では展開にはよりますが、ただ議員お質しのおり、今後の経過をただ説明するだけではなく、方向性などもある程度説明できるような説明会にしたいと思っていますところでは。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 予算資料の認定こども園事業でございますが、4月入園予定者13名ほどいらっしゃいます。そのために採用の保育士2名を含めまして、4名体制の保育になります。そういった面で小さい子どもさんもいらっしゃいますので、保育士の安全・安心、そういった部分を丁寧に保護者の方に説明して保育業務を当たりたいと考えてございます。

次に3番目の子育て世帯住宅支援補助金でございますが、浪江町の認定こども園、あるいは創成小学校、創成中学校に通いたくても住宅がないという方がいらっしゃいます。そういった方のために、今申しました認定こども園から創成小・中学校に入られる子ども15歳まで家賃補助をしたいと考えてございます。上限、家賃の2分の

1で3万円を上限に考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） ADRに関しては、ある程度の方向性も示せば示したいということで、その後、町民との意見交換と言うことで考えていると。実際に開催する時期については、いつ頃検討されているのかなということでこの点についてお伺いいたします。

さらに次の保育環境を整えるということで、保育士4名体制で保育士の人件費という意味でしょうか。確認で、保育士の人件費ととってよろしいんですね。お答えしてください。

次に、子育て世代の住宅支援ということで、上限3万円ということで360万円計上していますから、約10世帯を想定しているということで、簡単な数字でいえば10名程度の補助を考えている。兄弟ももしかしたらいるかもしれないけれども。他方、町側で県外から町へ住所を移すとかという場合に、新たな新規事業がありまして、町民対象のみならず、新たな定住者とか、新たな人が来てもらうような支援事業が必要だと思います。もっと必要なのは学校の運営、学校の教育をどう進めるかということが非常に重要になってくると思います。これは一般質問ではありませんので、新年度に向けてどのような学校教育を目指すのか簡単に教えていただきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 賠償支援事業の再質問についてお答えいたします。

説明会の時期でございますが、現在、仲介委員が主催する東電側の弁護団、東電と我々との進行協議が続行中でございます。この進行協議を踏まえ、一定程度のいままでとは違った何かそういう動きが出た場合について、その機会を捉えて説明会を開催したいとおもっております。ただ、そういう動きがなくても私どもとしては、新年度のある程度の早い段階では、何らかの説明会が開催できればと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 認定こども園の事業関係でございますが、保育士の給料、その他のこども園に係る給食関係とかございます。それらを含めてこの金額になってございます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 学校づくりの方向性、あるいはそのことのための方策というお尋ねでございますが、これまで町の方々の参加

もいただきながら、どんな学校づくりをするかということについては色々と考えてまいりました。具体的に町の広報の今月号だったと思いますけれども、こういったパンフレットなどもお届けしております。

大きな柱が三つございまして、一つは児童生徒一人一人が輝く教育。それから二つ目が地域と支え合い、地域とともに歩む学校教育。三つ目が子どもの学びのセーフティネットの充実ということになってございしますが、具体的にはこういったものについて、学校でそれに沿ったいろんな努力をすると同時に、この学校の様子をいろんな方に知っていただくことが必要だろうということで、いろんな機会を設けまして、学校に地域の方々がおいでになって、子どもたちと一緒にすごしていただくとか、あるいはそのような様子をこういったパンフレットもありますし、町の広報媒体などを通じていろんな機会に情報発信をしてみたいと考えてございます。基本的な考え方はしっかりできたつもりなんですけど、これを皆さんの力をいただきながら進めていけるような環境整備をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 予算資料の10ページ、番号13番の新規事業で定住促進住宅取得事業補助金630万円は、何件見込みで上限額はいくらなのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 3件を想定しております。町外から町内に移住される方は65万円、さらに県外から県内の方がさらに加算がありまして、最高が1件当たり120万円になるということで3件を計上しております。

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 630万円なんですよ。120万円の3件だと360万円だと思うんですけど、もう1回お願いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大変失礼しました。

町外から町内への移転が3件、さらに県でもその上乘せがありまして、県外から県内が3件という予定をしております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 予算資料の11ページで、始めに8番のため池等の放射性物質の事業なんですけれども、この事業継続になってい

ますが、ため池の放射能除去というか、その作業は今年度されていて何件かあったのかどうか。またこの値段は、来年何件分のため池を見越した事業かお聞きします。

その次の9番、町道維持管理事業なんですけれども、平成29年度の補正では、草刈り幅が減ったということで、かなりのお金がマイナスされていました。それで、1 mになったからなんですけれども、私、一般質問の時も言ったんですけど、1 mでは全然足りないから2 mぐらいにそんなにお金が余っているならしてもらいたいんですけども、そういうような改善か何かは今回されたのかどうか。またその上で道路の維持補修と一番下になっているんですけども、かなりの道路が傷んでいます。どのぐらいの道路の箇所を補修するかも加えてお願いいたします。それでその下の10番なんです。河川の除草作業。今年度の継続で大変きれいになってきています。この事業が終わると、帰還困難区域以外の河川は全てきれいになるように考えていいのか、まだまだこれをやってもちょっと残りますよということなのかお聞きいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

予算資料の11ページの8番です。ため池の整備関係でございますが、これは平成29年度から始まりまして、平成29年度が21箇所という形で、基礎調査が8箇所、それから詳細調査が12箇所、実施設計が1箇所行っているところでございます。今回の当初予算に計上しているのが、やはり箇所数につきましては21箇所。中身は基礎調査が2箇所、詳細調査が8箇所、実施設計が11箇所という形であります。ため池の調査という形で調査をしまして、今後、工事等をしていくというところでございます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道路の維持管理事業の中の道路の草刈りについてでありますけれども、今年度は刈り幅1 mということで、草が高くなりますと1 mでは通行に支障するというところで、さらに50cmとか1 m刈れるように復興庁と協議をしているところであります。道路の舗装の補修工事につきましては、平成30年度3路線を予定しております。

また、10番の河川除草作業でありますけれども、平成29年度は草を刈りましたけれども、平成30年度におきましては、竹の伐採を計画しております。竹の伐採につきましては12箇所で3900平米を予定しております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 再度お聞きいたします。

ため池等の放射性物質事業なんですけれども、今のところは工事に着手しているところは、全然ないような説明だったんですけれども、ではいつからこの工事は着手するような見込みになっているのかどうか。前年度も調査だけ、もしくは平成30年度に調査したら、平成31年度から工事が始まるみたいなその内容分かれば今から田とかに水を使う方がいると思うんで、こういう状況が分かれば、その下の地権者さんは水の管理がしやすいと思うので、分かればいつからため池の除染というか、そういうのをやるのかお聞きします。このお金で今年度やらないという説明だったので分かればいいです。

あと、先ほどの町道の道路維持管理事業なんですけれども、1mより多くやっていただけるのは大変助かると思います。また、交通とかイノシシが出てきても幅広いいんですけれど、今協議で間に合うのかと思うんですけれども、この事業も多分5月頃から草刈りするのかな、私よく分からないんですけれども、早急にいつまで決めて幅を決定しないと、またそのお金が余らせないように十二分に使っていただきたいと思います。

それでさっき答弁漏れだったんですけれど、河川の除草作業。最後に全部きれいになるんですよね。今回は何万平米と言ったんですけれども、その平米を刈れば一回りは河川は、全部回ってきれいになる予定なんですか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ため池整備の今後のスケジュールでございますが、平成29年度、平成30年度は基礎調査、詳細調査、実施設計という形で進めてまいります。先ほども答弁したように、対策工事については、まだこの調査が終わりました所、早い所は実施設計を組んでいる所もございますので、そこはちょっと今度は予算の頭出しになるという形で、ただ平成30年度にできるか、平成31年度にできるかは今後事務的に進めていって、これの対策工事を進めていく予定でございます。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道路の草刈りにつきましては、昨年と同様の時期に草刈りが始めることができるよう復興庁と協議をしていきたいと考えております。

また、河川の除草というか竹伐採なんですけれども、来年度は竹の伐採の費用計上のみでありまして、草刈りの費用は入っておりません。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私の質問が悪かったと思うんですけれども、

この竹を刈れば、草刈りのところが今残っているかどうか私では分からないので、一回りきれいになるんですかと最後に聞いたんですけども、まだまだいっぱい残るからこの金額ではできないんだよとかそういうのがあるのかなと思って聞いたんですけども、なんか質問分かりますか。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 失礼しました。

高瀬川及び請戸川の避難指示が解除された箇所について、今年度草刈りをしております。来年度は、その範囲の中の竹は全て伐採を予定しております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 事故から7年過ぎてこれまでも現在も町長をはじめ町幹部が町の再建復興のためにご尽力いただいているということについては、私も承知しております。その上でなんですけど、予算の採択については、1項目ずつの採択ではなくて、予算全体に対する議案の賛否の態度ということになりますので、私としては、これまでもそうなんだけれども、今回の予算で何が問題なのかと、その問題とする予算の項目を挙げながら反対の討論をしたいと思えます。質疑の中でも冒頭にありました。やっぱり現時点における一番の問題は、Jヴィレッジ新駅設置に3026万7000円の負担金補助金を支出するという予算が計上されているということです。これも質疑の中でやってきましたけど、この事業を決めるに当たって、町議会との協議は一切ありませんでした。経過報告のみ。それから広域圏派遣の議員の話によれば、広域圏組合でも議案審議が終わって、その他のところでこのことについて意見交換をすると。こういう対応でしかなかった。まさに、復興のシンボルとか、地域振興の要とか言葉ではいうけれども、事業そのものの取り扱い、あるいは議会も含めた対応については甚だ協議、議論が不十分だと。結論ありき、こういうことで事業を進めるというのは、いかに12市町村での協議をしたとか、双葉町村会で意見をまとめたとか、そう言ったにしてもそれはもうピラミットの頭のところで決めて、結論だけを押し込むと、こういうやり方は私は復興の事業であるとするならばなおのこと慎重であるべきだし、そういうことをされてこなかったということについては、極めて問題だと、そういう予算が計上されている

ということについて明確に異議の態度を示しておきたい。中身については、質疑の中でも触れましたけれども、イベントの時だけ止まるとか、それから先ほどは言わなかったけれども、富岡町から浪江町までは常磐線まだ不通ですよ。もし町村会がやるとすれば、地域の振興のためというのであれば、常磐線の複線化とか、あるいは常磐道の複線化とか、要はその中には（２）、（３）で入ってはいまずけれども、そういうことが今双葉地方として求められていることではないかと。交通事故の処理に当たった消防署員が重傷を負うということさえ発生していると、渋滞も慢性化していると。まさにそういう問題を解消することは私は復興のシンボルであるべきだと。それを優先して取り組むのが双葉町村会ではないのかと私は思います。こういう意見も含めて町長は真逆だとお考えであるとするならば、それはそれで見解の相違と申し上げておきたいと思います。

それから、今年度の予算の特徴。これも避難解除から１年ということ踏まえてどういうことが表面化してきているかということが予算の構成から見ると、明らかになってくるのではないかと。

５ページ、性質別の割合を見てください。人件費については16億1900万円、ほぼ前年度同額。扶助費については前年比で6億円のマイナスです。予算そのものは7億3000万円。

それから、公債費が前年比11%増の151億9900万円です。金額にすると前年と比べて57億7100万円の増です。これが建設事業の全体の予算構成46%を占めている。問題は民生費ですよ。先ほども言ったけれども、扶助費が圧縮されているということは、先程来、議論してきたように、例えば、復興支援の事業、継続すると言うけれども、規模も縮小すると。しかし、県内外に避難している人、県外について言えば、避難者で言うと全体2万648人のうち県外が住民課提出資料では6279人。これが1月末現在の避難の状況です。もちろん避難解除されて町内に戻ってくるということはあったにしても、依然として県外に4000人を超える方々が避難しているということは、その人たちの支援もすべきだと。これは、やっぱり象徴的な事業の見直しだと思うんだけど、NPO法人が展開しているデマンドタクシー、事業の内容を変えてバスの運行に切り替えると。それはそれで利便性を確保できるということになるかもしれません。しかし、全てのことを承知しているわけではないけれども、NPO法人については、避難の年から様々なイベントや、様々な事業に取り組んで、その中の一つとしてデマンド事業にも取り組んでいるということであれば事業の見直しを働きかけることがあるにせよ、この予算をカットするという理由は現在の県内避難の状況、あるいはNP

○法人の活動の実態からしてあり得ない話ではないかと。まさに民生費、扶助費が削減されている特徴的な事業としてこういう問題がある。一方では仮設に今なお230人、260人が入居している。そういう状況であるにもかかわらず、文書を置いて何月何日まで退去してくれと。こういう対応もしているということについても、全体としては町が避難解除後、帰還を促進させるという方向に大きく舵を切っている。それはそれで必要な施策だと思っけれども、余りにも急ハンドルを切っていると私は見ざるを得ない。そういう点でやっぱりまさにチェルノブイリは別にして有史以来の災害ですよ。世界から見ても歴史的な災害ですよ。7年経ったら、8年経ったからそれで、避難の問題が解決するというではないはずですよ。まさに復興の前提として町民の生活再建、町民との絆交流を時間軸で区切るのではなくて、これを継続させながら、みらい学園の卒業生の最後のあいさつ、答辞ではないけれども一人一人の復興を勝ち取っていくと。こういうために町も議会も、そして町民も一致団結して事に当たるべきだと。それが大きく舵が切れつつある。そういうことが極めて明瞭になった予算であるということを描いて反対の態度を明らかにしておきたいと思っます。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今のJヴィレッジの環境整備の一環について、新しい駅の整備負担金について反対の討論の一部として述べられました。私の見解とは多少違っておりますので、反論させていただきたいと思っます。

双葉郡町村会において、原発被災地の復興のシンボルとしてJヴィレッジの整備促進は、最重要課題であると、そしてそれに取り組んでいると私は考えております。なお一層の利用促進を図るべき、新駅の設置要望がなされ、県、JR東日本の理解のもと、事業計画が進められ、双葉郡内8カ町村においては、それに伴う負担金が求められたと理解しております。各市町村、復興の課題が異なっております。様々な困難に直面しながら復興に取り組んでいるわけで、双葉郡であってJヴィレッジの再生は必要不可欠だと思っております。ただ負担金については、様々なご意見があると承知しておりますが、いままで双葉地方広域圏組合における復興の取り組みはこの件と同列な事項が多数あると思っます。予算書の89、138、133にいろんな負担金の項目が載っております。そうしたことも鑑みながら3月12日の全員協議会で指摘された浪江の負担に対するメリットについては若干質疑がありましたが、私は次のことを指摘したいと考

えております。今後、復興に向けて双葉郡医療支援としていわき市勿来、好間に双葉郡立診療所が設置され、南相馬市に准看護学院が設置されました。それぞれ負担金が1億4000万円、そして8000万円、合計2億2000万円の負担金があります。差し当たり浪江町民にはメリットはごくわずかであろうと思いますが、将来の双葉地方の負担だと考えるべきだと私は考えております。

双葉地方広域市町村圏組合に限らず、相双地方の発展のために様々な負担金が存在しております。金額の多少はありますが、相馬港の整備促進、高速道路の整備促進、国道道の整備促進などがあります。短期的な見識ではなくもっとグローバルな視点で必要ではないかと思っております。

このようなことから、この案件は町村会議において十分事前計画が進められ、案件の重要性が認められ、短時間で整備計画がなされたものと理解しております。予算の全体を見ますと、かなり一般財源が減少するなか、福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金及び被災地域復興拠点推進交付金、復興財源を最大限に利用し、さらには財政調整基金を取り崩しながら財源の確保をした平成30年度予算は町長の町の復興にはまだまだ相当なエネルギーと時間がかかります。粘り強く町の創成を目指すという覚悟に及んで浪江町とすれば、核の施策が力強く推進できるように大変バランスのとれた予算と私は思いました。

よって、平成30年度一般会計予算に賛成の立場を表明いたします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 平成30年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで暫時休議します。

（午前11時45分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前11時46分）

○議長（紺野榮重君） ここで昼休み休憩のため1時15分まで休憩いたします。

（午前 11時46分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時15分）

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第43号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号 平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第44号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第45号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第45号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第46号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第47号 平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第48号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第49号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第49号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計
予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第50号 平成30年度浪江町財産
区管理事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第50号 平成30年度浪江町財産区管理事業特別会
計予算を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第51号 平成30年度浪江町後期
高齢者医療特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 予算資料22ページに後期高齢者の収支予算、簡
単ではありますが出ております。それで歳出のところで後期
高齢者医療広域連合納付金6962万9000円。前年比で1199万円の増額

です。それで、予算説明の時に上位所得者の納付金という説明がありました。いわゆる後期高齢者の上位所得については、633万円が基準ではなかったかと思うんですけど、該当する数、それから6962万9000円まるまる上位所得者にかかわる納付金なのか、平成30年度の歳出予算内容の主なものについてご説明をいただきたいと思ます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） お答えします。

提案の時のご説明がまずかったようで、大変申し訳ございません。

始めに後期高齢者の保険料ということで、上位所得者世帯の現年課税分として、歳入として969万8000円を計上しているところがあります。それで人数でございますが、大変申し訳ございません。中々出てこないもので、少しお時間いただければ助かります。お待ちください。失礼しました。24人でございます。

説明は以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 確認します。後期高齢者医療広域連合納付金の中には上位所得者24人分の保険料968万8000円と言われましたね。それと、そのほか何が含まれているんでしょう。

それから、後期高齢者の上位所得者については、これも確認ですけど、633万円がそれを超えた人が基準になるということによろしかったですか。お尋ねをします。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） お答えします。

繰り返しますが、上位所得世帯で現年課税分として969万8000円であります。それで24名ということであります。それと上位所得層であります。600万円でございます。633万円ではなくて600万円あります。

後期高齢者医療広域連合に納める納付金でございますが、納付金は納付金でございますのでご理解よろしくお願ひしたいと思ます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 上位所得者の数と金額については、確認できました。その上でなんだけど、これは、会計が違うからですけども、国民健康保険の上位所得層の課税基準と後期高齢者の課税基準が違うわけですね。もちろん後期高齢者という別な事業会計ということだから、制度としては分かるということになりますけれども、医療保険の中で国保の場合は500万円以上が上位所得者で後期高齢者75

歳以上の人は600万円以上。この隔たりの根拠はどこにあるんでしょうね。制度が違うというだけですか。75歳以上の方が600万円だけではなくて、500万円ということになれば、私は後期高齢者としては大変助かるのではないかというか、社会保障の事業の一環ということから考えれば、その一定のラインについて、町民としては一本化していただいたほうが負担が軽くなるということだから、そのほうがいいわけですけど、なぜこういう開きがあるのか改めて簡単に分かりやすくお答えください。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

国民健康保険と後期高齢者医療であります。どちらも平成28年中における世帯に属する国民健康保険被保険者の総額所得額から33万円を差し引いた額の600万円を超える世帯を示すということでございますので、同じという考え方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第52号 平成30年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第52号 平成30年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情審査報告

○議長（紺野榮重君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 請願第1号 二本松市における「オンデマンド交通・新ぐるりんこ」の存続に関する請願書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員会委員長、山本幸一郎君、登壇をお願いします。

[総務常任委員長 山本幸一郎君登壇]

○総務常任委員会委員長（山本幸一郎君） 請願第1号 二本松市における「オンデマンド交通・新ぐるりんこ」の存続に関する請願書の審査結果について説明いたします。

請願者が運営する新ぐるりんこにつきましては、平成27年5月から二本松市に避難された町民の移動手段として利用されており、平成29年度は1日平均約15回の運行数となっております。

審査の過程では、県立医大の通院者へ配慮やオンデマンドならではの時間の融通が利く点なども考慮され議論されましたが、以前から町が運営する生活支援バスが二本松市内で運行されており、この生活支援バスが避難町民の移動手段として定着していることなどから、また二本松市以外の地域に避難されている町民との公平性の観点から委員会としては、事務局長朗読のとおり不採択とすべきであると決定いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 委員会の審議の内容、それから私も請願書を読ませていただきました。その上で、今の委員長報告で不採択の理由として大きく言うと二つ。一つは町で生活支援バスを運行している。それから今一つは二本松以外の町民との公平性の問題があると。

したがって、今回の請願については、不採択にしたという理由ですけれども、オンデマンドの果たしてきた役割について、委員会ではどう審議されたのでしょうか。それから、二本松以外の町民との公平性確保のために採択不可という判断をしたということですけど、そうであるならば、オンデマンドの活動の幅を広げるとか、あるいは生活支援バスとの運行の調整を図るとか、そういう改善措置を図ることができるのではないかと思うんです。そういう点で委員会審議の二つの理由をもって不採択というのは、請願者の真意、あるいは請願者が果たしてきた避難以降の役割について十分理解されていないのではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（紺野榮重君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（山本幸一郎君） 今の馬場議員からの委員会では、この生活支援バスが二本松は今のところ、もう少しオンデマンドのバス事態との、間違えました。オンデマンドに対しては委員会では大変すばらしいものだったということではありましたが、この生活支援バスが二本松は通っているので、なるべくであれば、もう少し時間帯とかもそれに合わせた形で生活支援バスが運行されれば、オンデマンドでなくてもみんなに平等にできるのではないかと。

また、先ほどから不平等というようなことが大体ありましたけれども、今のところ、二本松でしかオンデマンド交通はされていません。いろんなところでされればいいとは思いますが、やはり町としても限度はあると思います。それで委員会で調べた結果、1000万円近くの平成29年度の予算書をいただいたんですけれども、この不平等というのはお金ではないんですけれども、効率的に考えると、ここでも書いてありますとおり、1日平均15回なんです。それでこの人数的に調べたところ五、六人程度だというような報告だったものですから、五、六人程度とお金でそういうわけではないんですけれども、費用対効果があまりない事業だということになりました。それでこのバス自体は本当に大切だとは思いますが、いろんな手段で二本松で行っている生活支援バスの活用をもう少し改めてやっていただけるような委員会、生活支援課の説明では、もう少し町民目線にあったようなバスの運行をするというようなお話もあった

ので、今回はこれを不採択という形にいたしました。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） やっぱり委員会審議としては、生活支援バスが運行しているので、そちらを活用してもらえればオンデマンドが廃止されても利用者にとって不便・不利益はないということのようだけど、生活支援バスの運行は、それはそれとして、これまでも大きな役割を果たしてきたということは分かるわけけれども、同時に5人であれ6人であれ、これを見てもっと利用者が多いようなんですけれども、1運行当たりの推移ということで、14のところ折れ線グラフが入っているんですけどね、1月のところで。実際オンデマンドがこれまで運行することによって高齢者にとってはなくてはならない足としての役割を果たしてきたのではないかと。私も時々オンデマンドの運行を目撃していますし、利用者の声も来てますけど、我々車も運転できない者にとっては助かっている、買い物にも一緒に行ってもらえるし、医者にも一緒に行ってもらえるしということで生活支援バスとは小回りがきくとかそういう点で別な利点があると思うんです。

そうすると、オンデマンドの事業そのものはすばらしいという評価をしておいて、詰まるところ平成29年度は1000万円の町の予算を持ち出していると。そうすると、費用対効果との関係でやっぱり見直すべきだという立場から不採択という判断に至ったということになるわけですけども、オンデマンドはオンデマンドとして事業改善、利用しやすいような改善をしてもらえばいいし、それから生活支援バスは生活支援バスとしてもっと広域を運行してもらおうとかそういう方法もあると思うんですよ。だから私は、委員会審査の報告だから委員長報告のとおりということだと思うんですけど、この事業について費用対効果の問題と町で生活バスを運行しているので、分かりやすく言うと競合すると二重投資になると。したがって、その事業については見直すべきだと。だからNPOの人たちと話していないけれども、この事業が不採択になれば、廃止ということもあり得ると思うんです。NPOはNPOとしての経営努力、企業努力は当然する必要があると思うんだけど、やっぱりNPOが果たしてきたこれまでの役割、地域密着型での役割ということから考えると、費用対効果というだけであっさり切れるものかと私は考えるわけですけど、あくまでも所管委員会としては費用対効果、そのバランスから見て今回の請願採択に至らなかったということなんじゃないか。

○議長（紺野榮重君） 総務常任委員長。

○**総務常任委員会委員長（山本幸一郎君）** 馬場議員が言っているとおり、なるべくこのオンデマンドもやっていきたいと委員からの話もありましたが、二本松はそれだけでなく生活支援バスが二本松だけ走っているんですよ。よその地区は走っていないんですね。それでやはり費用対効果ももちろんありますけれども、若干それでも生活支援バスがあるので、これをやってみて、使ってみていただいてから、やはりオンデマンドバスじゃなければだめだなとか、そういう質疑になって、今年度1年はこの生活支援バスの運行状況と利用率と町民からの良いバス、悪いバスという評価を得て、その結果を踏んでから、また考えたらいいんじゃないかというようなことでありました。

オンデマンドバスがだめと言っているわけではないんです。今の状況では生活支援バスの活用をもう一度やっていただいているということになりました。

よろしく申し上げます。

○**議長（紺野榮重君）** 他に質疑ありませんか。

7番、平本佳司君。

○**7番（平本佳司君）** 一応紹介委員ということで、1点だけ委員長にお尋ねします。

先ほど、馬場議員からの話からもっともだなという部分はあります。そしてまた、委員長からの報告にももっともだなという意見だと思いますけれども、1点だけ確認させてください。

この委員会の中で1日15回ほど、そして五、六名程度ということで、利用者が少ない割には費用がかかるという話で、不公平感もあるという形での話でしたけれども、この利用されていた方々の、例えば廃止した時にこの方々の支援策はどうするんだと、あるいはどのような考慮をしていただくのかという部分を含めまして、その辺協議したのかどうか。というのは、運行バス生活支援バスは運行しているのは平成29年度も行っていると思います。その中で利用できないというか、不便さを感じるからオンデマンド交通を使っているのではないかと、不便さを感じるからという形がありますので、その辺、今後、例えば、不採択した後に廃止したときに、この部分でその利用した方々の支援策をもう少し詳しく協議しなかったのかどうか確認したいと思います。

○**議長（紺野榮重君）** 総務常任委員長。

○**総務常任委員会委員長（山本幸一郎君）** 今までオンデマンド交通を利用されていた方の、もしこれが廃止になれば大変だなという話が出ました。平本議員が言っているとおりでありまして、やはりオン

デマンドは玄関のところまで行っていただいて、本当に融通の利く交通手段だとは思いますが。

しかし、どの事業もそうなんです、このオンデマンド交通がいままでよくて楽な状況はありましたが、やはり事業なんで、ある程度はお金がないとできないんです。これは委員会で決めたその話が出たのではないですけども、結果的にはいつかは自立する方向も考えないといけないというのは出ました。それは今回かどうかは分かりませんが、その上、先ほどからくどいんですけども、もし浪江に住んでいたとしても、どこからかは停留所なり何かからは行くように実際なっていたんです。避難、避難といつまでも言っても自立しないといけないのが現実だと思います。委員会ではこういう答弁ではありませんでしたが、まとめると今はオンデマンドも大変有り難かった交通ですけども、自立施策としても徐々に改善していきたいと。その上で生活支援バスもどこから乗るところあったら、なるべく復興住宅のそばまで行っていただけるような配慮をすれば、若干たりとでも近付くんではないかというような話にまとまりました。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 請願不採択に対して、反対の討論をさせていただきます。

今、色々委員会審議をめぐって質疑しました。やっぱり大きく言うと、どこにいても浪江町民と町民の生活再建自立のための支援施策をとると。これは、どこにいても浪江町民というこの浪江町の避難者に対する姿勢というのは、私は最初から高く評価してきました。今でもこの議会でも何回も使っていますし、どこかに行って話す時も町はこういう姿勢で臨んでいますと胸を張って言ってきました。

しかし結果、生活支援バスと競合するという面はあるにしても、それは町とNPOの事業者との間で話をして運行コースも含めて改善すると。逆に言えば、町はもっとやっぱり大きな立場からこういう民間の力、民間活力なんていうことをよく言われますけれども、こういう緊急事態だからこそ民間の協力と民間の力を借りるべきだと思うんです。そういう意味で請願は、私は採択すべきではないかという考えを今の議論で一層強くしました。

それと、今のこととも関係するわけだけども、もちろん事業に

はお金が1000万円かかっているということだから、町としてもその他の分野もあるので、大変だと、そこを見直したいという考えも分からないではないですけれども、では、この1000万円がなくなったら、逆にNPOとしては、事業継続は不可能になるのではないかと。結果、利用者が不便を来すと。玄関先から玄関までと。その利便性は、生活バスでは代替を果たすことができないのではないかと。本当に費用対効果というのであれば、負担の面での減額も含めて、町と協議をして、この事業自体は、存続できるような配慮は議会としては取るべきではないのかと思います。残念ながら請願については不採択ということなので、以上の点から私は不採択に対しては反対の態度を取らせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号 二本松市における「オンデマンド交通・新ぐるりんこ」の存続に関する請願書を採決します。

あらかじめ申し上げます。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。原案について採決しますので、委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないようご注意ください。

それでは、請願第1号 二本松市における「オンデマンド交通・新ぐるりんこ」の存続に関する請願書について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（紺野榮重君） 起立少数であります。

よって、請願第1号については不採択とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） 提出者の議会運営委員会委員長、泉田重章君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、登壇でお願いします。

〔議会運営委員長 泉田重章君登壇〕

○**議会運営委員会委員長（泉田重章君）** それでは、提案理由を述べたいと思います。

浪江町課設置条例の一部改正に伴いまして、常任委員会の所管を変更するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○**議長（紺野榮重君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（紺野榮重君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（紺野榮重君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長（紺野榮重君）** 起立多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○**議長（紺野榮重君）** 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（紺野榮重君）** 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長あいさつ

○**議長（紺野榮重君）** ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあい

さつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月6日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。特に、平成30年度当初予算につきましては、公設商業施設整備費や防災集団移転宅地造成事業費など町内生活環境の充実を図る予算をはじめ、棚塩産業団地や北・南産業団地の整備費など、産業と雇用の創出に向けた予算、さらに、町の復興の象徴となる、水産共同利用施設および水産加工団地整備の関連予算等についてご承認を賜りました。これにより、町のさらなる復興・再生が推進され、前進する町の姿を発信していくことが、今後帰町される町民の皆様の大きな希望になるものと考えております。

引き続き、町民の皆様が希望の持てる、帰還したいと思えるようなまちづくりに取り組むとともに、県内外に避難している方々が、安心して生活ができるよう、生活支援に努めてまいります。そして、いよいよ町内において、なみえ創成小・中学校が開校し、また新たなステージを迎えようとしております。議員各位におかれましては、これまで同様のご指導・ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、予算整理のため、平成29年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承下さいますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年浪江町議会3月定例会を閉会します。

（午後 2時03分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 佐 藤 文 子

署名議員 吉 田 数 博

署名議員 馬 場 績